

「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」モデル事業報告会

平成30年2月19日（月）12：30～

於：全日通労働会館 大会議室B

【雨宮主査】

定刻となりましたので、これより、「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」モデル事業報告会を開催いたします。

私、環境省、動物愛護管理室の雨宮と申します。どうぞよろしく申し上げます。

まず、開催の挨拶を、環境省、動物愛護管理室室長、則久よりいたします。

【則久室長】

みなさん、こんにちは。

環境省、動物愛護管理室の則久と申します。本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

この「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」、平成26年度からということですが、モデル事業を希望する自治体の皆様に実施をしていただきました。さかのぼれば、平成24年9月に動物愛護管理法が改正をされまして、その中でもいろいろ、殺処分を少なくしていこうという方針が示されたわけですが、25年の9月に環境省で、当時牧原政務官の時に、「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」というのを立ち上げております。その中でもいろいろ、全自治体からかなりたくさんの御意見を頂いて、特にコンセプトとしては、殺処分を減らすと言いますか、返還とか譲渡とかも大事けども、その前に引き取り数を減らすこと。さらに、その先の、その手前にあります、飼い主の意識改革と言いますか、きちんと飼っていただくということが、一番何よりも大事であるってことが当時のアピールポイントではあったかと思えます。

そういった議論の中で、大きく四つほどテーマを決めまして、やらせていただいたのが、今日もテーマごとに話していただきますけども、所有者不明の犬猫の対策。それから、マイクロチップの所有明示の推進。それから、広域譲渡などの推進。それから、普及啓発ですね。こういったところにポイントを絞りまして、モデル事業に取り組んでいただきました。各自治体でやっていただいたのは、2年だったり4年だったり、いろいろ異なってはおりますけども、モデル事業ですので、やってみてうまくいったということだけじゃなくて、こういった点がうまくいかなかったとか、あるいは、これは課題であるとか、そういったことも率直にお聞かせをいただければなと思っております。

2年前に、実は小さい報告会を行政の内部だけでやったんですが、今日のところは一般の方にも公開という形で進めさせていただきますし、今日の結果報告につきましては、追って、環境省のホームページなどでも周知をしていきたいというふうに考えております。

いろいろやってきた結果ですが、今、自治体の悩みとして大きいのは、実は、多頭飼育の問題ですとか、所有者の問題とか、どちらかという、普通にコミュニケーションがとりにくい飼い主さんたちの問題ではないかということもよく言われているようです。そういったこともあって、来年度、環境省の重点施策、ごくわずかな予算でありますけれども、社会福祉部局と連携して、

早期にそういう対策を講じていく仕組み作りができないかということ、少し研究してみようと思っておりますが、そこに今回いろいろ御発表いただく中にもヒントがあるかと思えます。いろいろ法律で、規制ができるということよりも、法律で手が届かない分野の方に、この人と動物のかかわりの大きな壁がたくさんあるんじゃないかということ、この4年間で感じてきておりますので、今日、いろんな発表を聞かせていただきながら、それをまた次につなげていければなど思っております。

という挨拶をしながら、本当に恐縮なんですけど、急遽国会対応が入りまして、しばらく抜けさせていただきますが、また途中で戻ってまいります。みなさんの発表を、またちゃんと記録に取って共有し、また私もしっかり拝見したいと思います。今日、非常に長丁場の会議になりまして、大変恐縮でございますけども、活発な御議論をお願いしたいと思います。また、今回の座長は、成城大学の打越先生をお願いしておりまして、環境省のプロジェクトにすごくかかわっていただいております。また、何人かの有識者のみなさんにもアドバイザーとして御参加いただいておりますので、有意義な一日となりますよう、期待して御挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

【雨宮主査】

続きまして、議事次第の2番、有識者紹介に移らせていただきます。

五十音順に御紹介させていただきます。

成城大学法学部の教授、打越様。

東京都動物愛護相談センター所長、金谷様。

公益社団法人 日本獣医師会、動物福祉・愛護担当職域理事の木村様は、急遽、御都合により御欠席となっております。

新潟県福祉保健部生活衛生課副参事、動物愛護・衛生係長、遠山様。

日本獣医生命科学大学獣医学部、准教授、水越様。

公益財団法人 日本動物福祉協会顧問、山口様。

本日木村様御欠席のため、合計5名の有識者の方に御参加いただいております。

続きまして、資料の御確認をさせていただきます。まず1枚目に、本日の議事次第。次に、有識者名簿。次に、A3の紙で、結果報告の一覧表。続きまして、クリップ止めの報告資料。あと、委員の皆様と、報告をいただく自治体の皆様に、こういった自由に記載できる紙をお配りしております。不足などございませんでしょうか。

では、ないようですので、発表に移らせていただきます。発表につきましては、一つの自治体当たり、発表時間10分とさせていただきます。発表から8分経過しますと、予鈴を1回鳴らします。10分経過したところで、2回鳴らします。11分経過しますと、3回鳴らして、そこで終了という形にさせていただきます。非常にタイトなスケジュールになっているので、10分でとめていただきますようお願いいたします。

また、質疑応答の時間、休憩の時間も、ところどころに設けておりますが、質疑応答の時間は15分、休憩は10分で予定しております。質疑応答は、基本的に有識者のみという形にしておりまして、もし、発表自治体の方から、こんなことが聞きたい、こんなところが良かった等、意見がありましたら、先ほどの自由記載の紙の方に記載いただきまして、できれば皆様に後日、共有させ

ていただきます。

それでは、最初の座長を打越先生にお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

【打越先生】

成城大学の打越でございます。

本日は、多くの自治体のみなさんにお集まりいただき、日頃の努力の結果を御報告いただくこと、大変楽しみにしております。

動物愛護管理法で、全国統一的に行政を運営していくべき点もあれば、日本というのは、寒い土地から、暖かい土地まで、自然環境とのバランスが問題になるところから、むしろ都会の人間関係の問題になるところまで、多くのボランティアがいてくださる都市部から、そういったボランティア活動があまり数多くはない農村地域まで、実は地域によって取り組み課題は違うと思うのです。そういう意味では、法律で解決できるところだけではなくて、それぞれの自治体は、地域の方々との連携を積み重ねて、地域のカラーをいかして活動を重ねてきた成果が、最終的に日本の動物愛護管理行政の底上げを図っていくのではないかと、そのように思っております。ですので、今日は、多くの自治体のみなさんの事例発表会を、大変楽しみに聞かせていただきたいと思います。しばらく7つの自治体の発表が続きますので、私もこちら側から聞かせていただきたいと思います。

それでは皆様、今日はよろしくお願いいいたします。

【北海道】

北海道庁から参りました、尾崎と申します。

私から、モデル事業として実施した天売島における飼い主のいない猫対策ということで御報告させていただきます。

まず、私は、北海道庁の生物多様性保全課というところから参りましたけれども、こちら、環境部局で動物愛護もやっています。私は、動物愛護担当ということ。それと、今回の飼い主のいない猫対策の実施主体である、「人と海鳥と猫が共生する天売島」連絡協議会というのがございまして、その一員としても、今回報告させていただきます。

まず、天売島についてですけれども、北海道の北部にある、札幌から車で3時間程度、そこからフェリーで2時間程度行ったところにある羽幌町の天売島というところです。人口は約330人。羽幌町全体で言うと、7,400人程度なんですけれども、比較的小さな島です。ここにですね、ウミガラスなど絶滅危惧種を含む海鳥が、約100万羽生息しているということで、これは、人が住んでいる環境としては、これほど海鳥が住んでいるというのは、世界的にも稀であるというふうに言われています。こちらにある、ペンギンみたいな白黒と、ウミガラス、オロロン鳥とも言われています。あと、ちょっと奇抜な顔をしたものが、これがケイマフリというものです。これら、希少な野鳥が生息する海鳥の楽園と言われているような島でもあります。そういったところで、近年、20年ほど前から、飼い主のいない猫、いわゆる野良猫による被害が発生してきました。

具体的に見ていきますと、まずは、海鳥への影響です。こちらの写真でありますけれども、これは、野良猫が善知鳥という鳥をくわえているところです。こういった捕食による影響、そういったことが、善知鳥や、先ほど言ったケイマフリといった海鳥の繁殖数減少の一要因。このほか

にも、いろいろとカラスだと、そういったものもあるんですけども、そういったものの一要因となっています。

それと、住民生活への影響。これは、全国で起きていることと全く同じですけども、住居侵入や畑を荒らすなど。

そのほか、猫自身への影響ということで、北海道羽幌、天売島ですね、海に囲まれているので、まだ少し暖かいんですけども、それでも冬場はマイナス10度下回ることがあります。そういった環境で住んでいて、例えば耳が凍傷でない猫もたくさんいるとか、そういった猫自身への影響というものもあります。

そこで、今参考に見せておりますけれども、天売島の猫飼養条例というのが2012年にできておりまして、飼い猫の登録制や不妊去勢手術の実施ということで、これは、全国20ぐらいの自治体、離島を中心にあるんですけども、北海道内では初めて制定されたものです。

そういったことで、野良猫対策を実施しなければならないということで、実を言うと、20年ほど前から、環境省さんとか、地元の獣医師会が中心となってやってきたんですけども、それはTNRをして、また猫を戻すというもので、瞬く間に元に戻ってしまったということで、平成26年12月から「人と海鳥と猫が共生する天売島」連絡協議会を、道や羽幌町役場、環境省様と北海道獣医師会、その他の動物愛護団体さんなどを巻き込む形で立ち上げまして、ここに書いてある天売猫方式による野良猫対策を開始しました。この天売猫方式は、協議会の中で、こういう名称がいいと付けたものであって、一般的な名称ではないんですけども、それについて御説明しますと、まず、この図のとおり島内にいる猫、野良猫を、島内の団体の協力を得て捕獲し、それを動物愛護団体などのリレーによって搬送し、北海道獣医師会さんの協力を得て、医療行為を行い、人に慣れさせる。これは、様々な団体に御協力いただきながら馴化をして、そして譲渡会ですね。譲渡会は動物愛護団体がメインで行っております。こういった譲渡会で、最後に飼い主へ譲渡していくということで、殺処分することなく、島内の猫を馴化させて譲渡するという取り組みを天売猫方式というふうに我々は言っているということです。

今回のモデル事業についてなんですけれども、全てを環境省さんのモデル事業を使ってやっているわけではなくて、いろんな主体が事業をやっておりまして、いろんな補助事業とか、そういったものをまとめて実施していると。この取り組みの一部に、今回のモデル事業が入っていることとなります。

次に、取り組みの成果についてです。まず、島には、大体200程度いたと言われていました。200匹程度いたと言われてはいますが、そのうち130匹を島外に搬出し、そのうち110匹を馴化し譲渡しております。そして現在、大体10匹程度ではないかというふうに推定されています。ということで、この数だけを見れば非常にうまくいっているということです。その野良猫の数が少なくなったという取り組みの成果なんですけれども、最近になって、ウミネコ、海鳥のコロニーが、衰退していたコロニーが、また復活してきたと。あるいは、住民生活への被害が減少してきたということが報告されています。そのほか、今回の天売。この天売猫という言葉は、今後出てくるんですけども、これは、天売猫方式で譲渡された、あるいは馴化された猫の事を総称して天売猫というふうに我々は呼んでいます。こういった天売猫が、過酷な環境から脱して、飼い主のもとで幸せに暮らしているということ。そのほか、天売島に関心を持つ人が増えているということで、今は猫島ブームも背景にあって、結構、北海道内で、猫好きの方の間では、天売島でのこの取り

組みは、非常に有名で、知名度アップにも貢献しています。

ここからは、今回の野良猫をいなくする取り組みとはまた別の副次的なものとして、その他の取り組みについて紹介します。

一つが、島民との意見交換と情報提供で、ここに、ドブネズミ問題が発生しました。ドブネズミ問題は、猫がいなくなればネズミが増えるというのは非常に単純なものかもしれないんですけども、ネズミ、ドブネズミが出現する頻度が増えて、船に影響を与えたりとか、ちょっと住民生活に影響が出てしまって、猫をこれ以上減らすのはどうだろうかという意見が出たりとか、何をやっているんだというようなことになって、これを後退させないために連絡会を設置したり、定期的な天売猫だよりの発行ということで、お手元の資料に1号と2号を載せてあります。そのほか、観光振興との連動で、天売猫ツアーを実施したり、ふるさと旅行券の配布も行っております。

それで、前置きが長くなりましたが、ここからがモデル事業の実施内容です。平成26年から29年度、4年間やりました。譲渡会の啓発チラシやWebページの作成、映像素材の作成。あと、預かりボランティアの募集チラシ。あと、天売猫手帳。これは、健康管理のための手帳を作成したりしております。あと、島内で譲渡会を行ったり、今日も来られているんですけども、北海道獣医師会の高橋会長に来ていただいて、健康相談とか講演会をやって、天売島の中での猫の適正飼養を推進しております。そのほか、島民向けのしあわせ天売猫ハンドブックを作成したり、これも島民向けに、猫の生理や習性、適正な飼育方法について知ってもらうことを目的としています。それと、天売猫ミーティング。これは、実を言うと、一昨日、2月17日に行ったんですけども、こういったシンポジウムを開催して、広く天売猫の取り組みについて周知をしております。そのほか、シェルターメディスン講習会、いわゆる猫の、天売猫に限らず、道内の猫の保護団体だとか、行政機関向けの講習会を実施したり、猫の健康飼育ハンドブックの作成ということで、島民だけでなく、北海道全体の飼育者に適正飼養の推進を目指した活動をしております。

最後に、今後の取り組みです。今回のモデル事業だけでやっているものではないので、モデル事業が終わっても、今後、継続していかなければならないんですけども、定期的に、野良猫の状況をモニタリングしながらやっていきたいと思っております。10頭しかいないんですけども、ちょっと気を抜けば、またすぐに200頭、300頭に増えてしまうということで、非常に重要かなと思っております。そのほか、島内は2番目ですけども、この天売島での猫の飼い方が模範的なものになっていただくということで、定期的な獣医師や愛護団体が島を訪れて、健康診断や講習会などを行うということを考えております。あとは、島内で猫を全くいなくするのが目的ではないので、猫を飼える機会を設けると。それと、今回の協働体制を基に北海道内のほかの地域での野良猫対策などの動物愛護管理施策の推進につなげていきたいと思っております。

以上です。

【打越先生】

北海道さん、ありがとうございました。

それでは続きまして、岐阜県の御担当者の方、お願いいたします。

[発表者入れ替え]

【岐阜県】

岐阜県健康福祉部生活衛生課の岩平と申します。

所有者不明の猫対策として、地域猫活動の推進に取り組みましたので報告いたします。

岐阜県で、モデル事業として平成27から28年度に実施した事業の内容ですが、地域猫活動を推進するにあたって、まず、地域猫活動とは何かということを知っていただくために、講習会を開催しました。また、地域猫活動啓発リーフレットを作成しました。もう一つ、岐阜県動物愛護センター地域猫活動支援事業を立ち上げ、岐阜県動物愛護センター、以下センターと言いますが、センターに必要な機材等を順次配備し、県内の各地域の地域猫活動を支援しながら、1年後ぐらいをめどにアンケート調査を行いました。

開催した講習会の内容ですが、平成27年度は、地域住民向け講習会として、県内2か所で、野良猫に困っている方、野良猫の苦情に困っている自治体の方を対象に開催いたしました。加えて、ボランティア向け講習会として、2回、地域猫活動を行っている、もしくはこれから活動したいと思っているボランティアの方、動物ボランティアの方を対象に開催いたしました。平成28年度には、市町村の動物愛護もしくは狂犬病予防担当課の職員の方を対象に講習会を開催しました。

作成したリーフレットですが、地域猫活動を知ってもらうことを主眼に作成いたしました。動物愛護センターで不妊去勢手術を受けられることを記載するなど、県の実情に合わせた記載内容となっております。

センターの地域猫活動支援事業の概要です。目的は地域住民の理解と同意を得たうえで、飼い主のいない猫の繁殖制限、給餌、糞尿の処理等を行う活動を通じ、飼い主のいない猫に起因する地域のトラブルの軽減、及び動物愛護行政の推進に資することです。以下、簡単に方法ですが、地域猫活動を行いたい自治会等が住民間での話し合いや動物愛護センターと協議を重ねて、実際に行うかどうかを決めていきます。実際に行くと決めた自治会が、センターによる手術支援、つまり、無料の不妊去勢手術を受けたい場合は、計画書をセンターに提出します。また、平成28年度から始めた取り組みで、猫の捕獲器をセンターから貸し出しすることも行っています。自治会等が、手術を受けさせる猫をセンターに搬入し、手術終了後、術後回復した猫をその自治会が引き取り、以後、その自治会内で管理を行っていきます。その1年後ぐらいをめどにアンケートを行いました。

平成27年度に地域住民向けとボランティア向けで、計4回開催した講習会には、延べ142人の参加者がありました。講習会後のアンケートでは、講習会の内容について、全ての方が「参考になった」もしくは「少し参考になった」ということで、参加された方々の知識向上を図ることができたと考えております。この講習会を受ける前から地域猫という言葉を知っていますかという質問に対して、知らなかったと答えた方が27%いらっしゃったことから、新たに興味を持つ方や地域を増やすことができたのではないかと考えております。

平成28年度に市町村担当者向けに開催した講習会には、県内42市町村のうちの24人の出席がありました。講習会後のアンケートでは、講習会の内容について、8%の無回答以外は、「参考になった」、「少し参考になった」との回答であり、市町村担当者の今後の業務に役立つ内容であったと思っております。同じくアンケートの中で、飼い主がいない猫によって困っているなど、市町村担当者が住民から受ける相談の内容はどんなものがありますかという質問に対して、排泄物に

よる被害、庭・畑が荒らされるという内容で50%を超えました。これらの被害は、地域猫活動により軽減される可能性があるため、改めて、市町村担当者に、解決方法の一つとして地域猫活動を周知できたと考えております。

地域猫活動支援事業の中で、特に、不妊去勢手術を行ったものを抜粋して表にしております。（「成果及び評価 地域猫活動支援事業」参照）相談者の欄にはセンターへ一番最初に相談した人を載せてあります。相談日の欄は、相談者がセンターへ一番最初に相談した日を記載しており、この日を基準に表中に順番に並べています。平成27年、28年度に開催した講習会は、表中の青く塗りつぶした部分の時期に当たります。No. 6の事例ですが、地域住民向け講習会やボランティア向け講習会から地域猫活動を知った住民の方から相談があり、地域猫活動につながったという事例です。そして、No. 11の事例は、市町村担当者向け講習会の実施後に、ボランティアの方から市役所職員が相談を受け、地域猫活動につながった事例であり、講習会による効果があったと考えております。

平成27年度に行った事業から得られた課題です（「平成27年度実施内容 成果から明らかになった課題」参照）。平成27年度に実施した講習会のアンケートの中で、地域猫活動をやってみたくてすかという設問を設けたところ、やりたいができないという回答がありました。その理由としては、「地域の同意が得られるか分からない」、「猫のトラブルを抱える地域はあるが、活動に取り組みたいという申し出がない」、「捕獲器の貸し出しがない」でした。これらの、やりたいができない理由そのものが地域猫活動を進めるうえでの課題であると捉えました。また、地域猫活動支援事業の中で、不妊去勢手術をセンターで実施後、猫をセンターの車庫内のケージで飼養していたのですが、冬季になると気温が低くなることがあるため、改善が必要であるという課題が得られました。

平成28年度に地域猫活動支援事業の中で行った地域住民の方に対するアンケートにおいて、地域猫活動をどう思うかと聞いたところ、地域猫活動とは具体的に何をするか分からないという回答がありました。これは、地域内での情報共有が十分でないという課題と捉えました。

これら課題の解決のために、「猫の捕獲器の貸し出しがない」に対しては、猫の捕獲器を購入して、地域猫活動支援事業に基づく場合に限り貸し出しを行いました。センター内における猫の術後の温度管理のために、ホットマットを購入しました。

平成27年度のアンケートの中で、やりたいができないという理由として、「地域の同意が得られるか分からない」、「猫のトラブルを抱える地域はあるが、活動に取り組みたいという申し出がない」というご意見に答えるために、平成28年度は市町村担当者向け講習会を開催しました。市町村担当者の理解度が向上することで市町村担当者が住民同士の話し合いに参加したり、住民からの相談を市町村窓口で受けることができるようになることを期待したものです。実際に、前述のとおり、市町村担当者向け講習会後に市町村窓口へ寄せられた相談から地域猫活動が実施された事例がありましたので、今後も市町村との協力体制を構築していきたいと考えております。

平成28年度に得られた課題の中で、地域内での情報共有が十分でないと思われることがありました。地域猫活動に取り組んでいる地域内で地域猫活動に取り組んでいることを知らない方がいたらしく、地域住民間のトラブルにつながる可能性もありますので、情報共有のために回覧板等に入れやすい広報資料のひな形を作成して提供していきたいと思っております。また、アンケート調査等も地域猫活動支援事業の改善点を見つけたり、効果検証のために継続実施している

ところでは。

以上です。ありがとうございました。

【打越先生】

岐阜県の事例、ありがとうございました。

続きまして、静岡県様から御報告をお願いいたします。

〔発表者入れ替え〕

【静岡県】

静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課の鶴沼と申します。

静岡県は、所有者不明の猫対策という中でも、効果的なTNRの推進を検討いたしましたので、発表させていただきます。

まず、背景ですが、静岡県では、飼い主不明の猫の殺処分が多く、平成28年度は猫1,450頭のうち、9割以上が飼い主不明の猫であり、飼い主不明の猫への対応が課題として挙げられております。中でも平成21年に飼い主のいない猫の管理マニュアルを作成しまして、行政、ボランティア及び地域住民の三者協働で、地域猫、ひいてはTNRの方も推進していくという内容のマニュアルを策定しました。また併せまして、市町に対して、不妊去勢手術の助成金の制度創設の助言をいたしまして、現時点で35分の29で助成していただいているところです。28年度には、26市町で4,598件の助成の方がありました。

それから、静岡県は、動物愛護事業を委託しております（一社）静岡県動物保護協会というところがございまして、そちらでも助成金の交付をしており、実績がございます。このように、助成はしているんですけども、そうは言っても、ボランティアさんの方から、声として上がってくるのが、予算が限られていて、もっと増額してくれないかというような話がございます。ただし、予算を上げるのはなかなか困難なものですから、限られた予算の中において効果的なTNRの方法はないかを検討しようというところで始めました。

先ほどの課題の概略図ですが、現状ある市町さんの方で、問題地区が複数ありまして、現状、問題地区に当たるボランティアさんと、また別のボランティアさんと、申請のあったボランティアさんに、その都度、助成金を交付してしまいますと、1地域における手術の実施頭数が限られてしまい、やりきれないうちに終わってしまうことがあり、問題が長期化してしまうような形が考えられました。昨年度は、モデルの3市町と、県、市町、ボランティア、地域住民の方から、意見交換で効果的なTNRの推進について御意見を頂きました。

御意見の検討事項については、フリーで御意見を頂いてしまいますと、予算を上げてくれという話になりがちですので、検討項目を作り、まず費用の捻出で、助成金等以外でどうにかして費用を捻出している。それをどのようにやっているか。もしくは、うまく捻出できているようなことはありますかと検討事項として挙げました。それから、人手の確保で、お金のところとは別ですが、例えば、猫を捕まえる時に非常に人手が必要とか、搬送に結構手間がかかっていますといった形で、ボランティアさんの負担を軽減できるように、どこに人手がかかるか。また、どうやって人手を確保するか、この辺の御意見を頂きました。

先ほどの図のように、問題地区が複数ある場合に、まず集中的に実施する、優先地区の決定方法。どのような設定の方法があるか、御意見を頂きました。

検討の実施ですけれども、こちらは毎年行っております、動物愛護ボランティアの意見交換会で、県内5か所、県庁の方と地元の保健所と、あとは、市町さんとボランティアさんが集まる中で、意見交換をしております。それから、モデル3市ということで、TNR、もしくは地域猫で、うまくいった事例3市をピックアップしまして、行政とボランティアと地域住民の方を交えまして、意見交換を行ったものになります。

意見として羅列してありますけれども、まず費用の捻出ということで、やはり、募金を募る話は出てきております。それから、助成金の制度の話なんですけれども、ボランティアさんが運用しやすい制度にしてくださいというので、なかなか気付かなかったんですけれども、助成金の制度が、地域の自治会の自治会長の印が必要ですか、申請しにくい形になっておりまして、もっと運用しやすいものにしてくださいという意見がありました。それから、助成金の交付先の選定で、ボランティアさんによっては、お金を出しても結果が出てこないというようなボランティアさんもいるという話がありまして、それだったらきちんと結果を出しているボランティアさんの方に、より多くお金を頂ければと、そのような御意見もございました。

それから、動物病院の負担として、安価な動物病院がありまして、そこに集中してしまうと、その病院の負担にもなってしまうというようなところになります。

手術の実施頭数の考え方の御意見としましては、集団で70%を確保できればそれ以上増えないという話がありました。ただ、なかなか裏を取ることができていない状況ですけれども、そういう御意見がありました。

評価としましては、助成金以外から費用を捻出するということは、なかなか困難でして、制度の問題の話がより多くあったのかなと。それから、私ども獣医師等になりますので、TNRに関する専門的な知識、知見について情報提供してほしいという御意見がありました。

人手の確保の方ですけれども、餌やりをしていた人に、保護の協力をしてもらおうというような御意見がありました。こちらは、餌やりをされていた方、あとは私たちがやりますので、もうおやめくださいというように、そこで離してしまうのではなくって、例えば猫を保護するときに、この期間は餌をあげないでください。この日になったらあげてねということで、協力してもらうことで、逆に人手の確保を狙うというようなものになります。

また、行政の方で広報をして、ボランティアを募ってほしいという話がありました。

搬送につきましては、安価な動物病院に行きたいがために、そこに行くまでの搬送に時間と労力を要すということで、特に、静岡県では賀茂地区の中で、動物病院自体が4件ということで、かなり少ないものになります。そこに搬送するだけでも、かなりの時間と労力を要するという御意見がありました。それから、人手の方は量も大切なんですけれども、質の方も大事であり、いろんな人がいても、きちんとできる方でないと確保しても意味がないという御意見がありました。

評価としては、地域住民の協力を得ることは、それは当然、人手不足の解消につながるんですけれども、なかなかそれも難しいねと。ただ、行政の協力は基本にはなるんですけれども、やはりうまくやれるボランティアさんもいらっしゃるしまして、そのボランティアさんの力量にも結構関係するのかなというところが考えられました。

それから、ボランティアさんで協力組織を作って必要な時に、その人員を派遣する形もちよ

っと考えられるんですけれども、なかなか団体、もしくは協力ボランティアさんばかりに集中してしまって破綻してしまうということが懸念されております。それから、話にありました、ボランティアさんの母数を増やすということも大切なんですけれども、質の高いボランティアさんを育成する必要があるということが考えられました。

それから、優先順位の設定ですけれども、ここで判断するには仕切り役が必要になるということがありまして、助成金を出している市町さんが、なかなか専門的な知識の獲得が困難であり、我々県や、獣医師会の方の協力が必要になります。それから、優先する地域についての考え方が、立場によって異なっておりまして、どうしても我々行政としましては、苦情が多い地域から始めたいという心がありますが、やはり子猫が多いところからというようなところもありまして、優先順位自体がなかなか決められないところがございます。よって、優先順位の設定には仕切り役が必要ではありますが、これを実行するにあたっては、まず、協議会等を作る必要があるなというところなんです。それから、優先順位の設定ですが、ボランティアさんの中での不公平感を生むことも懸念されますので、慎重に判断する必要があるなというところになります。

それから、自由意見としまして、そのほか挙がってきた意見ですけれども、ボランティア同士のネットワークを作りたいというところで、ボランティアさん同士で意見交換できるような場を作ってほしいというような話がありました。それから、行政による広報ですけれども、こちらは、飼い猫も含んだ適正飼養の普及啓発を含んだ広報をしてほしいという意見もございました。

評価としましては、ボランティアさん、行政等との連携だけでなく、ボランティアさん同士の連携も望んでいるということと、飼い猫に対する普及啓発も必要であるなというところが分かりました。

まとめますと、問題地区の状況、ボランティアさんの力量、様々な状況にもよりまして、統一的な効果的な方法を設定することは非常に困難ではありますが、その中でも行政の要望として多く寄せられた意見につきまして、広報の強化ですとか、助成金制度の簡素化ですとか、もしくは他地域の事例とか、科学的知見の情報提供を望んでいるような御意見がございました。よって、今後の方向性としては、引き続き我々の方で広報を実施する。それから、助成金制度の運用ですと、助成金を運用しやすい制度とするよう、会議等の場で周知する。それから、ボランティアさんに対しては、科学的な知見、この情報提供を図っていこうというところで、平成29年度引き続き実実施していくこととしております。

以上になります。

【打越先生】

静岡県さん、ありがとうございました。

続きまして、西日本、山口県さんから、よろしく願いいたします。

[発表者入れ替え]

【山口県】

山口県環境生活部生活衛生課から参りました、柳谷と申します。

山口県では、平成28年度と平成29年度の2年間、環境省モデル事業として、所有者不明の犬対

策を実施しましたので、その概要を報告します。

今回の事業で対策を行ったのは、沿岸沿いの工業地帯と、山沿いの住宅地の緩衝帯として、昭和43年から昭和61年にかけて整備された、約80ヘクタールの公園です。住宅地に隣接しており、野球場や陸上競技場などのスポーツ施設のほか、子どもの遊具があります。公園には、やぶや茂みなど犬が生息しやすい環境があり、心ない飼い主により捨てられた犬が生息していました。特にここ数年、SNSやブログ等を使って全国から寄付を募り、組織的に餌やりを行う者たちがおり、捨て犬よりもむやみな餌やりによる繁殖が問題となっています。増加した犬により、住民生活に深刻な被害をもたらすとともに、行政の捕獲保護に対する妨害行為も行われており、行政には、捕獲を求める声と殺処分に対する反対の声が寄せられておりました。

今回の事業、所有者不明犬の保護頭数です。山口県全体では、犬の保護数は年々減少しています。一方、公園を抱える地元の保健所では、毎年600頭を超える犬を保護しています。これは、山口県全体の保護数の約6割に当たります。そこで、山口県の殺処分が減らない大きな要因となっている、公園内での犬の繁殖による負の連鎖を解消するとともに、保護した犬の適正な譲渡により、県内の殺処分数を削減するため事業を実施しました。

まず、このモデル事業で、公園における犬対策を円滑に進めることを目的に、県、市、環境省と、学識経験者等専門家に住民を加えた検討会を設置しました。検討会において、住民の安全確保を最優先とし、地域住民一体となって野犬削減対策に取り組むという方針のもとで、所有者不明犬の増加防止対策として、削減に向けた機運の醸成。棲みにくい公園環境の整備。保護体制の強化。また、保護した犬の適正な譲渡として、保護犬の飼育管理等の適正化。譲渡した犬の適正飼育に取り組むこととしました。

まず、犬の生息状況等の現状把握と、公園付近に住む住民の意識調査のため、アンケートを実施しました。結果、住民の約9割は、何らかの対策が必要と回答しており、また、公園内での保護の強化や、餌やりの中止を求める声が多く、行政に寄せられる意見とは大きく異なる結果となりました。また、機運醸成を図るため、学術的な見地からも対策が必要なことを広く市民にPRするため、感染症と動物福祉の観点から、対策の必要性について市民向けの講演会。また、講演会終了後に、市内各地で、餌やりや遺棄の中止を呼びかけるキャンペーンを実施しました。また、ネット上では、事実と異なる内容や事実を歪曲した記事が出回るようになり、ネット記事を信じた者から行政への批判等が寄せられたことから、正しい情報発信として、主に行政のホームページで、県や市の取り組みについてPRすることとしました。

また、増加防止対策として、主に公園管理者である市が、棲みにくい公園環境の整備として、遺棄の禁止やむやみな餌やりの禁止を呼びかける看板やポスターを掲示し、また、公園内の草刈り等を地元住民と一緒に実施しました。また、地元の保健所が、保護活動の強化として、住民からの生息状況等の情報提供を受けて、公園内や公園周辺施設における保護檻を設置するとともに、市と協力して、公園内の一部立ち入り制限して保護活動を実施しました。

また、保護した犬を、可能な限り新たな里親に引き取ってもらうよう、これまでの動物愛護センターでの譲渡に加え、県内8か所の保健所で、終生飼育を希望する個人や、再譲渡の取り組みを行う団体への譲渡を開始しました。その結果、山口県の譲渡に協力したいという申し出があり、現在32団体が登録され、譲渡数が大幅に伸びました。また、今年度は、地元の保健所において、譲渡する犬にマイクロチップを装着したうえで譲渡することとし、また、犬の現状を把握するた

め、譲渡先へのアンケート調査を実施しています。

住民と一体となって対策を進める機運が醸成されたことにより、むやみな餌やりや行政の保護活動への妨害行為は減少し、犬の保護数は事業前に比べて増加しました。特に、成犬の保護数が増えており、地元の自治会内でも犬を見かけることが少なくなったとの声も上がっています。また、動物愛護団体と民間団体の協力もあり、保護した犬の8割以上が、新たな里親のもとで飼い犬となっています。

成果から明らかになった課題です。まず、保護した犬の譲渡についてですが、保護した犬の命を救うことを優先した譲渡を進めてきた結果、犬の殺処分数は大幅に減少しました。一方で、人に懐きにくいなど飼育管理が困難な性格の犬も多く、里親が譲渡後に逸走させたなどの情報も寄せられています。また、むやみな餌やりについてですが、野犬削減に向けた機運の醸成を図った結果、人目につく場所や、人目につく時間に行うむやみな餌やり行為は少なくなったものの、依然として、夜間や早朝にむやみな餌やりが行われています。

これらの課題の解決の方向性として、野山で生まれた犬は、管理困難な性格の犬も多く、譲渡後に適正に飼育できる者は多くはありません。譲渡の際には、譲渡希望者の飼育環境やスキルを見極めたうえで譲渡し、行政によるアフターフォローが必要と考えております。また、このような譲渡が困難な犬の保護、収容がなくなるよう、引き続き保護体制を強化していくとともに、野犬の増加の一因となっているむやみな餌やりや遺棄をやめるよう呼びかけていきます。引き続き、住民と一体となって、生活環境の改善、野犬対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

【打越先生】

山口県さん、ありがとうございました。

続きまして、鹿児島県の離島の事例の話なのですが、本日鹿児島県の御担当者様、こちらにお越しいただけないということですので、代わって、環境省の雨宮さんから、報告をお願いしたいと思います。

〔発表者入れ替え〕

【鹿児島県】

それでは、環境省より、代理で報告させていただきます。

鹿児島県は、平成28年度から29年度に、所有者不明の犬猫対策として事業を実施しております。

鹿児島県は、犬猫の収容数が多い自治体の一つですが、人口比で見た場合には、離島地域は県の本土に比べて収容頭数が多く、犬については返還率も低い状況です。そこで、本モデル事業を活用して、①アンケート調査、②啓発資材の作成・配布、③啓発イベントの開催を行って、離島地域での普及啓発、意識向上を図ることとしました。

まず現状について説明いたします。鹿児島県の保護犬の状況を、県の本土、離島地域、離島地域のうち、特に犬の収容が多い徳之島保健所管内に分けて比較しました。ここでいう保護犬の数は、狂犬病予防法に基づく抑留犬のほかに、動愛法35条3項に基づき、引き取った飼い主不明の犬、及び同第36条第2項に基づき、小動物として収容した犬の数を含んでいます。保護犬の飼い

主への返還率を赤枠で示しますが、全国の32.8%に対し、鹿児島県全体では、30.9%とやや低い状況です。内訳では、県本土で40.8%、離島地域で12.4%、徳之島保健所管内では9.4%となっており、離島地域、特に徳之島保健所管内で返還率が低くなっています。また、青枠で示すとおり、離島地域における保護犬の割合は、県の本土に比べ、犬の登録簿比で約3倍、人口比で約4倍高く、徳之島管内においては、原簿比で約6倍、人口比で約8倍高くなっています。

次に、猫の引き取りの状況についてですが、ここでいう引き取り猫の数は、動愛法35条1項に基づき、飼い主からの引き取った猫、同第35条3項に基づき、引き取った飼い主不明猫、及び同第36条2項に基づき、小動物として収容した猫の数を含んでいます。平成27年度の猫の引き取り数を、10年前と比較すると、赤い色の矢印で示すとおり、全国では平成18年度比42%となっており、半数、約半減していますが、当県は、平成18年度比で94%で、ほぼ横ばいで推移となっています。猫の引き取り状況は、地域ごとにばらつきがあり、県本土でも多い地域がありますが、離島地域においては、緑枠で示すとおり、名瀬保健所管内で割合が高くなっています。

以上のとおり、特に離島地域において、犬猫の保護収容が多い状況がありますので、課題を検討するためにモデル事業を活用し、犬猫の適正飼養に関するアンケート調査を実施しました。調査は、県内1000戸、県本土500戸、離島地域500戸へ、市町村、自治会等を通じ依頼し、郵送により回収しました。回答は667戸から得られ、回答率は県本土で80%、離島地域で55%でした。回答者の概要は、スライド円グラフに示すとおりで、犬猫の飼養状況は、犬のみ飼養する方が153戸で23%、猫のみ飼養する方が70戸で10%、犬と猫の両方を飼う方が30戸で4%であり、犬も猫も飼っていない方が約60%でした。

次に、アンケート結果について、主なものを県本土区と離島区に分けて示します。月に1回以上、犬が放たれているのを見るのかという質問では、県本土では14%が見ると答えたのに対し、離島区域は35%が見ると答えており、差が見られました。なお今回は、特に統計処理は行っておらず、以下のアンケート結果についても傾向の把握のみとしています。犬がいなくなった時の対応については、複数回答ですが、9割近くの方が、思い当たる場所を探すと回答した一方、インターネット等で迷い犬猫情報を見る。保健所等へ問い合わせると答えた方は、離島区で少なく、県本土区と差がありました。犬猫の所有者明示については、犬猫とも離島区の方が実施率は高く、猫については、本土区の倍以上の割合で実施していました。所有者明示の必要性についても、離島区の方が意識が高いことが分かりました。

犬猫の不妊・去勢の実施については、オス犬、メス犬、オス猫、メス猫の順で実施率が高く、県本土区と離島区の比較では、メス犬、オス猫、メス猫で離島区が実施率が高くなっていました。スライドの下段は、犬猫の適正飼養に関する認知度について示しますが、動物の遺棄は犯罪であること、犬猫の繁殖制限、所有明示、猫の屋内飼養の努力義務について知っていると答えた方の割合は、離島区の方が高いという結果でした。

モデル事業の二つ目としては、啓発資材を作成しました。平成28年度においては、このような2種類のチラシを5千部、スライドでは1万部となっていますけれども、5千部の誤りですので訂正をお願いします。平成29年度においては、同じリーフレットを2千部追加で作成し、さらに缶マグネットを4種類2千個。クリアファイルを1種類2千枚作成しました。デザインはいずれも県で作成し、西郷隆盛をイメージしたロゴを使用するなど、受け取った方に長く使ってもらい、啓発効果が続くよう工夫しました。配布については、イベント開始時に使用するほか、保健所な

どが通常業務でも使用し、啓発資材として役立てることとしました。

モデル事業の三つ目は、啓発イベントの開催になります。平成28年度は、奄美市に日本獣医師生命科学大学の水越先生、徳之島町に日本動物病院協会 J A H A 認定家庭犬しつけインストラクターである持永先生にお越しいただき、動物愛護セミナーを実施しました。平成29年度は、来月の3月に開催を予定しておりまして、奄美大島では2か所で街頭キャンペーンを、徳之島では、セミナーを実施することとしています。徳之島のセミナーの講師は、ノンフィクション作家の小林照幸氏で、地元の実話を書いた車いす犬ラッキーの話をしていただき、動物愛護の意識向上が図れればと思っています。

本モデル事業の成果として、アンケート結果から、離島の以下の状況が把握できましたので、今後の県の取り組みも県の取り組みの参考にしたいと考えています。今後の課題としては、離島地域で保護犬や収容猫が多いのは、住民の犬猫の適正飼養に対する認知が低いからという理由ではないことが分かりましたので、啓発の際は、その必要性をしっかりと伝えるなど、住民の理解をさらに深める工夫等が必要と思われました。

今後の方向性としては、犬の返還率の向上のために、犬がいなくなった時どうすればいいか、具体例を示して啓発する。犬の保護数の減少のために、特に放し飼いの防止について徹底する。猫の引き取り数の減少のために、屋内飼養の周知に力を入れるということに留意して、効果的に取り組んでいきたいと考えています。

では以上です。

【打越先生】

雨宮さん、お疲れさまでした。

鹿児島県さんのプロジェクトについての報告でした。

それでは、引き続きまして、今までは県レベルでしたけれども、市レベルで福岡市さんからの御報告をお願いいたします。

[発表者入れ替え]

【福岡市】

みなさん、こんにちは。福岡市の生活衛生課の川越と申します。

福岡市の地域猫活動に対する取り組みを報告させていただきます。福岡市の地域猫活動というのは、必ずしもうまくいっているとは言えない状況がございまして、ここで発表するのもちよつとどうかなというようなところもあるんですが、ここで何か我々にヒントになるような御意見を頂いたりとか、もっとこうしたらいいよというようなアドバイスを頂けないかなと思っているところがございます。では、始めさせていただきます。

福岡市では、先進都市よりは大幅遅れまして、平成19年に福岡市猫との共生ガイドラインを、策定いたしまして、それまでも市内では有志の方が地域猫活動をなさってはいたかと思うんですが、福岡市が地域猫活動について記載したガイドラインを示して、活動の後押しをしようということになりました。そして、平成21年の10月からなんですけれども、具体的な地域猫活動を行っている地域が、スライドにお示ししたルールを守っていただいた場合には、地域を指定しまし

て、支援をすることにいたしました。支援の内容というのは、地域に説明会に出向きまして、地域の方々に活動についての御理解をいただくというような支援であったり、あとは、市の動物愛護管理センターがございますので、そこで不妊去勢手術を無償で実施するという。これは、ただし原則1年間ということで、センターの獣医師が無償で実施をいたします。そして、活動に関する情報提供であったり、お困りな場合には助言をするというような支援を始めております。

そして、その実績ですけれども、平成27年度末時点で、市内の70地域で地域猫活動が行われていくことになりました。21年の10月から何年かかけて70地域に増えていったわけなんですけど、市内には行政区が7区ございますけど、大体活動地域というのは一つの自治会単位でやられていますので、小さいエリアでやっていますので、70というのは非常に実は少なく、自治会っていうのは市内で2千以上ありますので、その中のわずか70地域にすぎないという状況でございます。

そうしまして、次に、実際21年度に支援を開始しまして5年間が経過しましたので、地域猫活動の支援について、より効果的な支援というのはどんなことがあるのか、今までのままでいいのかどうかということで検証をいたしました。検証の内容ですが、地域猫活動の活動者を対象としたアンケート調査を、平成27年の7月から12月にかけて行いました。そして、苦情の分析ということで、センターの方には活動に対する苦情が、残念ながら結構来ておりまして、その分析をさせていただきます。

まず、アンケートの方の結果ですが、活動者に対するアンケートでございまして、活動を残念ながらやめてしまっているところもあったり、地域にいる猫の数を十分把握していなかったり、餌はきちっと片付ける、食べ残しはすぐ片付けるとか、トイレもきちっと設置するというような約束事が、あまり守られていない。自己申告で守ってないっていうふうにおっしゃるところが多いです。そして、地域の方々に自分たちの活動内容の理解を得るために、報告をちゃんとしてくださいねっていうことだったんですが、それもちょっと怠りがちなところもあるという結果が出ました。ですので、適切な活動ではない地域が存在するなという結果です。そして、猫の数が減ったと感じる方が非常に多いということは良かったと思うんですが、それと活動者自体は、活動して、100%の方が活動をやって良かったっていうふうにおっしゃいました。活動者自体の満足度は非常に高いんですが、活動の中身について少し問題がありますので、ここのギャップというのがあるなという結果でございます。

そして、苦情の分析ということで、これが70地域ある中の残念ながら22地域から苦情がセンターの方に寄せられておりまして、その主な内容というのが、給餌に関する、餌のやり方が悪いとか、地域猫によって糞尿被害を受けているとか、活動のルールが守られてないよとか、猫がかえって増えましたとか、そういった苦情がございまして、こうして見ると件数がそんなに多くないように感じるんですが、やはり一つ一つが結構ハードなクレームがあって、もう現地に出向いていってですね、仲裁に入らないといけないような状況に至った件数でございます。ですので、現場の職員っていうのは非常に疲弊をして、苦情対応に疲弊している状況もございます。

次に参ります。こういったアンケート調査や苦情の分析から明らかになった課題ですが、活動の目的のちょっと誤認があるんじゃないかということで、活動者っていうのは、猫の世話をすることが目的になってしまい、野良猫に起因する問題を解決しようという意識がちょっと希薄になっている方が出てきている。そして、ルールもあまり守られていないというような、本来の活動目的というのは、猫をかわいがるっていうことではなくて、猫に起因する問題を解決していこう、

軽減していこうという、その認識が活動者に残念ながらない方がいらっしゃるということでございます。そして、地域住民の理解不足・無関心というのもあるということで、活動のルールというのが認知されていなかったりというところがあります。地域の合意形成不足というのを感じているところです。

そこで、解決の方向性なんですけど、27年度末に、ちょっとやり方をこれを受けて変えようということになりました、今までは相談者と福岡市の二者で協議をして、相談者が自治会役員を説得して始めるというような形だったんですが、この自治会役員も、最初からですね、協議に入っていて、そしてこの三者で、地域にどんな問題があるのかっていうのをしっかり調査、本当に自宅を訪問して、猫対策をしているような自宅に行って調査をしたり、そして、アンケートでどんなふうにお困りですかっていう調査をしたりしました。

それと、今度は合意形成不足という部分についてはですね、回覧板等で、今までは、こういう活動をしますのでよろしくというぐらいだったんですが、説明会等を開催したうえで、嫌いな人の意見も十分活動のルールづくりに入れていこう。反映させよう。こういうルールだったらやっ
ていいよということを、しっかりやろう。そして、適切じゃなければ取り消しもできるようにしようというような改正を行いました。

その結果なんですけれども、21年度に始めまして、この辺りまでは結構ゆるい形で活動の支援をやっておりまして、手術頭数というのは多いときでは436頭とかですね、かなりやったんですけども、厳しくしましたので、ハードルがすごく上がりましたので、平成28年度の新規指定地域数が3件、平成29年度が2件ということで手術頭数もかなり減ってしまっている。ただしですね、この28年度、厳しくしてから5地域については、全く苦情が来ない。少ないけれど、数は減ったけれども、モデルとなる地域ができたというふうに我々は考えておりまして、こちらの方のやっぱり22地域はですね、問題がまだ継続しているというような状況でございます。ですので、こういった、数は少なくともいい地域を増やしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

【打越先生】

福岡市さん、ありがとうございました。

それでは続きまして、長野市さん、よろしくお願いします。

〔発表者入れ替え〕

【長野市】

長野市保健所食品生活衛生課動物愛護センターの関口徳之と申します。よろしくお願いします。

私どもで実施したモデル事業、所有者不明の犬猫対策と教育活動の推進について、報告申し上げます。

まず実施したモデル事業の概要について報告します。所有者不明の猫対策、及び所有者不明の犬対策を平成28・29年度、教育活動の推進は本年度の実施事業で、現在制作しています。所有者不明の猫対策では、不妊化手術を受けさせずに所有者不明の猫に餌を与えている市民と、飼い猫

を屋外で飼養している市民に対して、適正飼養を普及啓発するために、ポスターと動画を作成しました。所有者不明の犬対策では、飼い主が犬を逃がさない管理と、必要なマナーについての動画を制作しました。教育活動の推進では、小学校3年生以上の児童を対象として、動物愛護の普及啓発と生命尊重についての動画を現在制作しています。

最初に、所有者不明の猫対策について報告します。当市では、猫の殺処分数は減少傾向ですが、猫による苦情数や引き取り数は若干の減少程度にとどまっています。実際に所有者不明の猫にかかわっている市民との対話から、猫に不妊化手術を実施しない理由が大きく二つあることが分かりました。一つは、手術費用が高いということ。もう一つは、慣れていない猫を保護できないということです。当市職員が、問題になっている市民に対して面会した際に、指導する内容の一部をポスターとPOPとして作成しました。動画は、ポスターの内容に加え、地区自治会から野良猫に困っているという相談を受けた際に当市職員が提案する、地域猫活動開始までのアプローチなどについて解説をしています。

実施体制は、センターがポスター・POPの原案、動画のシナリオなどの作成をして、モデル事業委託業者に制作を依頼しました。普及方法として、完成した動画などの当市ホームページへのアップロードは広報広聴課、ポスター・POPの掲示は、キャットフードを販売しているホームセンターなどに掲示を依頼しました。そのほか、広く周知するため、新聞社に普及啓発物の内容について記事掲載を依頼しました。

成果及び評価として、御覧いただいているスライドの下段と、あと、資料21ページにもあるんですけども、成果物としてポスター・POP、動画を完成させました。ポスターはキャットフードを販売しているホームセンター、ペットショップ、動物病院のほか、飲食店や地区公民館に掲示され、POPはこちらのとおりですね。こういった形でキャットフードコーナーに掲示がされています。動画は、当市ホームページにアップロードしているほか、今年度、動物愛護週間に、QRコードを表示したティッシュを長野駅でボランティアの皆様と配布しました。このような形で普及啓発することができました。

成果から明らかになった課題として、所有者不明の猫への対応を知らずに、餌を与えていた猫から生まれた子猫の引き取り依頼を未だに受けるということ。また、不妊化手術は実施した方がよいと思いつつも、実施せずに、所有者不明の猫を増やしている市民がいることが課題として明らかになりました。このことから、より広く周知することと、猫の事で近所の問題になっている市民とは対話をする必要があると考えました。そこで、課題解決の方向性として、3点挙げられます。まず2点として、キャットフード販売店など、猫に餌を与えている市民が行く場所での掲示を増やすこと。動画、「野良猫を増やさないために」のQRコードを表示したポスターを広く掲示し、動画の視聴者を増やすこと。この2点の取り組みを通じて、3点目として、なんでもその人は所有者不明の猫を適正に管理しないんだという近隣住民からの苦情や相談により、個別に指導ができるようにしていくこと。この3点の取り組みを通じて、今後も課題の解決に努めていきたいと思えます。

次に、所有者不明の犬対策について報告します。平成22年度以降、当市は野犬を捕獲していませんが、その理由として、飼い犬の逸走による野犬化がないことが考えられます。このことから、この状況を維持するため、飼い犬の逸走防止について普及啓発するとともに、犬の散歩など飼い主のマナーの向上をするため、動画を制作しました。

実施体制は、センターがシナリオを作成し、モデル事業委託業者に制作を依頼しました。動画を普及するための方法として、本市ホームページへのアップロードを広報広聴課でしているほか、ボランティアと共催している犬のしつけ方教室で、参加者に向けて毎月放映し普及啓発を図っています。さらに広く普及するため、新聞社に動画の内容について記事掲載を依頼したほか、長野県獣医師会が約1万6千部発送する狂犬病予防注射のハガキに、この動画QRコードを表示することになりました。

成果及び評価として、動画の視聴時間は5分程度と短いため、犬のしつけ方教室中に放映できるようになりました。また、先ほどの動画「野良猫を増やさないために」と同様に、今年度の動物愛護週間には、QRコードを表示したティッシュを長野駅で配布することができました。

成果から明らかになった課題として、関心の低い飼い主は視聴しないということ。及び、動画内で訴えている適正飼養が理解できていても、適正に管理しない飼い主もいることが挙げられます。そこで、課題解決の方法として、さらに周知徹底を図り、適正飼養に関心がある飼い主により多く視聴してもらうため、今年度のモデル事業で作成しているこの動画の普及啓発ポスターの掲示、及び犬の登録時に交付する鑑札と併せてQRコードを表示したチラシの配布を行います。これらの取り組みを通じて、犬を放し飼いに行っているなど、苦情や相談から、不適正な飼養をしている飼い主を明らかにして、個別に指導していくことに課題の解決に努めていきたいと思いません。

こちらのスライドは、所有者不明の猫対策、及び所有者不明の犬対策の課題解決の方向性で報告した、それぞれの動画を普及するためのポスターです。今年度のモデル事業として、現在作成中になります。いずれも、地区公民館、市内各支所での掲示予定になっております。

最後に、現在制作している教育活動の推進について報告します。内容は、捨て猫を拾った場合、譲渡会で犬を譲る件などの3話のドラマで展開するケーススタディと、産業動物、及び実験動物の飼育者が、どのような気持ちでそれぞれの動物と接しているかなどのインタビューを通じて、動物愛護と動物福祉を普及するとともに、生命を尊重する気持ちを育むことを目的とした動画です。なお、スライド下の犬は、導入に、このペットの感情表現というところで使われる写真になっております。

実施体制は、センターが本市教育委員会から児童に理解できる構成するための助言をもらって、シナリオ、台本原案の作成をして、モデル事業委託業者が原案の編集などを行いました。小学校では、出演児童を決定するうえで、保護者への説明と承認を得るなどの対応をしました。そのほか、ドラマにはエキストラとしてボランティアの方に出演いただき、インタビューの対象としては、牧場経営者、実験動物施設の責任者に出演いただきました。完成後には、広報広聴課でホームページにアップロードを行い、モデル事業委託業者は、この動画をDVDに複製します。この動画は、教育委員会を通じて市内の全小学校に配布をする予定です。

こちら、現在作成中なので、想定する成果及び評価について報告します。市内全小学校に配布することから、道徳の時間に活用され、捨て猫を拾った場合の対応や自治体で犬猫の譲渡を行っていることは、少なからず伝えられると考えております。完成後には、当市のホームページでアップロードしますので、興味ある方は御覧いただければと思います。

以上、長野市が取り組んだ所有者不明の犬猫対策と教育活動の推進について報告を終わります。ありがとうございました。

【打越先生】

長野市さん、ありがとうございました。

それでは、ここから、有識者からコメントをもらっていこうと思いますので、ちょっと準備をさせてください。(壇上に移動)

7つの自治体の皆様、お疲れさまでした。ここから先は、7つの自治体の取り組みの共通項や、あるいは頑張った成果であるとか、課題の今後の対応の仕方などについて、有識者からディスカッションしていただきたいと思います。15分弱やりまして、14時10分過ぎから14時20分まで休憩時間を取りたいと思います。傍聴者の皆様もお疲れでしょうけれども、もうちょっと頑張りたいと思います。

それでは、今までの7つの自治体に関して、感じたこと、感想、または質問等があれば、4人の委員の先生方、いかがでしょうか。

それでは、水越さん、お願いします。

【水越先生】

みなさん、本当、日常に興味深い報告ばかりでありがとうございました。

コメントになるんですけども、鹿児島県、今日いらっしゃっていないんですが、鹿児島県の報告の中で離島と本土でのアンケートがありましたが、その中で、離島の人々の認知が低いからという理由ではないという結論になっていましたが、回収されたデータを見ると、本土は80%超えているが、離島は55%という回収率になっていますので、そもそも意識が高い人だけが回答したという可能性がある、つまり本土の解答と単純に比較できないかもしれないということも考える必要があります。もう少し離島の方の回収率を上げるような調査をされた方がいいのかなと思います。

【打越先生】

水越さん、ありがとうございます。

雨宮さん、何か鹿児島県フォローすることありますか？

【雨宮主査】

ちゃんと伝えておきます。

【打越先生】

分かりました。ちゃんと伝えておきます。確かに、離島となれば、いろいろ情報も入ってきにくい。それは別に離島でなくて、今日お越しの自治体の皆様でも、過疎化が進んでいる地域などの問題として、どうやってそういう人たちに伝えていくか、話を聞きに来てくれない人をどうやって引き込んでいくかっていうのは、大きな課題になっていると思うんですね。

私は住んでいるのは長野県なんですけれども、長野県でも最も過疎化が進む地域だったりしますと、頭では分かっているし、これがどうやら正しいことで、保健所の職員もそれは言っているのが、行動に移さないという、分かってないわけじゃないけど、というのは確かにそうで、でも

行動に移さないということがあります。なぜならば、それをやるのには自分たちにとってメリットがない。お金がかかる。手間がかかる。だから、行動を起こすインセンティブをどう作っていくか、行政から見れば、甘やかしに見えるかもしれませんが、どう動かしていくかというのが課題かもしれません。

水越さん、ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方、いかがでしょうか

それでは、遠山さん、お願いします。

【遠山先生】

地域猫の取り組みがたくさん出ておりますが、新潟県はとても地域猫の取組が遅れている地域です。福岡市さんの発表で、担当としてはうまくいってないと思いますと最初にコメントされていましたが、長いこと地域猫の取組をやっていて、いろんな課題が掘り下げられてきて、今だから問題点がはっきりして、解決すべきことが明確になったのだと思います。ボランティアさんたちはやりたいことだけやって、どうしても難しいことから手を引いてしまうという課題がはっきり出てくることは、今までなかなかなくて、進めよう進めようとしていると、ボランティアさんにいいことばかり言うてしまうことが多いのですが、こういう課題がはっきりしてきたのも、今回のモデル事業のいいところなんだろうと思います。どの発表もそうだったのですが、最後にすごく大事なことをみなさん言っているんですね。課題がこういうふうに出てできました。これからはこうしていきたいという話をされていて、とても参考になるんですけども、大事なところで時間が足りず早口になっていて残念でした。できれば、前段の背景の話よりは、最後の解決手段の話を手厚く説明いただけると嬉しいと思います。

静岡県さんのTNRのお話も、一番最後から2枚目のスライドが、行政に対する要望というところがあって、行政はこういうことをやってほしいというニーズ調査をちゃんとやっていくのが大事なんだと思いました。あと、私もチラシを作る担当ですけど、行政側って、どうしても自分で言いたいことだけチラシに書いてしまうので、うまいチラシができないと感じています。やはり、チラシを見る人の立場に立って、TNRでもなんでもそうですけど、相手がどう思っているかをちゃんと調査したうえで、それに対してやっていく、各課題でそれぞれ取り組んでおられると思うんですけど、せっかくの少ない資源を使っていくうえで大切なことだと感じました。

【打越先生】

はい、ありがとうございます。

2点あったと思います。こういう成果を出したというだけじゃなくて、実はこれだけ課題が見えてきた、進んでないというふうに正直におっしゃった福岡市さん。また、静岡県さんも似たような状況だったと思いますが、そうやって素直にうまくいかない課題を率直に論じることができるというのも、大事なのかなと思います。それが、遠山さんの御意見の1点目だったと思うんですね。

1点目の方について、まず静岡県さん、福岡市さん、ちょっとマイク回している余裕ないんで大きな声でお願いしたいんですが、課題が見えてきたこと、それをディスカッションしようとする姿勢も大事なんじゃないかと思ったというコメントにいかが思われたか、静岡県さん、いかが

でしょうか、まず。

【静岡県】

課題の把握は、ある程度は認識しているつもりですので、それを県だけではなくて、ボランティアさんですとか、もしくは市町さんと一緒に課題を共有して検討していければいいのかなという思いです。

【打越先生】

福岡市さんの方はいかがでしょうか。

【福岡市】

実際に、活動への支援を行っている自治体としては、本当に何が正しい支援なのかっていうのが難しく、今自分たちはこれが正しいと思っていますという投げかけをして、それに対してリアクションも頂いて、何かもっと前に進められればと強く思っています。

【打越先生】

ありがとうございます。やる気十分なお二人のコメントだったと思います。

遠山さんのコメント、もう一つありました。住民やボランティアのニーズをきちんと聞くこと。チラシを作る場合にも、行政目線ではなくて、読む側の目線に立ってチラシを作ったり広報することが大事だと思ったというコメントがありましたけど、それに該当するのはきっと北海道さんのパンフレットと、長野市さんのパンフレットは、その読み手の側の発想を捉えていると思いますので、北海道さんと長野市さんから、遠山さんの、この読み手目線、あるいは飼い主目線やボランティア目線という話について、お聞かせいただきたい。どう思ったか、聞かせていただけますでしょうか。

それでは、北海道さんから。

【北海道】

北海道の天売猫の取り組みは、離島ということで、出てきたドブネズミの問題が出てくるまではですね、どちらかという島民を置き去りにしてずっとやってきたというところがあってですね、野良猫さえいなくなればいいんじゃないかというようなところがあったんですけど、そうではないだろうというか、野良猫を島民がきちっと飼っていくということも重要であるし、その住民の理解なくして、やっぱり今後も継続して、そういう野良猫をいなくするってことはできないだろうというふうに思いなおしてですね、協議を重ねたりとかして、その意見を聞いて、こういうハンドブックなりですね、天売猫だよりっていうのを作ってきました。

【打越先生】

天売島のパンフレット、すごくかわいらしくて素敵だと思います。中間報告の時も伺いました。継続していて何よりだと思います。

同じように、読み手目線での普及啓発というか、情報発信ですね、ホームセンターなどでとい

う話もありました。長野市さん、いかがでしょうか。

【長野市】

はい。

私どもで作ったのは、21ページのこの赤い、「野良猫にエサを与えている人へ」というパンフレットなんですけども、まず読み手目線ということで、餌をまず買う、餌を購入する人に見てほしいなっていうのがあって、ホームセンターのキャットフードコーナーにこういった形で展示しています。それで、これちょっと、盲点になりがちなところで、餌を与えている方、餌代が増えて大変だって相談、大変よく受けるんですけども、実際に増えていけば、私どもの管内にあるホームセンターで、一番安価なキャットフード、大体2.7キロで600円ぐらいのものなんですけども、どれぐらい餌代かかるかを計算していくと、そうですね、2年後に80頭はなかなかないのかもしれないなくて、1年後の20頭で2万円ぐらいに月になってしまう。であれば、不妊去勢手術を実施した方がいっそのこと安くおさまるんじゃないかと、あとは、事故死する猫の減少とか、そういったいろんな地域住民の方々から、こういう目線で見られていますという着眼点で一応作ったものになっています。

最後に、よく、慣れてなくて手術できないなんて相談受けた時に、こういった流れで手術できますよというのを、最後に解説しているような……になります。

【打越先生】

長野市さん、ありがとうございます。

もうお一方ぐらいどうでしょう、山口先生、それでは、どうぞ。

【山口先生】

本当にみなさんととてもよく取り組まれていて、大変ご苦労なさっているんだろうなっていうふうに思っております。北海道の方から、シェルターメディスンの言葉が出てくるとは思ってなかったんですけども、この役場からシェルターメディスンのセミナーに来てくださっていて、それが役に立ったというのであれば、本当にありがたいことだというふうに思っております。それですね、静岡の方のスライドの中に、集団で70%実施していたらよいという、括弧書きなんかにあったんですけども、先ほどのTNRを先行してやっている海外の御意見をこの前お聞きしたんですけども、英国なんかでは、70%じゃ駄目だよと。また増えるよということで、90%ぐらいいはいかないとなかなかうまくいったと言えないっていう言葉を聞いてしまいまして、えらいハードル高くなったなとは思っています。やはり集中してその地域をやるっていうのは、大切なことかなっていうふうに思います。ですから、助成金の出し方で悩んでくださって、言われるところへ出していたら増やすだけっていう、もう既にお気付きになっていらっしゃるんですけども、90%というのを聞いた時に、やっぱりこれは集中してやらないと、その地域の問題解決にならないのかなというふうに思いました。ですので、みなさん、これからまだ本当に大変だと思うんですけども、何とかTNR、そして次のM。リリースの後のM、管理ですね。マネジメントをきちんとやるということで、今まではTNRって言うと、リリースして終わりみたいな感じなんですけど、その後のMが大事なんだよっていうことをおっしゃっていたんですね。ですので、

やはり日本は、特に近隣とのコミュニケーション不足とか、いろんな問題でトラブルということがありますので、その辺り、後のMっていうのを、やはりこれからはしっかりやっていかないとトラブルが減らないのかなと思います。でも、ものすごくみなさん努力されていて、私もいろいろ学ばせていただきました。逆に、ありがとうございました。

【打越先生】

山口先生からお褒めの言葉を頂けるとするのは、自治体関係者から見れば大変光栄なところだと思います。今、やるなら集中して本気でやらないと、結局また増えていってしまうというお話がありまして、それに関係する、一番関係すると思うのが、実は山口県さんなのではないかと。その野犬対策に関して、思い切って協議会、検討会を立ち上げているというお話でしたので、やるなら思い切らないといけないという、その山口先生の御意見、いかがでしょうか。

【山口県】

そうですね。

一部の動物愛護団体の方からですね、大分、山口県に対しての批判とかもあって、行政だけでは、正当なことを言っても声が届かない部分もあったので、ああいった検討会という形で、専門家の意見を取り入れながら、対策を進めたのが、いい方向に進んだのかなと思っています。

【打越先生】

ありがとうございました。

今回、所有者不明猫というか、不明の犬と猫というテーマで議論してきましたけれども、実際に犬や猫の数を減らせるとか、成果が出るかという前に、多くの自治体さんは、話し合いや意見交換に相当時間を使っている。そうすると、何となく進んでないような、まだまだ前に進んでないというお気持ちになるかもしれませんが、公共政策の常でありまして、多様な関係者との話し合いや協議の場、信頼関係ができるということ自体が、実は武器が強くなっているということで、大きな進歩だと思います。そういう点では、例えば山口県さんや北海道さんのように、恒常的な会議を設置しているのは、非常に重要なところで、アンケートをして適宜会議を持つというのもいいですけども、こういう連携、協議会のようなものが、今後本当に必要になっていくのではないかと思います。

以上、少し時間が延びてしまいましたけれども、ここから休憩に入りまして、14時20分再開したいと思います。よろしく申し上げます。

【雨宮主査】

皆様、14時20分になりましたので、大きな2つ目の枠の発表に移らせていただきます。

マイクロチップ等所有明示の推進についてということで、こちらについては、座長を水越先生にお願いしたいと思います。水越先生、よろしく申し上げます。

【水越先生】

よろしく申し上げます。

座長代わりまして、日本獣医生命科学大学の水越と申します。

これから、マイクロチップについての発表になります。

まずは、神奈川県さん、よろしく願いいたします。

【神奈川県】

神奈川県生活衛生課の佐藤と申します。よろしく願いいたします。

本県からは、マイクロチップによる所有明示の推進について御報告いたします。

まず、本県が平成26年度から29年度に行ったモデル事業の概要についてです。まず、施策を効果的に推進するにあたり、課題を明確にすべきだろうと考えまして、平成26年度、初年度にアンケート調査を行いました。こちらのアンケート調査の対象としましては、県民だけではなくて、マイクロチップの普及啓発に大きな役割を果たすペットショップと、あと動物病院、この3者に対してアンケート調査を行いました。さらに、こちらは環境省の協力のおかげで、業者にアンケート調査を委託することができましたので、多くの母数を集めることができました。県民に対しては619件、ペットショップに対しては350件、動物病院に対しては250件、アンケートを実施しました。こちらのアンケートを実施して明確になった課題に対して取り組んでいるところであります。

アンケートの結果、主に五つの課題が明らかになりました。まず一つ目として、周知を行っているペットショップが16.3%という低い値でありました。二つ目が、衝撃的な内容だったんですけども、マイクロチップを装着しているにもかかわらず、登録をしていない、もしくは登録をしているかどうか分からないという飼い主が、なんと50.9%もいたというものです。三つ目として、マイクロチップは獣医師が装着させるんですが、そのマイクロチップを勧めている動物病院が半分にも満たないという割合でありました。4点目として、飼い主がマイクロチップを装着しない理由の一つとして、マイクロチップリーダー設置施設がどこにあるか分からない。だから埋めても意味がないんじゃないかという声がありました。最後5点目として、装着の費用が高いという声がありました。こちら五つの課題が明らかになりましたので、それぞれに対して施策を進めていきました。

まず一つ目と二つ目の課題に対してどんなことをやったのかというものです。まず一つ目、周知を行っているペットショップが16.1%。なぜ低いのかと、このペットショップにアンケートしたところ、周知するための資料がないからだという意見がありました。そこで、ペットショップで配布できるようリーフレットを作成しました。次に2点目として、マイクロチップを装着しているにもかかわらず登録をしていない、または登録をしているかどうか分からないということに対して、しっかりと啓発する必要があると考えまして、ペットショップで配布するリーフレットには、この登録の重要性を強調したものを作るようにしました。特に、今後マイクロチップの装着が義務化、販売時の義務化された場合に、この登録していない、もしくは登録不明というのがかなり大きな問題になってくるとお思いますので、今後さらにここを啓発する必要があると考えています。

3点目、マイクロチップを勧めている動物病院が43.5%。なぜこの値なのか、動物病院にアンケートをしたところ、診療が忙しくて、なかなかマイクロチップの事までは話が進まないということでした。そこで本県では、動物病院の待合室で啓発できるようなものを作ろうと考えまして、

DVDを作成しました。DVDも、飼い主さんの興味が持てるようなストーリー性のあるものにして、啓発をするようにしました。

4点目として、マイクロチップリーダー設置施設が分からないという声がありましたので、設置施設を県のホームページで公表するようにしました。

5点目として、装着の費用が高いという課題に対しては、これは間接的なアプローチになるんですけども、県の保護センターで収容された犬猫については、全て装着してから譲渡するようにしました。

これらの実施体制については、多くの関係者の皆様の御協力をいただき、行うことができました。環境省と本県では、いろいろな関係団体との連絡体制の構築だとか、あとは、普及啓発イベントで積極的にマイクロチップの啓発に努めてきました。神奈川県内の市町村の方々につきましては、こちら、市町村の方々は、狂犬病予防の集合注射の事務を行っておりますので、そういった多くの犬の飼い主さんが集まる場所で、リーフレットを配布いただいたりなどをしました。公益社団法人 神奈川県獣医師会やペットショップにつきましては、普及啓発の協力をいただきました。

それぞれの成果及び評価です。まず、1番目と2番目の課題に対して、普及啓発のリーフレットを配布しましたが、いろいろな形、県から直接県民の方に配布したりだとか、あるいは、動物病院経由、市町村・ペットショップ経由というような形で、多くの方に御協力をいただきながら、たくさんの部数のリーフレットを配布することができました。3点目の、動物病院で普及啓発できていないというものに対してのアプローチとして、DVDを作成しまして、こちら、全国の自治体の皆様にDVDの希望を伺いまして、希望があった自治体に71自治体に配布させていただきました。あと、マイクロチップリーダー設置施設の公表については、行政機関15か所と、あと、動物病院178か所、こちらは、獣医師会の力がかなり大きかったです。で、ペットショップが9か所でした。で、最後、県動物保護センターの譲渡犬猫について、マイクロチップを装着してから譲渡していますが、こちらは27年度の途中からやっております、28年度は、370頭に装着してから譲渡をするようにしています。

成果及び評価です。返還率と推定マイクロチップの装着率の推移についてです。マイクロチップの装着率が推定になっている理由としまして、マイクロチップの登録数については、AIPOから実数地をいただいております。ところが、飼育頭数については、あくまでペットフード協会からの推定飼育頭数から割り出しておりますので、マイクロチップの装着率については推定マイクロチップ装着率となっております。上側の青い線が犬の返還率、下の赤い線が犬の推定マイクロチップ装着率となっております。御覧いただくとおり、犬の返還率については、25年度が53%だったものが、波はあるものの徐々に伸びていきまして、昨年度28年度は60.5%という結果になっていました。犬の推定マイクロチップ装着率につきましては、25年度が9.1%だったものが、順調に伸びまして、28年度が16.1%というようになっております。こちらのマイクロチップの装着率と返還率の因果関係は、しっかりと確認はしてはいないんですけども、少なくとも相関関係につきまして、相関分析を行ったところ、相関係数が0.53という値で、少なくとも相関関係はあるというように、相関関係があることは確認しております。

成果から明らかになった課題と課題解決の方向性です。大きく二つあります。まず一つ目が、効果的な周知方法について工夫が必要というものです。リーフレットやDVDを作成したんです

けれども、やはり、一つの自治体、一つの機関だけで配ろうとすると限界がありました。そこで本県の場合は、いろいろな県内の市町村だとか、動物病院やペットショップなど、いろいろな機関に御協力いただくことで周知することができました。特に、狂犬病予防集合注射は、多くの犬の飼い主さんが来ますので、リーフレット配布に有効だろうと考えられました。また、DVDにつきましても、動画の機材がないと放映できないという動物病院もありますので、そういったところの対策として、YouTubeにアップロードして県のホームページで見られるようにしたりなどもしています。あと、QRコードも作りまして、動物病院に配布したりなどもしています。

二つ目として、こちらが大きな課題かなと思うのですが、装着しているにもかかわらず登録をしていない。もしくは、登録をしているかどうか分からないという飼い主が50.9%もいたというところでもありますので、さらに今後もマイクロチップ装着義務化されると、ますますここが重要になってくると思いますので、啓発時には登録の重要性、特に住所が変更したときには、変更手続きを必ずやってくださいという啓発が重要だと考えられました。

以上です。御清聴ありがとうございました。

【水越先生】

ありがとうございました。

引き続き、徳島県さん、よろしくお願いいたします。

[発表者入れ替え]

【徳島県】

徳島県動物愛護管理センターから参りました富久と申します。よろしくお願いいたします。

当モデル事業についての概要というところで、当事業、平成26年度実施、その当時の私ども徳島県のマイクロチップの装着についての状況ですね。返還率、こちらスライドの方にもありますが、非常に返還率も悪いというようなところ。あと、御承知のように、太平洋側に面しております徳島県、数十年後には起こるであろうと言われております南海トラフ巨大地震に備えてというようなところ。災害に対するペット対策というようなところの位置付けであったりとか、終生飼養に対する飼い主意識の向上というようなところで、平成の20年代の前半ぐらいから、このマイクロチップの装着につきましては、獣医師会と共に強く推進進めてまいりました。

で、環境省さんの方からも事業のいろんな御助言とかも頂いてというようなところで、この下の方にあるところなんですけど、実は、このモデル事業始めるまでにマイクロチップの供与であるとか、あと、リーダーの配備につきましては、例えば、県獣医師会の動物病院に加盟しています、大体50件、ほぼ9割方の動物病院にはマイクロチップの読み取るリーダーの配備ができておりました。また、愛護センターはじめ、県内の保健所、収容動物の基点になる保健所4か所の配備も終えておりました。ちなみになんですけど、昨年度、警察署、県下に、いわゆる警察署が13か所ございます。で、いわゆる拾得物扱いで、迷子ペットとか、犬猫たちも入ってきますので、警察署の方にも28年度、13か所には、リーダーの方の配備が終わっております。そういった外側ですよ。側の部分、マイクロチップ読み取るというような体制につきましては、ほぼほぼその動物が来るような可能性のある行政機関であったり、問い合わせが来るであろう動物病院へのリーダー

の配備というようなところは、かなり進んだのかなというようなところなんですけど、そもそものマイクロチップの装着が進まないというようなところで、こちら、すみません、ごめんなさい。

こちらに示しているように、この推進に当たってなんですけど、県内にも動物取扱業者、ブリーディングはじめ販売を行っている取扱業者さんがございまして、そこでのマイクロチップの装着埋め込みというようなところ。また、販売業者さんのみならず、取扱業にかかわっている業者さん、または動物病院からの飼い主さんに対してのマイクロチップの装着のメリットの説明というようなところ。で、あと、この3番目、4番目なんですけど、飼い主さんにとって、一つのハードルになる、埋め込みの費用の、やっぱりコストですね、コスト面。高いというような御意見がやはり多数ありました。で、もう一つは、この通常の特典ですよね。災害時とか、平時の時も迷子になったときに速やかに飼い主さんの元に戻るツールとして、非常に有用であるというようなところも含めて、さらにもう一押しというようなところで、何か、飼い主さん側への特典、動機付けですね。マイクロチップを装着するに当たって、何か動機付けになるようなところアクション起こせないかというようなところを考えました。

こちら、オールワン・ニャンスマイルプロジェクトというようなところの見出しがあるように、飼い主さんとペットの絆づくり事業というようなところ。これ、どういった事業かと申しますと、もちろんマイクロチップの装着率、装着の向上が一番の目的でありまして、その結果として、迷子ペットの防止。終生飼養という飼い主さん側の意識の向上であったり、犬であれば狂犬病予防注射の徹底。飼い主さんモラルの向上を図りますというようなところ。で、どういった方々に御協力いただくかと申しますと、いわゆる動物取扱業と言われる業者さん。一つは、販売業と呼ばれる方。または、預かりとか行っている、トリミングとかも含めて、保管業とか訓練を行っている保管・訓練業の方。また、数、県内では少ないんですが、展示業と言われる方について、何らかの形で、マイクロチップの装着に、飼い主さんに対しての普及啓発であったりとか、また、飼い主さん側が、そういった条件を満たした飼い主さんについては、クーポン冊子をですね、発行いたしまして、そういった飼い主さんについてお渡しして、その飼い主さんに対して、何かの特典サービスを提供していただきたいというようなところ。先ほどのスライドの4番目の動機付けのところですね。です。

で、県が、こういった、これぐらいの大きさなんですけど、発行するクーポン冊子に、協賛事業所として、一部広告ですね。そういった広告冊子、クーポン冊子を作ってというようなところ。また、協賛していただく業者の方に対しては、年度ごとに、1年間に1ページ5千円という費用の実費、負担をしていただいております。これが、ちなみに、クーポン冊子の表紙部分ですね。今私が手に持っています。これぐらいの大きさになります。で、こちら見開きなんですけど、啓発の記事。ページ前半、3ページ目か4ページまでには、一般的なマイクロチップについての有用性であるとか、詳細な意味合いについての啓発の記事がありまして、続いて、各店舗ごとの、例えば外観の写真であるとか、ここのショップであればこういったことを念頭に事業を行っているというようなところ。で、あと、この下、枠が二つあるんですが、実は1回目、2回目って書いていまして、ここにちなみに特典サービスがありまして、この事業所については、トリミングが10%オフになりますよと。マイクロチップを装着している条件を満たした方に、このクーポン冊子をお渡しするんですけど、渡しても際限なく利用できるかと言いますと、その辺は2度程度というような縛りはあるんですが、こういった形で、マイクロチップの装着をやっていただいた飼い

主さんに対しては、その事業協賛店舗から何らかの形で特典サービスが提供されるというようなところ。

で、クーポン冊子、これ、事業を始めるに当たって、我々もかなり物で人を釣る的なところもあって、果たして行政機関としてそういったことをやるのって適当かどうかという葛藤もございました。一方で、さっきの神奈川県さんのアンケートにもありますように、非常に価格的なところとか、メリットという部分で、飼い主さんが認識していないというところで、一つ、その価格、コストであったりとか、また何か動機になるようなところを課することによって、どこまで伸びるのかというようなところも知りたい。また、ひょっとしたらあんまり伸びないというような、そこにはまた何か問題があるだろうというところを見いだすために、この事業を立ち上げさせていただきました。

一方で、コスト面のお話で、県内、県獣医師会の方の協力というようなところで、50件余り、もうちょっと、今、数増えているんですが、獣医師会に加入しています動物病院がありまして、そのうちの43件ですね、この事業の推進に協力というようなところでございます。で、このマイクロチップの推進に当たってですね、この協力いただいています病院については、通常、マイクロチップ、飼い主さんが連れて行って施術。登録料込みで3千円まで価格を落とすようなところで皆様御協力いただいています、例えば、不妊去勢手術。全身麻酔をかけて手術するような場合は、施術が比較的簡単ですので、登録料の千円のみでの施術は、マイクロチップの装着については不妊去勢手術の施術代に込みというようなところで、できるだけ飼い主さんの負担の低減。あと、獣医師、病院の先生からの有用性についての説明。で、登録の事務を獣医師会の方に委託しておりますので、飼い主さん独自で登録してくださいという形じゃなくて、もう登録の手数料千円頂いて、獣医師会の方からA I P Oの方に登録するというような形になっています。

で、成果の部分、なかなかこのクーポン冊子の事業と、マイクロチップの登録数のどこまでの相関性があるかって、なかなか見てとりにくい部分ではあるんですが、この事業開始年度、犬猫合わせて3,241頭の登録数というようなところで、この去年の12月末時点なんですけど、7,019頭まで増えております。この開始年度から言えば、約2.2倍と。頭数で言えば3,778頭の増加となっております。

先ほどの神奈川県さんのアンケートにもありましたけど、まだまだ飼い主さんへのマイクロチップに対する理解が進まない。あと、取扱業者さん、あと、動物病院の先生の中でのマイクロチップ装着についての認識の差もかなりあるのかなというようなところで、あと、いわゆる登録制度。狂犬病予防法、犬での話なんですけど、予防法の登録制度と、このマイクロチップの登録という二重構造による飼い主さんへの負担とか、ちょっとなかなか理解が進まないというような部分とかがございます。

問題解決に必要なところなんですけど、引き続いて、動物病院、業者さんへの効果的な周知とかディスカッションが必要になるのかなというようなところと、登録制度の何らかの形での一元化ですね。どうしても法整備の必要性がございますので、なかなか一長一短にはいかないとは思いますが、一元化。で、あと、飼い主さんに対してですね、実感できるメリットがあるというようなところの認識を持っていただくというようなところで考えております。

以上です。

【水越先生】

ありがとうございました。

引き続き、同じ四国ですね、香川県さん、よろしく願いいたします。

〔発表者入れ替え〕

【香川県】

香川県生活衛生課の福家と申します。よろしく願いします。

香川県では、徳島県さんなどと同じく、マイクロチップ等所有明示の推進について取り組みました。実施年度ですけれども、平成26・27年度の約1年半行いました。こちら事業はですね、県内一円ではなくて、こちら、県内の西部にあります三豊市高瀬地区というところを、市町と協議のうえ、モデル地域として選定いたしました。

実施内容です。まず、マイクロチップなどの普及状況などについて、実態把握のため、住民などを対象としてアンケート調査を実施しました。次いで、調査結果をもとに、獣医師会などと事業内容について検討を行いました。さらに、その検討結果を踏まえて、マイクロチップに関する啓発活動を展開し、啓発効果の検証として、2回目のアンケート調査を実施いたしました。

まず、1回目のアンケート調査です。アンケート調査の対象としては、住民、それからペットショップ、動物病院の獣医師を選んでおります。調査の方法としては、調査票の郵送により行いました。

結果です。まず、世帯のアンケートですけれども、4千世帯に送付して、回答率が、こちら1,400世帯、35%でした。このうち、犬を飼育していると回答したのがおよそ3割。猫を飼育していると回答したところが、およそ2割ありました。これらのうち、所有者明示を実施している、こちらもなんでもいいんですけれども、迷子札であるとか、狂犬病の鑑札注射済票などをしていると回答したのが、犬で21.6%。猫で8.6%でした。さらにマイクロチップについては、犬で3.5%。猫で1.2%と低い値でした。

それから、マイクロチップを装着していない方に対して、その理由を尋ねた結果です。こちらは複数回答となっております。犬猫ともに、マイクロチップの存在自体を知らないと回答した方が約5割に上りました。

次いで、ペットショップに対してのアンケートの結果です。マイクロチップ装着の問題点は何だかと思うかという設問に対しては、飼い主さんが異物を動物の体に埋め込むことに対して、なかなか理解してくれないという回答、それから、費用面の問題を挙げるペットショップが多くありました。次いで、行政に求められる支援の内容としては、施術費等に対する費用の補助が8割、それから、マイクロチップのメリットについての普及啓発を強力に進めてほしいという回答も5割近くありました。

次に、動物病院獣医師に対するアンケートの結果です。こちら、まず問題点について伺ったところ、こちらは、飼い主情報の管理が一元化されていない、登録団体が複数あることに対する懸念が約5割ありました。それから、飼い主がマイクロチップの装着を希望されなかった場合、あるいは、迷っていると言われた場合のその理由を聞いたんですけれども、費用が高い、メリットがない、動物がかわいそうという順で、高くなっていました。

これらの調査結果をもとに、環境省、香川県、三豊市、香川県獣医師会の四者により、実施状況についての情報共有、それから、次年度のモデル事業についての意見交換会を開催しました。こちらの中で取り上げられた課題としては、マイクロチップ自体がそもそも知られていない、それから、それ以前に、所有者明示をしている方が少ないということが課題として浮かび上がりました。これらの対策として、まず、動物病院なり、ペットショップなり、行政なりが、それぞれ説明しやすい啓発資材を作りましょうということがありました。それから、専門家をお呼びして、マイクロチップなどのメリットについて講演会を開催する、それから、市の協力を得て、広報誌であるとか、ケーブルテレビなどによる地域密着型の広報を行うことといたしました。

こちら、左側が講演会のチラシの方です。右側が、リーフレットの方です。リーフレットは3種類作成しました。一般飼い主向けと、動物病院が説明する用と、ペットショップが説明する用の3種類です。

これらの事業を1年間行いまして、2度目のアンケート調査を実施しました。2回目は、住民のみの調査となっております。結果です。所有者明示の実施率、それから、マイクロチップの装着率については、1回目の調査から特に大きな改善というのは認められませんでした。次に、今回のモデル事業を通して、マイクロチップの事を理解できましたかという設問については、6割以上の方が理解できたと、概ね好意的な意見が寄せられました。特に何が役立ったかという設問についてですが、講演会や地域向けの広報という回答は少なく、主には、今回作成したリーフレットでよく分かりましたよという回答が非常に多くなっておりまして。一方、若干ですが、理解できなかったという方もいらっしゃいまして、主なものとしては、マイクロチップのメリット、デメリットが分かりにくいという意見がありました。

成果・評価です。まず、所有者明示の実施状況ですとか、マイクロチップに対する関係者の考え方というのは、普段なかなか知ろうと思っても知ることはできずにいましたので、今回のモデル事業をきっかけに、考え方、実態状況というのを把握することができました。また、アンケート調査の結果からは、所有者明示実施率、マイクロチップ装着率が低いことが分かりましたが、アンケート調査自体が、一定程度マイクロチップの認知度の向上につながったと考えられます。主には、アンケート調査時に同封した啓発リーフレット、これが役に立ったのではないかなと思っております。

課題と解決に向けた方向性です。そもそもの課題として、飼い主さんがマイクロチップの存在を知らない、それから、室内飼育神話と言いますか、室内飼育だからまず迷子にならないだろう、迷子になっても帰ってくるだろうと考えていらっしゃる方が多くいらっしゃいました。これに対しては、今回作成したリーフレットなども活用して、神奈川県さんが作られたような動画なども活用して、よりメリットが分かりやすい説明を丁寧に行っていきたいと考えております。また、説明内容もさることながら、説明の方法・タイミングというものも、まだ改善の余地があるのではないかなと考えております。

それから、獣医師・ペット販売業者からは、費用面がネックになっているという意見が多く聞かれましたので、こちらについては、県単独の事業にはなりませんけれども、県から譲渡する犬猫について、今年度は、マイクロチップ装着費用を上限5千円、クーポン券としてお渡しして、費用の補助を行いました。こちら、今年1年間やってみて、体内に異物を入れることに対して抵抗感を覚えられる方がいらっしゃいまして、なかなかクーポン券の活用が伸びなかったというこ

とがありましたので、来年度はクーポン券の制度を廃止して、直接保健所職員が装着する方式に切り替える予定です。また、マイクロチップよりも導入のハードルが低い迷子札、こちらの方を県の方で購入して、犬猫譲渡会などで無料配布をしております。

こちらは、神奈川県さんとか環境省さんが取られたデータになります。微妙に、設問ですとか実施した時期も違いますので、単純比較はできないかと思いますが、やはり香川県の値、所有者明示の実施率、マイクロチップ装着率が、明らかに低いという傾向が分かります。

香川県では、来年度中の開設を目指して現在高松市と動物愛護センターの設置に向けた準備を進めておるところですので、センター開設後は、こちらを中核施設として啓発事業により一層力を入れていきたいと考えております。

以上です。ありがとうございました。

【水越先生】

香川県さん、ありがとうございました。

マイクロチップの推進ということでしたけども、そもそも、マイクロチップ以前に所有者明示をしている飼い主は少ないというのは本当に大きな課題だと思います。

では、次からは、県ではなくて、岡崎市さんの方からの発表になります。よろしくお願いいたします。

[発表者入れ替え]

【岡崎市】

岡崎市動物総合センターの松村雅子です。

岡崎市猫のマイクロチップ装着推進事業について報告いたします。

本事業は、平成26から27年の2年間モデル事業に参加しておりましたが、その後も継続して事業を行っておりますので、現時点までの報告をさせていただきます。また、掲載枚数の都合上、スライドで配布資料にないものもございますが御了承ください。

本事業を始めることになった経緯についてです。こちらは、本市における猫の引き取り頭数等の推移です。引き取り頭数は減少しておりますが、年間300から400と依然として多い現状となっております。

これら、引き取り頭数等の減少に向けての対策としては、所有者のいない猫に対するもの、猫の飼い主に対するものがあり、具体的な対策はスライドのとおりかと思えます。本市では、数の多い所有者のいない猫に対する事業を行っていましたが、飼い猫に対する積極的な事業をとっておりませんでしたので、この二つに焦点を当てた事業として、猫のマイクロチップ装着推進事業を開始することとなりました。

本事業の目的は、飼い猫の適正飼養の普及啓発、及び所有者責任を明確にすることで、引き取り数等の減少と、行方不明・災害時などのときに猫の対応を容易にすることを目的としております。

事業内容と実施体制です。飼い猫を避妊去勢する際に、マイクロチップを無料で装着するというものです。本事業の対象となる猫は、これから避妊去勢手術を行う、市内で飼養されている飼

い猫で、餌のみを与えられている野良猫等は含みません。A I P Oへの登録を実費にて必ず行うということと、市への猫の飼養届出書を提出することを条件としております。また、マイクロチップは市が一括にて購入し、協力動物病院へ預託しております。この協力動物病院とは、岡崎市獣医師会、及び市内動物病院へ呼びかけて、事業に協力いただいている動物病院の事です。本事業は、委託料等一切なく、獣医師の方々の善意によって成り立っています。しかし、事務手間がかなりあることから、今年度より、事務処理についてのみ委託料を支払うことにしました。また、マイクロチップのリーダーを持っていないという病院もありましたが、業者より無償で提供となりました。

そして、平成27年度には、これら3種類の啓発用リーフレットの配布を受け、協力動物病院、及びペットショップへの配布を行いました。協力動物病院の獣医師の皆様へは、事業の御案内の際は、こちら、徳島県さんが作成されたリーフレットを用いていただくようお願いしました。

成果及び評価です。協力動物病院数、マイクロチップの装着数、及びA I P Oへの未登録者数の割合です。協力動物病院数はスライドのとおりで、平成26年度を除き、全ての対象となる動物病院の協力が得られております。平成26年度、協力を得られなかった2件の動物病院のその理由としては、1件は、院長先生の体調不良。もう1件は、今まで有料にしていた飼い主さんに申し訳ない。売り上げに影響が出る。さらに、装着後に皮膚炎になった場合の治療費が動物病院負担になる可能性があるというものでした。次に、マイクロチップ装着数ですが、年間500頭前後となっており、当初想定していた数よりも少ない実績となっております。とはいうものの、事業実施前はマイクロチップの装着はほとんどなかったと聞いておりますので、そこを考えると、非常に多くの猫に装着できたとは思っております。

次に、A I P Oへの未登録者数の割合ですが、未登録者へは、年1回、文書にて登録の督促を行っておりますが、平成30年1月31日現在において、未登録者の割合は年8%前後となっております。継続して督促を行い、登録を必ず行ってもらおうと思っております。

事業を効果的に実施するため、毎年、動物病院へアンケートを行っております。アンケートは、今までに、スライドのとおり5回行いました。平成26年度のアンケート結果です。対象となる猫の飼い主が全て、本事業を実施するわけではなく、その理由を聞いてみたところ、所有者明示が不要や、メリットを感じない等、猫については所有者明示そのものが浸透していないということがわかりました。また、飼い主が判明するというマイクロチップのメリットが、デメリットとして捉えられてしまう場合もあるということがわかり、これは、この事業をやってみて初めて認識したことで、驚きでもありました。装着率を上げるために、普及啓発はもちろんのこと、条例を含む法の整備が必要と感じている獣医師が多いことがわかりました。

平成27、28年度のアンケート結果です。実施して良かったことを聞いたところ、25%ではありますが、飼い主としての意識向上を挙げている獣医師が多く、適正飼養の普及啓発の一助となっていることがわかりました。マイクロチップの説明の機会が増えたことを良かった点として挙げている獣医師もいて、獣医師へのマイクロチップの普及啓発となっていることが考えられました。

一方、実施して悪かった点としては、手続きが面倒。マイクロチップの説明に苦慮。装着後、登録をしない飼い主がいるということが挙げられました。平成28年度には、前年度と比べ、装着数が顕著に増えている動物病院がありましたので、今後の事業に活用したくアンケートを行いました。装着数が増加した理由は、増加した動物病院で手術の依頼を受けた際に、必ず案内してい

るようにしていることが分かりました。獣医師の対応により、装着数に大きく差が出ている現状がうかがわれました。しかし、ここでも書類の手続き等が面倒という意見がありました。

考察です。アンケート等の結果から、猫の飼い主は、所有者明示意識が低く、マイクロチップの浸透がないため、マイクロチップの無料装着が飼い主にとって魅力的ではない可能性が高いと考えられました。避妊去勢手術などをする際は、補助があるかなとか自分から調べたり行動を起こしますが、マイクロチップ自体を知らない人がほとんどですので、装着したいという気持ちにまずならず、そして調べることもしないため、広報にも限界があると感じました。だからこそ、動物病院での獣医師による案内が必須となってきますが、獣医師自体にマイクロチップが浸透しておらず、説明に苦慮したり、忙しいこともありますし、また、本事業は獣医師側にメリットがあるわけではないため、積極的に案内してくれる獣医師も多くはない現状となっております。また、事業開始前に、年間の避妊去勢頭数を調査しましたが、装着数がその頭数の半数にも満たないため、周知不足や装着を希望しない飼い主も大勢いるとは思いますが、TNR等事業対象外の猫も多くいるのではと推測されます。こういったことから、当初の想定数よりも装着数が伸び悩んでいると考えております。

本事業を実施して課題も見えてきました。飼い主が頼りにするのは動物病院の獣医師であるため、まずは獣医師の皆様に猫の現状を知ってもらい、理解していただく必要性を強く感じました。事業開始前の説明会で、猫の現状等の説明を行いました。継続的に理解をしていただく努力が必要と思っております。装着数の多い動物病院の獣医師は、猫の現状について問題意識を持っている傾向があると感じるところもあります。特に、マイクロチップは、どちらかと言えば行政の強い思いという傾向がありますので、まずは動物病院の獣医師への普及啓発も必要でした。順序は逆になってしまいましたが、本事業を実施することで、獣医師に対する啓発効果は大きかったと感じています。何をするにも動物病院の獣医師の協力は欠かせないため、ほかの事業を含め事業実施の際は、獣医師への啓発も念頭に入れて取り組んでいきたいと思っております。

今後についてですが、平成30年までは事業の継続が決まっておりますが、事業終了後の方向性を具体的に進めていきたいと思っております。

御清聴ありがとうございました。

【水越先生】

岡崎市さん、ありがとうございました。

次、鹿児島市さんなんですけども、鹿児島市さんも、今回お越しできなかったということで、環境部の雨宮さんの方からの発表になります。

よろしく願いいたします。

[発表者入れ替え]

【鹿児島市】

鹿児島市さん御多用のため、環境省より代理で発表させていただきます。

平成28から29年度に実施したモデル事業全体の概要ですが、目的は、飼い主のマイクロチップに対する認知度の向上、及びマイクロチップ装着の普及啓発に資することです。鹿児島県獣医師

会、鹿児島地区獣医師会との連携協力のもと、動物病院における犬猫の受診時に、マイクロチップの装着の確認。アンケートによる実態調査。マイクロチップの有効性、所有明示の必要性の周知・啓発。希望する飼い主の犬猫へ、マイクロチップの装着を実施しました。

実施体制は、スライドのとおりです。鹿児島地区獣医師会会員の動物病院等50施設で、マイクロチップの装着確認、アンケート調査。パンフレット等の配布。希望する飼い主の犬猫へのマイクロチップ調査。A I P O登録手続きの説明等を実施しました。

アンケート調査の中で、動物病院に受診した動物について、飼い主が誰であるか分かるように装着しているものについて尋ねたところ、特に何もしていないと答えた飼い主が6割弱と、かなり多いことが分かりました。

飼い主が誰であるか分かるように装着しているものの調査の中で、マイクロチップと答えた方に、マイクロチップを装着した場所を尋ねたところ、動物病院54.4%、ペットショップ43.2%と、ほとんどがこの2か所で実施されていることが分かりました。

次に、マイクロチップについて以前から知っていましたかと尋ねたところ、知らない、または、詳しくは知らないと答えた飼い主が66.5%と、かなり多いことが分かりました。

マイクロチップの装着の希望については、マイクロチップの説明を約8割の人が実際に受け、ほとんどの人が、利点をほぼ理解できたと回答していたにもかかわらず、最終的にマイクロチップの装着を希望しない飼い主が約半数と、装着に抵抗感を持っている方が多いことが分かりました。

評価ですが、主なものを挙げますと、ペットショップでのマイクロチップの装着が4割強を占めていることから、ペットショップにおいて装着された犬猫が販売されているという、マイクロチップの普及状況が確認されました。また、マイクロチップの装着を希望した飼い主の約80%が実際に装着したという結果については、今回獣医師会が装着費用を安価にしたこと。また、マイクロチップのメリット等を飼い主に説明し、理解してもらえたことが要因になったと思われます。

成果から明らかになった課題ですが、犬の場合、狂犬病予防法に基づく登録との二重登録になり、任意であるマイクロチップの装着にかかる費用を負担に感じる飼い主もいると思われました。また、A I P Oへの登録がされていないとか、登録の一元化がなされていない。登録情報の変更手続きがされていないなどの課題も明らかになりました。

課題解決の方向性として、飼い主へのマイクロチップ装着のメリットなどの周知・啓発は、動物病院等からの説明が効果的であると思われます。中には、マイクロチップ装着費用を負担に感じる飼い主もいることから、マイクロチップ装着のメリットを実感できる身近な事例を周知することも必要と思われます。また、マイクロチップのA I P Oへの登録を推進するため、県獣医師会から動物病院の協力を得ながら、飼い主への周知を図ることも必要と思われます。

最後になります。近年、警察署などで保護される犬が多くなっていますが、現状では、警察署にはマイクロチップリーダーを置いていません。外見ではマイクロチップの装着が確認できないことから、飼い主不明の犬として保健所の収容施設に収容されることとなります。また、災害時に犬猫が迷子になった場合、首輪などが外れることが想定されますので、マイクロチップの装着は有効な所有明示の手段と考えられますが、現状では、首輪などに装着した鑑札、注射済票等の補助的な役割を担っているように感じられます。

以上で発表は終わりです。

【水越先生】

ありがとうございました。

マイクロチップ装着について、5題発表していただきました。その中で、マイクロチップの装着の意味、鑑札との整合性、つまり一元化の問題、さらに登録の一元化の問題やすべての警察ではリーダーが設置されていないという設備の問題、そして、動物病院の協力が必須であるとか、費用の問題であるとか、かなり様々な課題が浮かび上がってきたように思います。

それでは、この5題につきまして、質疑、コメント等がございましたら、お願いしたいと思います。ございますでしょうか。

では、金谷さんお願いいたします。

【金谷先生】

東京都の金谷です。

まず、五つの自治体の皆様、誠に貴重な御報告ありがとうございました。私は、感想というか、東京都のマイクロチップの、動物愛護相談センターに入ってくる動物たちの装着の状況等も併せて御報告したいと思いますけれども、東京都の動物愛護相談センターは、収容されてくる犬とか猫、これについて、マイクロチップが入っているかどうか一頭ずつ確認をしているところなんですけれども、実際にはなかなか定着してないんじゃないかなというのが実感です。猫ではまずないですね。犬で大体収容されてくるもので1割程度。マイクロチップのナンバーが読み取れたとしても、実際の飼い主さんのところにたどり着くまでには至らないことも多々あります。番号が分かって、その登録機関に問い合わせをしても、登録されていないのが非常に多く、それから、飼い主さんの情報が分かって、その人のところに問い合わせをしても、いや、実は譲渡したから自分のものではないと引き取りを拒否されてしまうというようなこともありまして、やはりまだ装着するだけではなく、きちんと登録機関で登録しなければ、これが有効に機能しないということが、十分飼い主さんに理解されていない。それから、装着する動物病院できちんと説明しないということはないとは思いますが、例えば、ペットショップ等で装着して販売して説明はしても、実際におうちに帰ってから登録するのを忘れてしまったりとかということもあるのではないかと感じておりました。

今回、この各自治体さんからも御報告いただきまして、実際、それをアンケート調査ですとか、様々な手法によって証明されているというか、具体的な報告いただきましたので、非常に良い内容であったというのがまず一つの感想でございます。

それと、驚いたのが、岡崎市さんからで、アンケートしたところによると、マイクロチップのデメリットということで、飼い主の情報が判明することがデメリットになってしまうと、これはちょっと驚きまして、まさかこれは、捨てることや逃がしてしまったりすることを前提にしている飼い主さんがいらっしゃるのかなと思ひまして、非常に意外だったなと思ったところです。

それから、ペットショップでの装着率が4割ぐらいだというようなこともありますので、このペットショップで装着して販売する際に、きちんと登録までやってしまうというようなことが重要ではないかなと思ひました。あとは、場合によっては警察でも読み取りができるようになれば、大分飼い主さんのところに戻るような機会も増えるかと思ひますので、もちろん、狂犬病予防法

に基づく鑑札や済票の装着の制度との調整というのも必要になってくるかと思えますけれども、今後ですね、こういうモデル事業で得られた情報を、きちんとした活用に向けて、非常に貴重な報告をいただいたという感想でございます。

以上です。

【水越先生】

はい、ありがとうございました。

私も、岡崎市さんの発表の中でのデメリットについて驚いたのですが、岡崎市さんには先ほどの発表の中でのデメリットについて、もう少し詳しくお話をしていただければと思います。

【岡崎市】

こちらの26年度にしたアンケート結果なんですけれども、先生が書いたものっていうことになってくるので、これ以上ちょっと詳しいことが分からずに、これ、選んでもらう形式をとっているんで、ちょっと詳細は聞いていないんですけれども、そういうふうに言われることがあるということでおっしゃってございました。申し訳ありません。

【水越先生】

ありがとうございます。

でも、25%あったってことは複数あったということですよ。

【岡崎市】

そうですね、はい。

【水越先生】

はい、ありがとうございました。

そのほかの御意見はございますか？では打越さん、お願いいたします。

【打越先生】

五つの自治体のみなさんお疲れさまでした。

マイクロチップか首輪の鑑札かという問題以前に、その所有者明示の必要性について、一般の飼い主に十分に伝わっていないというところが一番のポイントなのかなと考えました。例えば、動物病院であるとか、あるいは飼い主さんへの直接の普及啓発にみなさん苦勞してらっしゃるんだなというのがよく伝わってきました。基本的には、所有者明示の必要性に関しては、いざって時に逃げてしまった、迷子になってしまった犬や猫と、再会できるためにも、飼い主さん、愛情があるなら所有者明示をしてあげてという普及啓発のベクトルが基本的なんだろうと思います。要は、飼い主にとって大事なことなんだというふうに伝えるのが基本的なんだろうと思うのです。しかし、実際に自治体の行政の業務を考えたときに、飼い主にとっては、犬や猫を逃がしてしまうのは万に一つの可能性であっても、その万に一つの可能性の飼い主がたくさん住んでいるわけでありまして、自治体の現場職員から見れば、ほぼ毎日、あそこで犬を見たとかですね、うちの

犬が逃げてしまったという電話や通報を受けて、現場の職員は、その犬を探しに行って捕獲して捕まえて帰ってくるという、本当に生産性のない作業に相当忙殺されているのを、いろいろ話を聞くと実感しています。そうすると、実は自治体の職員さんが、ほかの仕事、例えば業者の指導、監視であるとか、飼育問題の指導であるとか、あるいはボランティアの連携や、ボランティアとの意見交換の場や、あるいは条例や制度を考えるための時間を奪っているのですね。つまり、飼い主さんが所有者明示してくれてない、あるいは、非常に無責任な飼い方をしている飼い主がいるせいで、自治体の担当者が今後やっていかなければならない業務の時間を相当無意味に奪っているというのが、所有者明示されていないことの問題なのではないかと思うのです。この辺りを、実は飼い主や動物病院ではなくて、動物愛護推進員さんとか、あるいは、ボランティアの中でもよく分かっている、信頼関係のある、良好な関係をしている飼い主さんたちを巻き込んで、世論づくりからしていく必要があるのかなと感じました。つまり、自治体の職員にもっと動物のための仕事をしてほしかったら、無駄な作業させる時間をなるべく省いてほしい。そのために愛護推進員やボランティアと一緒に普及啓発してくれないかというベクトルもあるじゃないかなと思ったんですが、その辺り、香川県さん、意識調査などしておりますので伺ってみたいと思います。

【水越先生】

そうですね。

香川県さんもマイクロチップ以前に所有者明示をしている飼い主が少ないというのが最大の課題になっていました。実は、私も2、3年前に私のゼミの卒業研究で飼い主の所有者明示についての意識を調査した際に、所有者明示をされていない人の理由の一番の多くは「迷子にならないから」。そして所有者明示をしている人の一番の理由は「迷子にならないため」という、全く逆の回答が第1位に来たことについて非常に興味深かった覚えがあります。

御指名もありますので、香川県さん、マイクロチップについての御発表だったのですが、所有者明示の普及啓発について、何か今後さらにやっていく、あるいはやっていきたいということがありましたら、御意見頂きたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

【香川県】

はい、ありがとうございます。

2点ほどなんですけれども、今回のアンケートの中で、犬猫をどこから入手しましたかという設問もありました。もちろん、ペットショップ、ブリーダーから購入したというのもあるんですけども、知人から譲り受けたとか、拾ったとか、飼っていた犬猫が産んだとかっていう方も結構な割合でいらっしゃいました。そういった方が飼い始めたときに、譲渡なり、購入のときだったら、説明がきちんとあると思うんですけども、飼い主責任について。なかなかそういったことを学ぶ機会がないというのも、所有者明示が進まない理由かなというところで、打越先生が言われておったような、推進員さんとかボランティアさんとの協働も模索していきたいと思います。

もう一つは、迷子犬猫の届け出があったときに、もちろん行政の職員も対応はするんですけども、現場レベルだと、推進員さんとかボランティアさんが自前で捜索チラシを作ってくれて、近所にポスティングをしていただいている、それが返還につながるものが結構ありますので、そういう方向でも、今後何かしらの連携、そういうポスティングのボランティアを作るとかって

いうのを考えていきたいかなと思っています。

【水越先生】

ありがとうございます。

そうですね。マイクロチップの今回のお話の中にも動物病院の協力がとても必要というお話もあったのですが、それ以前に動物病院に行かない飼い主さんはどうするかという問題もあるんじゃないかなと思いました。マイクロチップについての御発表だったんですが、それ以前の所有者明示という大きな課題が浮かび上がったと思います。

質疑応答の方はここで切らせていただきまして、休憩また10分をとらせていただき、15時30分より、次の発表に移りたいと思います。

どうもありがとうございました。

【雨宮主査】

それでは15時30分、定刻となりましたので、大きな3つ目の発表に移らせていただきます。

こちらの司会進行につきましては、また打越先生どうぞよろしく願いいたします。

【打越先生】

はい。

それでは、動物の譲渡に関する論点を、7つの自治体からお願いしたいと思います。

まずは北海道さん、よろしくお願いします。

【北海道】

北海道庁の尾崎です。

本日、2回目の報告となります。

広域譲渡の取り組みについて報告させていただきます。

北海道の地域特性として、一番重い……は、大きさということだと思えるんですけども、御覧の表の中に、一番上には北海道の面積、人口が載っております。この面積ですね、大体四国と九州が二つ分丸々入ってしまうというぐらいの大きさがあります。そして、この表の一番下に、道所管というふうになっています。これは、政令市、中核市を除いたものの面積、人口になっています。これがその、いわゆる引き取り業務の道が所管する部分の面積と人口ということになります。それで、下の丸の部分なんですけれども、道の大きさをどういうふうに比べればいいかなというのがちょっと難しいところなんですけれども、一番平均的というか、中央地にある茨城県さん、引き合いに出して申し訳ないんですけども、それと比べると、大体13.2倍。人口で言うと、真ん中にある鹿児島県さんの約1.7倍ということで、非常に大きくて人口密度が低いというような特徴があります。この今図に示したのは北海道の地図で色分けされているのは振興局という出先の機関になります。振興局ごとの、振興局と、それとあと、保健所の位置を示しているんですけども、保健所はですね、大きいもので26か所、支所が14か所ということで、全部で40か所あります。40か所プラス、振興局は14か所ということで、出先機関としては54か所あるというような状況です。こういったところで、全土40か所の保健所においてですね、引き取られた犬猫の譲渡

事業を実施しているというのが現状なんですけれども、特に、みなさん御存じの、例えば札幌だとか、旭川とかですね、そういったところ以外の地方にあるような保健所では人口が少ないということもあって、地元での譲渡頭数は限定的であるというような現状があります。そこで、今回ですね、この人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトのモデル事業として、北海道、そして、札幌市さん、そして動物愛護団体さん等が共同して、郡部において引き取られた犬猫を、都市部である札幌市で譲渡をする広域譲渡、譲渡会をモデル的に実施するということにしました。さらにですね、この取り組みを通じて、広域譲渡を推進するための行政区域や行政と民間との垣根を越えた連携体制の構築を図るとともに、この究極の目標ではありますけれども、こういった広域譲渡を推進して、全道での譲渡数の増加。よって、殺処分数の減少というのを目指すというのがモデル事業の概要になります。

役割分担についてです。この広域譲渡会を開催するにあたってですね、まず道は総合調整ということで、こういった企画をしたり、あるいは広報をしたり、札幌市さんには、会場の確保を行っていただきました。それと、動物愛護団体さんを巻き込んだ形になったんですけれども、4つの動物愛護団体さんに協力いただいて、参加する犬猫の移動や保管、健康管理について御協力いただきました。それと、北海道獣医師会は、参加犬猫の健康管理やマイクロチップの挿入ということで、この部分に協力いただくことになりました。

モデル事業による支援についてですが、動物愛護団体さんが実施する輸送や一時保管、健康管理。それと、獣医師さんが実施するマイクロチップの埋め込み、そのほか、リーフレットの作成や会場の設営にこのモデル事業による支援をいただいております。で、北海道ではですね、この犬猫の健康管理だとかワクチン接種、それと、そのほかマイクロチップの埋め込みとかですね、特に財政状況も厳しいということでやっていないんですけれども、今回の広域譲渡会についてはモデル的な取り組みということで、広域譲渡を実施するということにしました。

ここからちょっと、みなさんにお配りしているものと違うんですけれども、譲渡会の開催について実際に行ったものを御紹介したいと思います。平成28年度と29年度、2か年にわたって実施したんですけれども、平成28年度は、譲渡でつなごう命のバトン、わんにゃん家族プロジェクトということで、農試公園という札幌市内の公園を使って行いました。この日ですね、これが外観なんですけども、1月14日ということで、札幌、非常に寒い時期で、この日は最低気温がマイナス14度。最高でもマイナス5度というそういった中だったんですけれども、この屋内競技場ですね、今回の趣旨を説明して、貸し切る形で貸していただいてですね、なんとか暖かい中でやることができました。このような形で、各団体さんの方で運んできていただいたものをそちらで持ち込んで譲渡会を行っています。これもその写真です。

今年度については、9月2日に、北海道庁の赤れんが庁舎というところがあるんですけれども、その前庭で、人とペットの暮らし広場2017という、これは、北海道や札幌市、そのほか、動物愛護団体さんや札幌市の小動物獣医師会さんなどが共催して行う大規模なイベントなんですけれども、そのイベントの一つの企画ということで実施しております。これがこの時の写真です。テント二つ分ということで小規模なものだったんですけど、9月2日ということで、前回のような寒い中ではなかったのが、何とか天候にも恵まれて行うことができました。これがその時の写真になります。

そして、広域譲渡会の成果についてです。全道の保健所等からですね、このような数の参加と、

あと、譲渡になりました。参加状況としては、犬猫合わせて14頭。譲渡は、少ないんですけども3頭ということで、一番遠いところと言いますと、この根室保健所ですね。大体、札幌から430キロほど離れていて、高速を使っても7時間程度かかるころなんですけれども、そういったところからも運んでもらいました。それで、平成29年の人とペットの暮らし広場は、このような開催状況になっております。参加としては17頭で、譲渡結果は3頭ということで、イベントの、先ほどのところもありましたけど、来場者は平成28年度は500名で、平成29年度は7千名と。イベント全体で7千名ということになっております。

評価です。多くの来場者があったことで、一般的にはなかなか譲渡が難しい状況にあった犬猫を、一般の方に譲渡することができたかなと思います。あと犬猫の輸送については、民間業者を最初想定していたんですけども、なかなか難しいということで、動物愛護団体さんをお願いしました。それは、結果的に長距離の輸送を伴う場合であっても、動物福祉に配慮したものとなったかなと思います。それと行政区域を越えた自治体間の協働を行うことで、今後の協議会を形成していくなどの、動物愛護管理行政上の課題解決に向けたモデルになったかなというふうに思っております。

課題についてですが、当然ながら、年1回程度の譲渡会では譲渡頭数が少なかったということで、今回両方とも3頭だったんですけども、それはなかなかその地方の保健所でも譲渡がうまくいかないようなケガをしていたりとか、ちょっと後遺症があったりとか、そういった犬猫が多かったということもあったんですけども、やはりちょっと限定的だったということで、より効果的にするには継続的な実施が必要かなと考えます。それと輸送等の詳細を確認しましたところですね、やっぱり長距離輸送というのは、コストや業務量が非常にかかるということで、北海道が単独で実施するっていうことは困難なことかなというふうに考えております。

課題解決の方向性についてです。今後は、こういった大規模というのはなかなか難しいということもありますので、小規模な広域譲渡会を、例えば旭川だとか、そういうもう少し都市、もうちょっと小さな地方都市でも行っていければいいかなと思っておりますし、長距離の輸送についてはですね、今回構築した協働体制をもとにリレー輸送など、そういったことができればいいかなと、こういったことの検討になるかなというふうに考えております。

最後になりますけれども、先ほどの天売猫の方もそうですが、この広域譲渡の取り組みも、今回のモデル事業を使ってですね、非常に推進することができたり、検討進めることができました。このモデル事業をしていただいた環境省の動物愛護管理室のみなさんや関係者の皆様に、心より感謝して、私からの報告を終えたいと思います。ありがとうございます。

【打越先生】

北海道さん、ありがとうございました。

続きまして、茨城県さん、よろしく申し上げます。

〔発表者入れ替え〕

【茨城県】

茨城県から参りました、動物指導センターの松本と申します。よろしくお願いたします。

広域譲渡に関するモデル事業ということで、27年度から29年度に実施した概要について、御説明をさせていただきます。

先ほどの北海道庁さんの御説明ございましたけれども、特に広域譲渡の定義というのは、特に何か定まったものではなくて、自治体の管轄区域を越えて収容動物を譲渡するということかと思うんですが、当県茨城県、県内に政令市・中核市ございませんので、当県にとっての広域譲渡ということになりますと、必然的に都道府県域を越えた譲渡ということになるかと思えます。

事業の概要ですけれども、27年度は、実際に本県から静岡県に仔犬を搬送して譲渡を実施しました。これは試み的に実施したということになるかと思えます。私の後に、静岡県さんの方から詳細な御説明があるかと思えます。翌年28年度は、ちょっと視点を変えて、ほかの県の講習会、飼い主向けの譲渡の講習会をもって本県の譲渡会への参加というふうに変えられないかという、そんな検討を実施してみました。29年度、今年度はですね、またちょっと趣向を変えて、他の自治体のボランティア団体と非常に連携がうまくいまして譲渡が進んだという御紹介をさせていただきたいと思えます。

27年度、本県から静岡県に仔犬を搬送ということでございます。本県の役割としましては、譲渡適性を判定して、一定程度の健康管理をして、仔犬の搬送・引き渡しを静岡県さんの方に行ったと。なぜ静岡県だったのかと。平成26年度に、たまたまニーズがあったと。本県、みなさん御存じのとおり、非常に収容犬猫多くて殺処分も多い県でございますので、必然的に広域譲渡ということになりますとお出しする方になります。静岡県さん、当時はですね、譲渡会やって飼い主を希望する方が非常に多くいるんですけども、仔犬が、犬ですけれども、仔犬がなかなか足りないような状況にあるというようなお話がありまして、本県と静岡県で試みとして実施をしたというようなところでございます。いろんな課題が明らかになってまいりまして、具体には静岡県さんからの発表の方が分かりやすいかと思うんですが、なかなか譲渡会の日程調整をお互いにするのが難しかったり、搬送する際に、仔犬への負担があった、ある。健康管理をどういうスケジュールでやるかとか、そういったこと。あとはですね、静岡県さんの方にお渡しして、譲渡が成立しなかった場合どういうふうにするのかということ。二つの県ではございましたけれども、なかなか連絡調整に非常にエネルギーを要したということでございます。課題解決の方向性として、中期的な課題といたしまして、どこか都道府県域を越えてですね、収容できるような施設とか体制が整備できれば、もうちょっとスムーズにいくのかなということ。

あとは、茨城県と静岡県、非常に遠方になりますが、中継地点があるともうちょっとスムーズになるのかなとかと考えておりますが、そういった搬送のところを含めて、今回は試みとして行政の間だけで行いましたけれども、例えば搬送の部分を業者に委託するか、ボランティアにお願いするか、そういったことも非常に検討しなければならないのかなということでございました。

あと、④に、環境省の主体的な関与と書かせていただきましたけれども、都道府県域を越えて、やるような事業は、広い意味合いで何らかの仕組みづくりとか、そういったところに国の方も関与していただければスムーズにいくのかなということでございました。こういったことを含めてですね、実際に仔犬をお渡しするというのではなくて、では、各県でやっている講習会の受講をもってですね、その県の講習会の参加に変えられないかっていうことを、少し、平成28年度、検討をして見ました。こういったことを呼びかけてみて、どうでしょうかということに参加可能

な自治体を照会により調査いたしまして、幾つかの自治体からお手を挙げていただいたので、それぞれの自治体と事前の飼い主向けの講習会のテキストの交換を試みたり、それぞれ譲渡の基準があるかと思えますけれども、そういったところを情報交換して協議をしていきました。

実際ですね、成果及び評価というところで、譲渡条件等の一定の共通の基準づくりですとか、実際ですね、都道府県民、住民による譲渡会の参加可能な体制の整備というところには至らなかったんですけども、かなり具体的な情報交換、情報共有、連携強化などもできたのかなというところでございました。平成28年度は、こういったことも情報交換をしながら、これからやっていけないかなという、ちょっとそんなところで気づきがあったのかなというふうに思っております。

ここでも、課題解決の方向性のところで、全国統一的に譲渡に関する、それぞれの自治体で講習会を飼い主向けにやっているかと思うんですけども、何か一定水準的なものの条件的なものをですね、ガイドラインみたいなもので示せば、全国共通で隣の県で譲渡会を受けた人が、別の県に来て譲渡会で犬や猫がお渡しできるというようなことも可能なかなと、そこにどうやってそれぞれの自治体のボランティアなどが連携していけるのかなというところが、大きな方向性かと思われます。ちょっと、29年度、今年度はですね、またちょっと視点を変えて、他自治体、他県のボランティア団体と連携して体制整備を行うというようなことをやっております。

実は、本県、今年度に限らず、以前から、犬猫ともに譲渡で、ほとんどが団体譲渡でございまして、実はもう頭数ベースでいくと8割方県外の団体に譲渡しているというようなことを続けておりました。そういったことで、特にみなさんのところでも大きな課題となっております、仔猫について、仔猫を専門に取り扱っている他県の団体さんから、かなり強いお声かけをいただいて、いろんな調整をしながら、今年度仔猫の譲渡を推進することができました。内容、実施体制のところには、職員自ら、ミルクボランティアをやったりということもあるんですけども、成果としては譲渡頭数が大幅に増加した。

あとは、いろんな団体さんとの情報共有、連携強化なども進んだというところでございます。成果から明らかになった課題といたしましては、ミルクボランティアとか、そういった体制がまだ整っていない中で進めましたので、職員の負担が非常に課題になってしまったという部分はあるんですけども、方向性としましては、殺処分頭数がもう目に見えて減少できましたので、負担はありましたけれども、職員のモチベーションの部分につきましては、非常にいい面でのやる気アップというようなところがございました。

今後、ミルクボランティアなど、そういった民間の活用をしたり、県民向けに個人譲渡ですね、本県はまだやっておりませんので、そういった部分も遅ればせながら取り組んでいきたいと思っております。もっともっと譲渡先の団体を拡大していかなければならないかなということで、他県さんにお邪魔をして、団体さんの方に頭を下げながら、茨城県に協力してくださいということも、すいません、自治体のみなさんにはお声がけもせずに、他県の団体さんそこにお邪魔をしているというのが現状でございます。

モデル事業については以上なんですけど、ちょっとまだ鐘が一つしか鳴ってないんで、もし時間が余ったらと思ってスライドを用意させていただきました。実は当県で、平成28年12月に、犬猫殺処分ゼロを目指す条例が県議会議員さんの議員提案により施行されております。もう御存じの方多いと思うんですけども、殺処分ゼロというところを目指すというのをタイトルにした条例

としては全国初めてということで、いろんな規定がされている。概ね理念条例ではあるんですが、実は今年度ですね、この条例ができたことで、殺処分ゼロを目指すプロジェクト事業ということで、予算が議員主導でついでしてしましまして、ここにお示したのは譲渡に関する事業なんですが、神奈川県さんの方で先行して実施されていた、譲渡した犬猫の団体さんの方に飼育管理費の一部を補助金でお出しする事業ですとか、下の方に、譲渡する犬猫の不妊去勢手術を当センターで実施する。あるいは、団体さんの方で手術を実施される場合には、手術費用を全額助成させていただくというような、こんな事業も併せて実施しております御紹介をさせていただきました。引き続きですね、当県も殺処分減少に向けていろんな業務を推進してまいりたいと思いますので、皆様方の御協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

【打越先生】

それでは、茨城県さんと組んでいる静岡県さんから続けて報告をお願いします。

〔発表者入れ替え〕

【静岡県】

静岡県の鵜沼といいます。

先ほど、茨城県の松本センター長からもありましたが、平成27年度の茨城県さんとの間で行った試行的な広域譲渡につきまして、受け入れる側の状況も加味しまして発表したいと思います。

広域譲渡についてですけれども、ここでは自治体の管轄を越えた譲渡ということにしています。自治体ごとに、譲渡候補犬、保護等をした犬の譲渡候補犬の情報を発信しまして、受け入れ可能な自治体があればそうした動物を輸送いたしまして、受け入れた自治体の責任において、個人、もしくは団体に譲渡をして、その後の適正飼育のフォローを行うというようなものになります。今回、当時茨城県さんの方で殺処分をする子犬が多いという事情と、静岡県の方で子犬子猫をゆずる会というものを行っておりまして、ただ、保護引き取りする子犬が、その当時少なく、ニーズがあるということで受け手側になりまして、試行的に行ったものになります。

モデル事業全体といたしましては、まず複数の自治体で話し合い課題を洗い出しまして、その課題につきまして茨城県と静岡県の間で調整を行って、試行的に譲渡の方を行ったというようなものになります。

通常の譲渡については、子犬の選定、適性を見たうえで、ワクチン接種等の健康管理と必要に応じた馴化を行いまして、その後に新しい飼い主さんの募集をし、適正なら譲渡を行い、譲渡後の確認をするという流れになります。広域譲渡の場合には、この子犬の選定の部分で、まずお互いの譲渡条件というものをすり合わせておく必要があります。それから、ワクチン接種や、今回マイクロチップの挿入を行っているんですけれども、そちらはどちらの県が負担することになるのか。それから、輸送につきまして、いつどのようにして行うかというところが課題として挙がりました。

まず、譲渡の条件につきましては、スライドに示しているとおりになりますが、健康管理としましては、検便を行い必要な駆虫を行います。それから、目視・触診による診断と、ワクチン接

種を行います。気質としましては、性格的な面でフレンドリーであるか、人馴れた性格であるか、攻撃性がないかの確認を行います。それから日齢につきましては、離乳を終えてドライフードを自力で食べることができる、概ね91日齢の犬といたしました。それから、マイクロチップの挿入は行うこととしました。

それから、子犬の管理と輸送の日程とその方法ですが、こちら、幾つか案を出しまして、健康管理、ワクチン接種ですとか馴化の部分を、早めに輸送いたしまして静岡県において行うといった案もありましたが、最終的にはこちらに示している案に落ち着きまして、茨城県さんの方でワクチン接種等、それから、ある程度の馴化の方も行っていただいて、こちらの譲渡会の約1週間ほど前に輸送いたしまして、譲渡を行うというようなかたちで調整いたしました。それから、輸送につきましては、茨城県さんの職員の方に輸送いただいたというものになります。先ほど、北海道さんの発表で、ボランティアさんとの協力もあったと思うんですけども、やはり自治体間を越えてしまうと、なかなかそれに協力してくれるボランティアさんを探すということも困難なのかなというような形で聞かせていただきました。

実際、静岡県の方に来た犬になりまして、3頭になります。実際の輸送日は平成27年の9月28日に行われております。全頭ワクチン接種済みで、マイクロチップも挿入済みとなっております。

輸送の日から10日後ほどに、譲渡会の方を行っております。内容としましては通常、静岡県が行っているものと一緒なんですけれども、DVD鑑賞による動物愛護関係の普及啓発と。それから、獣医師会の開業獣医師による病気の話ですとか、それから、法律の話と。あとは、しつけのデモンストレーション等行ったうえで、マッチングを行うというようなものになります。参加した人数は6組の10人でありました。譲渡会の当日は、犬のマッチングを行い、その後、各家庭の方で、もう一度飼うことができるかを話し合っていていただいて譲渡をするという形になりますので、若干譲渡の日はずれるんですけども、3頭とも譲渡することができました。譲渡後は、飼い主さんから、狂犬病予防法上の登録注射、それから不妊去勢手術の実施につきまして、その報告をいただくというような形にしております。それを飼い主さんから静岡県、静岡県から茨城県といった形で報告する、この様式の方も作成いたしまして報告するような形にいたしました。

実際実施した成果ですけれども、子犬の譲渡条件ですとか譲渡後の適正飼育の管理につきましては、茨城県さんと調整して均一化することができたというところなんです。それから、子犬の情報ですとか、新しい飼い主さんの情報など、必要な情報共有をするための統一された様式を作ることができたというところが2点目で、あとは、今回3頭と少数ではありましたが、全国的な殺処分頭数の減少というところに寄与することができたというところは、これは成果かなというところになります。

それから、これは副次的なものにはなるんですけども、子犬の供給元である自治体、今回茨城県さんでしたが、やり取りすることで、お互いの動物愛護行政の状況等の情報共有ができたというところで、今後の業務の連携といった面で強化が図られたというところになります。それから、ほかの自治体さんとも意見交換しておりますので、そういった全国で起こっている問題ですとか課題について、こちらの情報共有ができてということも成果かなというふうに思います。

こちら課題になりますが、まずは茨城県さんからもありましたが、今回、二つの自治体間の間での調整になりましたので、譲渡条件ですとか、輸送の日程ですとか、それを何とか調整するこ

とができましたが、今後こういった広域譲渡を事業として続ける場合には、複数の自治体が関わってくることになると考えられます。例えば、供給元をA県とし、受け入れられますというところが幾つか出てきた場合に、それぞれで調整をするとなると、それだけ時間も労力もさかれてしまいますので、ある程度この統一された体制の構築が必要と思われませんが、その調整をするということは、少し困難であると考えられます。こちらも茨城県さんおっしゃっていましたが、地方の自治体だけでなく、国の関与も必要なのかなということが考えられました。それから、受け入れてからですね、新しい飼い主さんに譲渡するのに、1頭だけ約1か月時間を要した犬がございました。こちらは、センターで馴化がちょっとうまくいかなかったという部分が原因としてはありますが、このような1か月くらい馴化が必要だというような負担が続いてしまうと、事業としての継続が困難かなというような部分が考えられました。こちらにつきましては、譲渡する側の自治体さんにおいて、普段、様々な理由で殺処分されていると思うんですけれども、その理由に対応可能な自治体に譲渡をするというような体制が必要と思われました。例を挙げますと、多少の訓練が必要だというふうなところはうちならできますよと。長期の馴化が必要ですよというところですよ、うちならできますよと。このような情報共有をする必要があるということが課題として考えられました。

まとめになります。今後、譲渡頭数が多い供給元となるような自治体さんにおいては、どのような犬が殺処分されているのか。それから、どのような状態の犬なら受け入れ可能なのかというふうなことを、きちんと情報共有をする体制を構築する必要があると考えられ、そのような自治体間をまとめるような、より大きい組織での情報共有の体制を作る必要があるのではないかなというふうなところでまとめとさせていただきたいと思います。

以上になります。

【打越先生】

お疲れ様でした。

続きまして、徳島県さんからの報告をお願いします。

[発表者入れ替え]

【徳島県】

マイクロチップの推進に引き続きまして、徳島県から広域譲渡の推進というところで御説明させていただきます。先に報告ありました茨城県さんと静岡県さんの、いわゆる自治体間同士での広域譲渡というふうなところで、当初、私ども徳島県で言えば茨城県さんのように収容頭数が多くて、処分数も多いと。それで、譲渡につきましても、県民の方を相手にしております一般的な譲渡にしても、やっぱりなかなか募集が集まらないといった中で、要望のある譲渡動物を受け入れることができる他の自治体さん、同じように打診したりとか、協議する機会も持ちましてお話も続けさせていただいたんですが、なかなか条件等、先ほどの自治体さんにもありましたような問題があって、結局自治体間同士での広域譲渡というふうな形ではないんですが、一つ、ボランティアさん、県外をまたにかけてというところでのボランティアさんの譲渡について活用というふうなところで、一つお示しできたらなと思います。

1枚目のスライド、事業始まりの徳島県の現状というところで、犬猫合わせての1,500頭を超える1,600頭という数の犬猫が処分されている状況でした。収容されて処分対象となる犬猫なんですが、例えば犬であれば、飼い主の不明ないわゆる野良犬、野犬と呼ばれる、成犬も子犬もそうなんですが、そういったはなから飼い主がいないであろうというような形の犬。もしくは、飼い主の定まらない猫。ほぼほぼ野良猫と呼ばれるような形での猫の収容と処分数が圧倒的に多いというような状況でした。で、ほかの自治体さんでも、この処分数の削減というようなところでの取り組み、いろいろなさっていると思うんですが、よくこの処分数の削減についての話の中で、私どもがいつも例えに出すのが、川の川上と川下の話がありまして、その譲渡はもう川下の最後の、何て言うんですかね、川の下にあるところで、何とか助けてあげられる命をとというような、このダムとか堰を越えてしまうというような感じになるところでの取り組みだったりとか活動で、とはいえ、おおもとの川上の水源に当たる部分をとにかくどうかしない駄目だろうというようなところで、通常はこういった不妊去勢であったりとか、繁殖制限というようなところでの川上の対策を講じているというのが徳島県でも同様です。

で、ここから譲渡のお話なんですが、徳島県、譲渡の方法なんですが、これ、一般的な県民の方を対象とした譲渡のスキムなんですが、いわゆる講習会をまず受講していただく。このことについて、事前の書類による申し込み。それで、書類の審査ですね、書類を送ってきてもらいましたけど、住所地を見ると、どこそこ町県営住宅何号室とかっていうようなところ正直に書いてくださるような申請者の方もおるんですが、基本ペット飼えないですよというようにあったりとか、先住動物が犬が6頭おるとか、十何頭いるとかって、これも正直に書いてくださるような方もいるんですが、そういったところで、飼育環境ですね。あと、一応徳島県の場合、今後これちょっと検討課題にはなるんですが、例えば単身者の方、65歳、何か万が一のときにフォローしてもらえるような身内がないというような方については、差し当たって譲渡の方についてはお断りをさせていただいています。それで、同居しています、もしくは近くに親類、縁者の方がお出でになる場合は、その方と一緒に講習会を受けていただくというようなところ。で、講習会を受講していただいて、その後譲渡対象動物についてマッチング、相性を見てですね、気に入った子がいれば譲り受けてもらうというようなところ。譲渡動物について、これも他の自治体さんとほぼほぼ同じで、いわゆる性格ですね、気性の判定と健康状態というようなところで、判定基準に入った犬猫について譲渡を行うと。あと、健康管理ですね、そもそもの病気の有無であったりとか、ワクチンの接種、寄生虫の駆虫であったりというようなところと、あと、徳島県、不妊去勢手術とマイクロチップの装着を条件にしていまして、ここまでの健康管理をしたうえで譲渡をするというような形になっています。

最初言いました、入ってくる犬猫たちなんですが、例えば犬、先ほど言いましたほぼほぼ野生のというか、野良犬、野犬と呼ばれる成犬だったりとか、その野良犬の子犬だったりとかで、やっぱり人とある程度離れたような環境で育っててというようなところで、私どももそういった譲渡に向けての馴化というようなところで、この譲渡事業を委託しております獣医師会のトレーナーさんですね、トレーナーさんとかによる馴化のトレーニングとか、また、外部の有識者というか、訓練士の方とかに来ていただいて、職員のスキルアップを図るというようなところもっております。で、広域譲渡、徳島県内の一般の方とかで、それなりの数は譲渡もちろんなんですが、やっぱり収容されてくる、なかなか返還に至らない、性格もいい、健康面も問題ない、譲渡に回

せるのといった犬猫、子たちがまだまだ、まだまだというか、かなりの数いるというような中で、他県、他の自治体への広域譲渡というようなところ、模索を始めました。で、最初の話なんですけど、通常の自治体間同士でのやり取りができないかというようなところ協議させていただきました。先ほどの茨城県さんとか静岡県さん、北海道、非常に広大な北海道とかっていうようなところも含めて、輸送であつたりとか、徳島であれば周りを海に囲まれていますので、陸送といえども橋を何本か越えてだつたりとか、非常にいろんな時間もかかってとかいうような、あとまた、譲渡についての条件が合わないというようなところで、実施についてはちょっとコラボレーションができる自治体さんがいなかったというような中で、この中で、先ほど示しました団体の一般の譲渡、講習会を受けていただいているというような形の通常の譲渡の形以外に、私どもの方にも譲渡事業に協力していただいていますボランティア団体さんがお出でになります。大体大小規模あるんですけど、今現状で24団体ありまして、で、それぞれにみなさんネットワークをお持ちです。他の都道府県、自治体のボランティアさんとかかわりであつたりとか、非常に広いネットワークをお持ちの団体さん、それぞれの得手不得手はあるんですけど、特性がありまして、で、既に私どもの方から引き出していただいている、県外のネットワークを通じて譲渡をしているという、非常に実績のある団体さんが、24団体で全てではないんですけど、一つ二つございまして、この度のモデル事業の流れ、ちょっと自治体間の譲渡については難しいんですけど、このボランティア団体の広域譲渡について、何か直接、または側面からフォローができないかというようなところで、こちらスライドの方にお示ししているのは、既に中部地方周辺の外地域を周辺に活動させています。中部地方の自治体さんとお付き合いのある臨機のボランティアさんがお出でになられて、私どもの団体登録していますボランティアさんと非常につながり強い方がお出でになります。そんな中で、既にこういったコラボレーションというか、広域事業とか譲渡とかっていうような、検討する前からもう実績としてかなり県外にお譲りしたりとか。

当然、譲渡した先から、こういった形で飼い主さんにわたったかっていう報告とかも上がってくるので、非常に問題のないというか、良好な受け渡しができているというような中で、このボランティアさんと私どものボランティアさんの譲渡について、手助けをというかフォローをします。で、基本的なフォローなんですけど、輸送の面の輸送費用の一部を支援するというようなところ。また、現地のボランティアさんから、実際に今収容をされて、これからそちらに向かう犬についてのいろんな詳細な特徴・特性とか、場合によったら、こんな犬、特殊な方にいないですかと。ちょっと待ってください、こういう今犬がおって、多分おっしゃられるような感じの犬がおりますよと、細かいやり取りが非常にスムーズにできるというメリットもあります。

で、御覧のように、事業が始まってから、この年ですと100頭とか、今年これ12月ぐらいまでなんですけど、これぐらい、54頭というような。で、いわゆる子犬だけじゃなくて、成犬の譲渡が非常に進んでいるというようなところもまた一つ特徴となっております。

で、静岡さんとか茨城県さんでもう既に課題として出てきている自治体間同士の広域譲渡、今後どういった広がりを持たせるというような中で、いろんな諸問題があるかとは思いますが、徳島県も今後自治体間同士の広域譲渡も含めてですね、あと、ボランティアさんの有効活用ですよ。どのような支援とかフォローがあるかというようなところを考えて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

【打越先生】

お疲れ様でした。

続きましては、東京都さんと台東区さんで連携した事例を、台東区さんの方から報告させていただきます。

[発表者入れ替え]

【東京都（台東区）】

台東区台東保健所生活衛生課の高松と申します。

この事業は、東京都と台東区、それから台東区獣医師会との連携事業ということで、私が今日は代表して発表させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、保護犬の譲渡推進事業について、概要を御説明します。東京都動物愛護相談センターで保護された犬の譲渡を推進するため、台東区において、譲り受けた飼い主に対し、登録手数料の免除などの譲渡推進策を設けることにより、これから犬を飼う人に保護犬を第一選択肢として考えてもらえるよう支援するものです。また、行政・獣医師会・動物愛護団体など関係者間の連携を深めまして、「命のバトンプロジェクト」として譲渡推進に向けた取り組みを進めます。こちらは平成28年4月1日から事業を開始いたしました。

東京都台東区がなぜこの事業を提案したかと申しますと、近年飼養困難な事例が増加しているという現状がございます。台東区は東京23区の中でも高齢化率が高く、近年、高齢飼い主の死亡や、介護施設への入所、また長期入院などの理由から、犬猫が取り残され、引き取ってほしいという相談が増加しています。また今後は、首都直下地震などの災害などの理由で飼い主が犬猫を手放さざるを得ない事態も想定されるだけに、解決のための方向性として譲渡推進に向けた新たな施策を考えました。

従来の飼い主責任の徹底を推進するだけでなく、譲渡推進に向けた新たな取り組みも進める必要があるだろうということで、保護動物を殺処分せず、新しい飼い主に速やかに譲渡できるよう、動物を新たに飼う人に、ペットショップで購入する前に保護動物を譲り受けるという選択肢を広くアピールするため、台東区保護犬の譲渡推進事業を「命のバトンプロジェクト」と名付けました。

このプロジェクトの3年間の取り組み内容です。平成27年度は、事業実施に向けて準備しました。支援内容と課題の検討のために、東京都から幾つかの登録譲渡団体を紹介していただき、アンケートを取りました。それを参考に支援内容を決め、東京都と台東区、及び台東区獣医師会との協議調整を進め、平成28年度から事業を開始しました。平成29年度は事業拡大の準備として、東京都の登録団体を支援する目的で、他自治体などから登録団体が保護した犬についても対象としないかということで、今進めております。

この事業における台東区の支援です。まず犬の登録手数料3千円の免除、それから狂犬病予防注射の済票交付手数料550円の初回を免除いたしております。また台東区は、犬のしつけ教室を春コース・秋コースと年2回、毎週日曜日4回を1コースとしてやっておりますが、そちらの参加費2千円も初年度免除しております。

次に東京都の支援です。東京都動物愛護相談センターから譲渡する際、全ての保護犬に対し「管理番号証明書」というものを発行していただいております。それから、東京都動物愛護相談センターに登録された譲渡団体の研修会で、この事業を説明していただき、台東区民の方に譲渡する場合は、この管理番号証明書を必ず忘れずに渡してくださいと周知していただいております。

次に台東区獣医師会の支援です。集合注射におきまして、狂犬病予防注射接種料3,100円を初回無料としてくださっています。

このプロジェクトは、全国初の取り組みとして新聞報道されました。右が毎日新聞の記事で、左が東京新聞で取り上げていただいたものです。

この写真が、譲渡された保護犬の第1号です。平成28年9月6日に、東京都動物愛護相談センターから台東区内の登録団体さんを通じて、保護犬が譲渡されました。

成果から明らかになった課題です。まず実績ですが、免除件数が、平成28年度は先ほどの1件を入れまして2件、それから平成29年度は今のところ1件です。窓口で登録手続きに来た飼い主に聞き込みを行ったところ、保護犬を譲り受けて新しい飼い主になってくださった方は結構いらっしゃるのですが、そのほとんどは、譲渡団体が東京都以外の自治体や個人飼い主から直接保護した犬であったため、事業の対象外となり免除できなかったということが分かりました。そこで平成30年度からは、東京都登録譲渡団体が、ほかの自治体や個人飼い主から直接保護した犬についても対象とできるよう、譲渡事業の拡大を考えております。こちら「新・命のバトンプロジェクト」といたしまして、次のページにございますリーフレットを、今年の狂犬病予防注射のお知らせに同封して、台東区内の全飼い主に送る予定です。またチラシの裏は、災害時においても、犬猫の引き取り数を増やさないう、ペットの災害対策を推進する内容となっております。

こちらは「命のバトンプロジェクト」の普及啓発用お散歩バッグです。こちらを犬のしつけ教室や動物愛護フェスティバルなどで配布しております。

台東区では今後は、犬については保護犬の譲渡推進を、それから猫については、もう12年間やってきました地域猫活動支援を、この二本柱で「命のバトンプロジェクト」を継続実施していく予定です。ここからは3年間やってきた担当者としての感想ですが、この事業は自治体の財政的負担がほとんどないのに対して、保護犬を知ってもらうというアピール効果は非常に高かったと思います。つまり、費用対効果はかなり大きかったと感じております。多くの保護譲渡団体からも、是非全国の市町村で導入してほしいという声をいただいております。今回のモデル事業を事例集などを通じて知っていただき、ほかの市区町村でも取り組んでいただければ、全国の殺処分数の削減につながる事業になるのではと考えております。

私からの報告は以上です。

【打越先生】

ありがとうございました。

それでは続いて今度は、かつては即日処分されていた幼齢の犬や猫の譲渡の推進に関して、まずは愛知県さんから報告をお願いします。

[発表者入れ替え]

【愛知県】

愛知県動物保護管理センター業務課の清水です。よろしくお願いします。

この度ですね、モデル事業として、保護された幼齢犬猫対策のためのミルクボランティア制度の試行を行いましたので報告いたします。

離乳前動物を飼養して譲渡するためにはですね、みなさん御存じのとおり、数時間おきの哺乳、排せつの補助など多大な時間と労力が必要になります。愛知県のセンターは、夜間・土日には職員がいないこともあり、全ての離乳前動物をセンター職員の手で離乳完了まで育成することは難しいのが現状です。本モデル事業前はですね、協力団体に数頭預託してはいましたが、収容された離乳前動物の多くを処分せざるを得ない状況が続いていました。

そこで今回、殺処分数を減少させることを目標に、センターに収容された離乳前動物を、自活可能な状態になるまでミルクボランティアに預けて、譲渡につなげる体制をですね、確立させるよう本モデル事業を行いました。

平成23年度から平成27年度までの、政令市と中核市を除いた愛知県の犬及び猫の殺処分頭数の推移になります。以前から全国的に見て、愛知県は、非常に殺処分数が多い推移をしておりました。犬猫とも、様々な取り組みにより年々減少傾向にはありましたが、猫は平成25年度以降横ばい状態でありまして、モデル事業前の平成27年度では、自然死を含めると、犬598頭、猫963頭を処分しております。

平成27年度における、犬猫の殺処分の内訳です。殺処分した動物のうち、離乳前動物は、犬は約6%、猫は約49.5%でした。猫においては約半数を占めておりました。収容される離乳前動物なんですけれども、犬では、全てが野犬の子供になります。猫では、ほとんどが遺棄されて警察に収容された猫ということになります。離乳前の犬の収容数は猫に比べて非常に少なくなっております。この収容された離乳前動物のうち、犬は約65%、猫は約90%を処分しておりました。

今回の事業の内容と実施の体制です。今回の事業はですね、平成29年1月から平成30年3月末まで行う予定であります。役割分担につきましては、スライドのとおりになっております。

ミルクボランティアとして登録していただく対象者ですけれども、まず愛知県民であること。そして、ミルクボランティアを希望するということになります。ミルクボランティアとして登録してもらおう登録と預託の流れは、スライドのようになりますけれども、まずですね、最初からちょっとセンターとしても離乳前動物の育成の未経験者ですとか、センターで全くかかわりのない人という方に、お願いすることが若干不安でもありましたので、センターから元々預託の実績のある協力団体の会員と、その紹介者を対象にしておりました。安定的に制度が動き出した平成29年12月、こないだの12月ぐらいから、協力団体以外の一般県民も対象として行っております。ミルクボランティアの登録と預託の流れなんですけれども、まず、モデル事業で作成した、ミルクボランティアの手引きを利用して講習会を受講してもらいます。そこの講習会の中で、心構えとですね、基礎知識を理解したうえで登録してもらおうこととしました。預託の期間は、離乳が完了するまでの概ね1か月としました。預託中、中間で1回途中経過を報告してもらっております。また、離乳後はですね、速やかに動物を返却してもらおうこととしまして、動物を返却された後はですね、センターの譲渡実施要領に基づく譲渡を行っております。

ミルクボランティア養成講習会で使用するために、作成した資料の表紙になります。皆様の資

料の中にも入っているかと思えます。8ページにわたりまして、ミルクボランティア制度の概要ですとか、離乳前の犬猫の成長とですね、世話の仕方の基本的なことについて掲載しております。また、この手引きを基に講習会を行います。実際の哺乳の仕方なども説明して、こんなふうにして、動画で、ミルクを飲ませますよということで、御紹介をいたします。また、実際離乳前動物がいる場合には、デモも行っております。

ミルクボランティアの条件としては、1番から7番までの項目になります。モデル事業とかなですね、センターの事業を十分理解していただいて、ミルクボランティアとして協力して下さる意思のある方で、さらにですね、犬猫を適正に飼っている方ということにしました。

今回の事業の成果と評価です。まずですね、講習会の預託のための資料として、先ほどお見せしたミルクボランティアの手引きと、あと、健康管理の記録というものを作成しました。これも資料で付けております。それからですね、ミルクボランティアを育成するための講習会は、合計で4回実施しました。最初の1回はですね、職員も離乳前動物の育て方などの知識を身に付けたかったですので、今日ですね、有識者として御参加されている水越先生にお越しいただきまして、講習をしていただきました。高いところではありますが、ありがとうございます。講習会の受講者は、全体で85人でした。そのうち23人が、ミルクボランティアとして登録をしてくださいました。実際に預託したのは、犬が45頭、猫が60頭でした。預託のうちですね、犬3頭、猫9頭が、預託中に死亡してしまいまして、それから猫1頭はですね、センター返却後、死亡しました。ほかの子に関しては、譲渡されたか今譲渡の準備中でございます。預託後の聞き取り調査ではですね、たくさんの動物が下痢等により動物病院を受診してきたことですか、支給した物品の過不足等が判明しました。またですね、預託した動物を返したくないということで言い張った方がおりまして、ボランティア登録を抹消になったということも1例ありました。

本事業の目標である、殺処分数の減少についてです。離乳前の犬猫の収容数に対する殺処分の割合を示したものになります。データはですね、集計の都合により、どの年も10月末までの数を表しております。犬は、平成27年度は71.4%でしたが、平成29年度は1頭も処分せず推移しております。猫はですね、平成27年度92.7%でしたが、平成29年度は54.4%にまで減少をしました。括弧内の数字が頭数になりますが、収容頭数が減少していますので、数のうえではですね、猫は27年度比で32%にまで減少をいたしました。収容数が減少したのは、この事業ではなくて、ほかの事業の適正飼育の啓発を進めてきた結果ですとか、あと、県内や日本国内全体として、動物愛護の思想が普及してきていることなども関係しているのではないかと思います。

この事業は、殺処分の減少に大変効果のあることが分かりましたので、県として、新しいミルクボランティアの要領を作りまして、来年度以降も少なくとも2年間は継続して事業を実施していくことになりました。

今回の事業をとおしまして、今後事業を継続していくための4つの課題が浮き彫りになりました。まず、離乳前動物が収容される時期が、猫は春から秋にかけて、犬は春と秋の時期に集中しているため、行き場がなくて、殺処分される個体をゼロにするためには、登録するボランティアの数をもっと増やしていく必要があると思われまます。2つ目はですね、現在の登録ボランティアの所在地に、非常に偏りがあるということです。センターの所在地が中核市にあるところもありまして、1時間以内といった短期間でセンターに来られるボランティアを積極的になかなか募ることができないのが現状です。それから3つ目はですね、預託した動物の多くが、下痢などを起

こしまして、治療が必要になったということがありましたので、しかし、センター職員は土日に出勤をすることができませんので、今後事業を進めていく中でセンター職員に対応を求められた場合、どのように対応したらいいのかということが今後の検討の課題です。4つ目はですね、預託中に、動物に情がわいてしまって返却を拒むような事態にならないように、気を付けなければいけないということです。

これらの課題を得まして、解決の方向性としては、県内各地からボランティアとしてより多く登録してもらうために、広く周知と募集を行うようにしたいと考えております。また、動物を健康的に育成してもらえよう、ボランティアの質を向上させるため、継続的に研修会等を実施すること。預託中のトラブル防止のために、ボランティアに対して丁寧な説明を行い、理解を求めてコミュニケーションを密に行うことの4点を考えております。このようにして、センターの事業を十分理解している質の高いボランティアを育成して、連携を維持することにより、今後も継続的に県の事業としてこの事業を継続していくことによりまして、愛知県の離乳前動物の殺処分数を減少させたいと考えております。

以上で終わります。御清聴ありがとうございました。

【打越先生】

ありがとうございました。

それでは最後に、福岡さんのミルクボランティア活動についてお願いいたします。

〔発表者入れ替え〕

【福岡市】

福岡市でございます。福岡市のミルクボランティア事業の紹介をさせていただきます。

その前に、福岡市の現状としまして、収容・措置状況の御説明でございます。28年度データですけれども、入ってきた頭数が、猫だけですけれども、1年間で467頭がセンターに収容されております。10年前と比べますと、10分の1以下になっておりまして大分減っているんですが、最近では、数年は横ばい傾向で、もっと減らしていかないといけないと感じているところです。そして、その措置状況なんですけれども、病気等の問題があって、殺処分せざる得ない個体がありますし、あと、病気やけがをした状態で入ってきて、死亡してしまう個体もございます。そして、譲渡はこういった数、返還は少ないですけどこういった数になっておりまして、死亡ややむを得ない殺処分以外の殺処分として、28年度187頭いたんですが、それが全て離乳前の子猫ということでございます。ですので、ミルクボランティア事業をしっかりとやっていって、殺処分をゼロに近づけていきたいというふうに考えております。

では、私どものミルクボランティア事業、御説明でございます。概要としては、ボランティアの方に、離乳まで預かっていただいて世話をさせていただく。こういったお世話、非常に大変な作業になりますけれども、世話をさせていただくというものでございます。

事業の実施体制なんですけれども、まず私どもがボランティアの公募をしまして、福岡市の獣医師会さんと共同で研修会を行いまして、その次に、飼育環境調査っていうことで、家庭の状況、ペットが飼えない住宅じゃないかどうかとか、ほかに飼っている動物の状況がどうかとかいう環

境調査をいたしまして、問題なければボランティアとして登録をする。そして、離乳前の子猫が入ってくれば、その方たちにお預けするということとなります。そして、ボランティアの方が保育をしていただいて、その間に具合が悪くなった場合は、福岡市獣医師会に加盟している最寄りの病院の方を直ちに受診していただく体制をとっております。そして、無事保育が終わりましたらセンターに返却していただくんですけども、ここで、春先に、やっぱり4、5、6月ぐらいに、多くの子猫が入ってきますので、その2か月後ぐらいにセンターに一斉に猫が返ってくるということになりますと、完全にキャパオーバーになってしまいますので、そこで、福岡市獣医師会の方にご協力をいただきまして、獣医師会病院の方が猫の受け入れをしていただいて、病院ですから猫好きな方がたくさん病院にお見えになるということで、獣医師会さんが、預かるとともに、譲渡まで、譲渡先を探すということまで御協力をいただいております。これは、預かりと譲渡の成立っていうところで委託をしているんですけども、非常に安い金額で受けていただいています。この健康管理もかなり安い金額で請け負っていただいています。それで、譲渡は市がもちろん一緒になってやるんですけど、譲渡をしまして、大体6か月齢になったところで、福岡市獣医師会加盟病院の最寄りの病院に行ってください、これは譲渡成立後になりますけど、飼い主となられた方が不妊去勢手術を受けていただく、これも委託をしております。

実施にかかる費用ですけども、これが、健康管理とか獣医師会に委託料としてお支払いするものになるんですが、これについては、福岡市動物愛護事業寄付金ということで、いわゆるふるさと納税ですね、ふるさと納税がこのほとんどを占めているんです。あとは、センターの募金箱であったり、寄付をしてくださる方がいらっしゃるんですけど、ふるさと納税がほとんどでして、昨年平成28年度は750万円ぐらい寄付をいただいております。それと、いろいろ物資につきましては、この牧原プランのモデル事業ということで、マイクロチップですとか、ミルクですとかシーツですとか、こういったものたくさん御提供いただきまして、本当に助かりました。どうもありがとうございました。

そして、成果ということで、去年のですね、28年度の10月によくミルクボランティア事業を開始いたしました。そして、最初の年度の目標頭数は30頭だったんですが、もっと早く始められたら良かったんですが、10月開始となるとなかなか子猫が入ってくる時期を逃してしまっていて、8頭の哺育、8頭の譲渡にとどまってしまったということがございました。今年度の目標は100頭なんですけれども、これも、残念ながらまだ目標に全然届いておりませんで、63頭、現時点で哺育をしていただいて、哺育が完了して戻ってきた猫ちゃんが60頭。そして残念ながら3頭はですね、哺育中に具合が悪くなって、パルボウイルス感染が疑われる事例だったので、残念ながら殺処分をいたしております。59頭が譲渡済みで1頭まだ譲渡待ちの個体がいるという現状でございます。

そして、成果及び評価ということで、譲渡が、今年度の4月から12月データと昨年度の4月から12月のデータ、子猫だけのデータなんですけど、ミルクボランティアが本格的に始まりましたので、譲渡数を非常に増やすことができました。それと、我々として大きなというのが、昨年度までは、昨年10月から始めたんですけど、その前に大分入ってきてまして187頭殺処分しましたが、ミルクボランティアを始める前というのは、離乳前の子猫が入ってきますとなかなかその子の状態はもう見ることなく、即日殺処分していたんですけど、今年度からはしっかり1頭ずつですね、状態を見ることができるようになって、とてもこの子は助けられないなという個体が多くいるっ

ということがよく分かりました。

次でございます。明らかになった課題ですが、まずボランティアの不足というのが明らかになった課題として、100頭の目標に達しなかったのはやはりボランティアさんがまだまだ不足しているということで、今25組のボランティアさんなんですけど、また新たに募集をしまして、年度末までに新たに13組増える予定になっています。ですので、これを解消したいというふうに思っております。また、哺育対象の選別っていうところで、預けたのちに死亡するとなると、ボランティアさんの精神的ダメージも非常に大きくて、それをどうするかという判断が難しいなというのがございます。

最後ですけど、先ほどもう言ってしまいましたが、ボランティアを、しっかり確保していくという対策。そして、哺育対象にするかどうか、非常にまだ始まったばかりで難しいんですが、獣医師会さんの協力も得ようと。センターの獣医師も1頭ずつ判断するんですが、微妙だなんていう個体は、開業獣医師さんにも見ていただいて選別基準を安定化するという。それと、少々不安があるな、これはボランティアに渡せないなという個体は、動物病院の方で、後方支援をしていただくことになっています。それで、動物病院の方でうまく、いきそうだといいところまで飼っていただいて、そういったものをボランティアさんに渡す体制を作り上げております。そういったことで、来年度以降も頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

【打越先生】

福岡市さん、ありがとうございました。

それでは、また質疑に入りますので、少しみなさんお待ちください。

長丁場の発表会ですので、そろそろみなさん、体力的にもずっと座っているのが疲れてきたぐらいの頃ではないかなと思います。それと、今まで話してきたテーマよりもある意味重たいテーマというか、聞いているうちに、職員さんたちそれぞれの胸の内に様々な思いが去来して、何となく明るくうきうきした気持では聞いていられない、そういう状況が何となく会場の雰囲気重くしているのではないかと感じています。いろんな論点、そして誰もがその簡単に賛同できるテーマから、その価値観、賛否の分かれるテーマまで、動物の行政は向き合っていれば必ずありますけれども、それはどちらが正しいというものでもなく、その両方の意見をきちんと出してぶつけ合って、課題を解決する方法を模索することが大事だと思っております。譲渡に関して、自治体の側がどのような工夫をしているか、どんな悩みを抱えているか、それを広域譲渡という観点、あるいはその譲渡に当たって、経済的なインセンティブを付与するという趣向、そして、これまで即日処分してきたその子猫、子犬のミルクボランティアの件など、自治体からの譲渡の問題について考えていきたいと思っております。

それでは、先ほどまでと同様に、有識者のみなさんから、コメントをいただきたいと思っておりますが、どなたからでも。遠山さんがこちら見えていますので、遠山さんお願いします。

【遠山先生】

新潟県の遠山です。

譲渡については、新潟で私も十何年ずっと仕事としてやってきていますので、思うところはた

くさんあります。まず広域譲渡が難しいっていうのは、今回発表の中でいろいろ出てきたと思います。なぜ難しいかっていうのは、譲渡する自治体が自分で責任持てるか持てないかっていうことだろうと思います。例えば、新潟県で譲渡する場合を考えると、新潟県の税金を使って入ってきた動物を助けるために努力をするわけです。よその県の事までやっている暇があるんだったら、新潟県の殺処分ゼロにすべきではないと言われる可能性もあります。なので、広域譲渡ってなかなか難しい。あとは、100%新潟県の基準で譲渡させてもらえるのならよいのですが、出した側の自治体の意向が入ってくるとなるとやりづらいと思います。だから、いろんな条件が合わないと広域譲渡ができないのだろうと思います。

実際に、熊本県から新潟県に、被災動物として犬猫合わせて17頭を受け入れました。輸送費用も熊本持ちで、熊本で譲渡対象になっている動物ですので、それなりに医療措置が終わっているものを新潟でもらって、新潟の基準で、新潟の自由な裁量で譲渡させていただきました。このケースは、被災動物だからということで、県知事まで含めてみんなが賛成しているからできるわけです。なかなか普通によその自治体で困ってるからといって、自分の自治体の方も困ってるのに受け入れて譲渡するっていうのは難しいと思います。だからこそ、民間団体と共同してやる方が、うまくいきそうな形なのだろうと感じました。

それとですね、広域譲渡と一緒に譲渡会の話も出てきたのですが、譲渡会というのは大規模にやろうとすると大がかりな準備が必要です。輸送のコスト、移動による動物への負担も含めて、かなり重いものがあります。大規模な広域譲渡会はイベントになってしまうので、手間の割には譲渡数が伸びない。イベント告知としては大成功するんだけど、成果としての譲渡数は伸びません。新潟県の愛護センターや管理センターでは、譲渡数の実績を上げていますが、これは、定期的にずっといつもここでは譲渡していますよっていう宣伝をして、それを浸透させないと、なかなか自治体からの直接譲渡は増えないと思います。愛護団体は、いつでも譲渡していますよとか、ここで毎週やっていますよとか、毎月やっていますよとか、そういう告知がちゃんとできているから、愛護団体さんの譲渡はうまくいっているのではないのでしょうか。なので、自治体が譲渡を増やしていくには、ちゃんと定期的に同じ場所でやり続けて、それをいかに上手に広報するかが大切だと思います。譲渡会も必要なのですが、広報手段の一つとして割り切って考えるか、動物の負担もかからないような譲渡の方法を考えることも大切ではないでしょうか。

【打越先生】

はい、ありがとうございました。

また2点、遠山さんからあったと思いますけれども、まず広域譲渡、自分たちが譲渡した犬猫に責任を持てるか。それをその自治体としての合意、トップ、知事から含めて、予算の利用としての合意として責任を持って譲渡できているのだろうか。そこが一番難しいところなんだというご意見がありました。これは自治体同士でそういう活動、広域譲渡にチャレンジしてみた茨城県さんと静岡県さんから、率直なところをお聞きしたいと思います。答えにくい部分もあるかもしれませんが、今後の全国の自治体にとって、非常に重要な論点だと思いますので、茨城県さんから先に、その後静岡県さんに伺いたいと思います。

【茨城県】

茨城県です。

うちは出す方なので、やっぱりうちの県みたいに殺処分頭数が多いと、うちの県の中だけでは到底、変な言い方、さばききれないんです。他県に、変な言い方、ばらまかないと、とてもうちの県で殺処분을減らすなんて考えられないので、そこをどうオールジャパンとして考えたときにどうするかっていうのは、その県同士で考えていくんじゃないくて、もうちょっと広域的な視点か包括的に、環境省さんだったりに考えていただくのがよろしいのか。正直申し上げて、たった3頭の子犬を静岡県さんとやり取りしているんですけども、今発表させていただいた、静岡県さんの御丁寧な発表していただきましたけれども、すごく大変でした、正直申し上げて。報告の時に、今も申し上げられないくらい、たった3頭でもすごく大変でした。多分静岡県さんの方が大変だったと思う。

すみません、私からは以上です。

【打越先生】

ありがとうございます。

茨城県さん、本当に率直な御意見だったと思いますけど、併せて静岡県さんの御意見も聞きたいと思います。

【静岡県】

この広域譲渡の時に私が担当ではなかったので、本当に直接的な大変さっていうのはちょっと伝えることができないんですけども、遠山先生がおっしゃったとおり、スライドには出さなかったですけども、課題としまして、県民の感情といいますか、県税の方で、他自治体の犬の世話まで見ていいのかといった議論はやはりあったそうですので、その点考えますと、積極的に行うとはなかなか言えないのかなとは感じます。ただ、スライドでも示しましたが、全国的に考えると、たった3頭ではありますけれども殺処분을免れたと事実は事実ですので、その点については否定できないというか、続ける意義はあるのかなと感じました。

【打越先生】

ありがとうございます。

殺処分数の数というのが、桁違い、自治体によって桁が違うんですね。それは、気候であるとか、人口の問題も関係あると思いますけれども、実は殺処분을減らすのは、本当に長い時間をかけて丁寧に、丁寧によほど昔から努力してきている自治体が今、数を減らしてきていると思うと、やっぱり急なプレッシャーがかかってきたっていうのは本当につらかったんじゃないかなと思います。そんな中で、とてもじゃないけどさばききれない、オールジャパンで考えてほしいというのは殺処分の多い自治体の悲鳴だと思いますので、それを率直に語ってくださった茨城県さんと、またこの難しい問題を指摘くださった遠山さんにお礼を申し上げたいと思います。

さあ、もう一つ、遠山さんからの意見がありましたけど、イベント、譲渡会を派手にやると、派手にやっている感じなのは伝わるけれども、実際には数がそんなに譲渡できるわけではない。むしろ、日常的に常に告知し続けるほうが大事という話があったので、その辺り、北海道さん大きなイベントを年に1回やっているみたいですけど、いかがでしょうか。

【北海道】

おっしゃるとおりでありまして、ちょっと補足で、まず今回広域譲渡会ということでやるのは、茨城県さんとかと同じように、本当は自治体間で譲渡しようと思っていたんですけども、ちょっと調整がうまくいかなかったことがあって、それで、ただモデル事業ということで、北海道は、例えば保健所間だけで、同じ道立の保健所間だけでも何百キロも離れていたりする、その部分の移動の部分、そこを愛護団体さんの協力を得て、そういう、どの程度の労力と負担があるかというのを見たいなというのがあってですね、モデル事業として実施したんですけども、おっしゃるとおりですね、ちょっとやっぱり人は集まっても、やはり譲渡しづらい動物はやっぱり譲渡しづらいというのか、というところがあってですね、やっぱり限定的だなというのがありました。それと、やはり非常に大変でした。その、動物愛護団体さんの方に手伝ってもらったんですけども、やはり長距離の移動は車で12時間以上とかですね、積み下ろしとかもありますんで一泊していたりとか、相当なお金だとかですね、労力かけて正直言ってモデル事業だからできたというところがあって、これを北海道が単独でできるかというとなかなか難しいのかなというふうなところが正直なところなんですけども、そういったところも見れたのが良かったかなと思ってます。

【打越先生】

ありがとうございます。

常時きちんと飼育して、飼い主を、新しく飼い主になってくれる人を探していますよという継続的な広報が大事という話になりますと、結局それはシェルターがきちんと管理できているかが大事ですよ。イベント的に譲渡会をやるという方法で盛り上げていくのではなく、行政であったり、あるいは民間も、今はもうボランティアも第二種取扱業者ですので、第二種取扱業者なり行政の施設が、きちんとそのシェルターメディスンも含めて運営していけるかというのが今後の課題になっていくのかなと、遠山さんの意見のその一歩先はそういうところかなと感じました。

それでは、ほかの委員の方からもコメント、どなたか。

それでは、水越さん。水越さん、金谷さんの順で行きます。

【水越先生】

私は普段は犬猫の困った行動の相談やその治療に携わっておりますが、最近は、いわゆる保護犬というか、譲渡された犬や猫の相談が増えてきています。これは譲渡自体が増えたという喜ばしい面でもあるんですけども、その中にはいくつか課題が見えてくることがあります。

一つは、これは広域譲渡というか、自治体間ではなくって、民間の保護団体が他県の自治体から譲り受けた犬だったのですが、家族に対して攻撃性が激しく深刻ということで、飼い主さんが飼いきれないということで、居住している自治体にいわゆる放棄をしようとしたところその自治体が、ほかの自治体の尻ぬぐいはしないということで引き取り拒否をされたというようなケースがありました。その後、飼い主さんはやはり飼いたいという意向があったためその支援を続けて今は頑張りながら飼育は続けています。また人工保育した猫に関しては、遊びによる攻撃、つまり、遊びから発展した攻撃でさらに非常に噛み傷が激しいという問題行動、またウールサッキングといった、織物を吸い込む、食べてしまうような問題行動が非常に多く見られます。広域譲

渡やミルクボランティアを推進していくうえでは、そういうような問題や課題を考えていかなければいけないんじゃないかと思っています。

自治体や民間からの譲渡に関しても卒業研究で調査をさせていただいたことがあります。自治体は譲渡前講習をやっているがフォローアップをされてないところが多い。逆に民間の団体では譲渡前講習はしないがフォローアップを一生懸命やっている。これらの二つが協働することができれば、譲渡前には自治体で講習を受け、譲渡後は民間がフォローアップするというような仕組みができれば一つの解決の方向に向かうのではないかと思います。ひとつの私見でしかありませんが。

【打越先生】

ありがとうございます。

譲渡適性の問題、一つ目の論点はやっぱり譲渡適性であって、どうしても飼育しにくい動物をどうするのかというときに、無理に譲渡しても飼いきれないという問題が出てくるという話だったと思います。それから、フォローアップという話も含めて、普及啓発とセットでという話になると思いますが、その点、先ほど福岡市さんの報告では、譲渡適性をかなり真剣に見極めていらっしゃるのを感じられましたし、普及啓発もセットだと思いますので、今の水越さんの意見、福岡市さん、いかがでしょうか。

【福岡市】

譲渡適性の見極めというか、先ほどの発表では、健康状態に問題がある個体は預けにくいなどという話をしたんですが、ミルクボランティアの譲渡適性については非常に矛盾が実際はあるなど感じていて、それは要するに、動物販売業者は社会化の問題があって販売週齢規制があって、それが50日から57日になっていくとか、そういった中で、ミルクボランティアに至っては、ほとんど社会化がなされていない個体もどんどん譲渡していこうとして、殺処分をゼロにするために、非常に問題があると思っていながらやらざるを得ない状況です。愛鳥週間にひなを拾わないでくださいみたいな形でよく啓発がありますけれども、親猫から無理やり引き離されてきた子猫がセンターに入ってきたりするんですけど、そういったことは避けたいなというのがございます。

【打越先生】

ありがとうございます。

時間が思いきり押しているのでありますけれども、金谷さんと山口先生、何か一言言いたいということであれば、山口先生が強い思いがありそうなので。

【山口先生】

他県への譲渡、あるいは広域譲渡ということで、渡すとき、間に立って動物愛護団体の方がとても活躍しているということなんですけれども、愛護団体の中には、不妊去勢手術を良しとしない団体もあつたりいたしますので、出すときには、せめて出すときには自治体の方で早期不妊をして出していただければなというふうに思います。実際、仙台市では早期不妊、獣医師会の協力を得てやっておりますし、ほかの自治体の中には、職員を獣医師会の先生のところへ研修に出し

て自分たちでできるようにしているところもあります。ですから、愛護団体に渡して、ほとんどのところは愛護団体さんは自分のところで負担したりとかいろいろされてはおりますけれども、そうやって依頼をするのですから、せめて蛇口を閉めるという意味で、譲渡は、先ほど徳島県の方がしっかり言ってくださっておりましたけれども、譲渡は最終のところであって、譲渡してもどんどん湧き出てくるようでは何なりませんので、せめて自治体から出す動物は全て不妊去勢手術済んでいますというふうにやっていただけたら、蛇口を閉めることにもつながり、譲渡が増えていくことになるかなというふうにも思います。

【打越先生】

はい、ありがとうございます。

不妊去勢手術の徹底というお話だったと思います。

論点尽きないところですけども、一旦ここで休憩入れたいと思います。最後のリフレッシュと思ってゆっくり休んで、最後の論点、普及啓発、どの自治体にとっても一番大事なところです。体力取り戻してお戻りください。20分から再開したいと思います。

【雨宮主査】

それでは、17時20分になりましたので、最後の発表項目、普及啓発の推進、普及活動の推進について始めます。座長はまた、水越先生、よろしくをお願いします。

【水越先生】

最後の5題になりました。これからの演題は普及啓発、適正飼養の推進になります。

第1題目の千葉市さん、よろしくお願いいたします。

【千葉市】

千葉市の発表を始めます。

千葉市役所の大坪と申します。よろしくお願いいたします。

まずモデル事業全体の概要です。千葉市では、平成28年度からモデル事業に参加し、動物の愛護及び適正な飼養に関する普及啓発資料の作成と、その効果的な配布方法の検討を行いました。啓発資料の内容の方は、市民が関心を持ち理解を深められるもの、啓発を行いたい対象者に合わせたもの、特に地域で問題となっている、飼い主のいない猫対策に重点を置いたもの、というものを目指して作成いたしました。

モデル事業の内容と実施体制の全体像です。まず昨年度、平成28年度に事前アンケートを行い、その結果をもとに啓発資料の原案を作成いたしました。原案については、千葉市獣医師会の先生方やボランティアを交えて意見聴取を行い、中学生向け、及び一般向けの2種類の啓発資料を作成・配布いたしました。続いて配布後アンケートを行い、今年度、その結果をもとにその2種類の資料を改訂いたしました。作成した資料は中学1年生には既に配布しており、一般向け資料については今月配布して、配布後に簡単なアンケートを行う予定です。

内容・実施体制の詳細です。事前アンケートについては、一般市民、猫の餌やり人、中学生とその保護者をそれぞれ対象に行い、地域で問題となっていることや啓発が必要な内容、関心の高

い内容等の把握を行いました。一般市民を対象としたアンケートについては、当市が抽出した地域で受託業者がポスティングをするという方法を取りました。抽出地域は千葉市の全6区からそれぞれ1地域ずつ抽出しまして、ポスティングはそれぞれの地域で無作為に100世帯ずつ、すなわち合計600世帯に行いました。猫の餌やり人を対象としたアンケートについては、当市が平成23年度から実施している飼い主のいない猫の不妊去勢手術事業の申請者から100人を抽出し、受託業者がアンケートの送付・回収を行いました。中学生とその保護者を対象としたアンケートについては、平成27年に当市のみで実施いたしました。これにより、当市が平成25年度から27年度までの3年間、毎年中学1年生に配布をしていた既存の啓発資料の認知度や、世帯への浸透度、また中学生や保護者が関心のある内容等を調査いたしました。

続いて、原案の作成と配布を行いました。先ほどの事前アンケートの結果を踏まえて、啓発物の原案を作成し、受託業者の運営補助のもと、千葉市獣医師会の先生方やボランティアを交えて意見交換会を行いました。意見交換会で出た意見を反映させ、A4両面の一般市民用とA3二つ折りの中学生用の各対象者に合わせた2種類の啓発物を作成いたしました。御手元にあります資料の81ページの赤白の資料が一般市民用として配布した資料です。83ページにある水色の資料が、実際はA3の二つ折りのものですが、中学生用として昨年度配布したものです。一般向け啓発物は自治会で回覧してもらい、中学生向け啓発物は市内の中学1年生に配布いたしました。

続いて、配布後のアンケートを行いました。先ほどの中学校への配布の際に、六つの中学校にアンケートの協力をしてもらい、さらにその中で3校には、啓発物配布時に中身を絶対に読むこと、保護者に必ず渡すこと、という二つの説明をするように先生に依頼をし、説明の有無によって啓発物の認知度に違いが出るかどうかアンケートで比較いたしました。自治会回覧をした一般向け啓発物のアンケートについては、最初の事前アンケートと同様の方法で、600世帯にポスティングを行い認知度などを調査いたしました。

続いて、アンケートの結果を反映し、昨年度の啓発物を改訂して配布を行いました。中学生向け啓発物については、昨年度と同様に、二つ折りのA3で内容を微修正したものを1年生に配布いたしました。資料の89ページにある水色の資料になります。一般向けの啓発物については、昨年度はA4両面だったものを、啓発内容ごとに分けてA4で2種類、御手元の資料の85ページと87ページにある赤白の資料ですが、こちらを作成して、今月中に市内の動物病院と市内のペットショップに配布を予定しています。また、配布後に啓発物の内容等に関するアンケートを実施予定です。

成果及び評価です。啓発物の配布方法については、配布後アンケートの結果から、自治会回覧を依頼しても、そもそも回覧されていない、見ていない、あるいは覚えていない、というケースが確認されました。ただ、自治会回覧時に啓発物を読んだと回答した市民は、例えば、回覧時に上になっていた面だけ読んだ、ということではなく、表と裏の両面読んでいたことが分かりました。中学生向けの啓発物については、配布時の説明の有無で、啓発物の認知度に特に大きな差は見られないという結果になりました。

啓発物の内容については、対象者によって関心のある内容が異なるため、それぞれの対象者に合わせた内容の啓発物が必要であるということが確認されました。それから、啓発資料を読まない人の理由としては、動物が嫌いとか、関心がないとか、あと忙しいといった理由が多かったことから、そういった人にも分かるように作成する必要があるということ、すなわち、読んで分か

るものではなく、見て分かるものを作成する必要があることが分かりました。また、中学生へ行った事前アンケートでは、当市が以前から配布していた啓発資料への、生徒とその保護者の認知度は低かったのに対して、今回作成した資料については、その認知度は高かったことから、中学生向け啓発物に関しては、今回のように興味を引くイラストや口語体を使用してハードルを低くすることに加え、「親子」というキーワードを入れることで、保護者も対象とした啓発物としても配布ができ、世帯への啓発が期待できることを確認いたしました。

成果から明らかになった課題です。各対象者に合わせた啓発物といっても、それぞれの立場から様々な意見が出るため、それらを反映しようとする、見て分かるものではなく、読んで分かるものになってしまうということ。それから、不特定多数の市民の動物への関心や問題、これまで配布している啓発物の認知度などを把握する方法が少ないということ。そのため、今回実施したポスティングによるアンケートですが、不特定多数の市民を対象とすることが可能で、今回の条件であれば実施が可能かと思われるのですが、統計上有効となるようなデータを入手しようと思うと、相当数を対象としなければならないため、実施は難しく費用対効果もあまりよくないということ。また、アンケートは依頼先に負担がかかり、関係機関の協力が得にくいということ。これらのことが挙げられました。

そのため、こういった課題解決の方向性としては、一般向け啓発物については、啓発内容ごとに作成し、分かりやすいイラストを入れて、なるべく見て分かるものを作成すること。認知度の把握方法については、ポスティングによるアンケートのほか、インターネット等の活用も検討するという。今年度10月から全戸配布になった当市の市政だよりを活用して、広く啓発していくことも引き続き検討していくこと。これらの事柄を確認いたしました。

以上で千葉市の発表を終わります。御清聴ありがとうございました。

【水越先生】

ありがとうございました。

続いて川崎市さん、よろしくお願いいたします。

[発表者入れ替え]

【川崎市】

川崎市健康福祉局生活衛生課の金子と申します。

動物の適正飼養に関する効果的な普及啓発の方法について検討しましたので、御報告させていただきます。

これまで、本市の普及啓発をする対象者は、動物の飼い主を中心として行っておりました。しかし、一部の市民だけに対象を絞るのではなく、それ以外の、動物に興味のない方々も含めた市民全般に対して、動物愛護の気風を高め世論を変えていくことによって、被害者となってしまった飼い主への適正飼養の普及啓発につながるのではないかと考えました。

そこで、今回幅広く普及啓発をするにあたり、実施しました七つの工夫について御報告いたします。まず一つ目の工夫についてです。市民公開講座を企画するにあたり、開催日時・場所・内容について工夫をしました。開催日時は、平日お仕事をされている方にも参加しやすいよう、土

日の午後、昼過ぎから2時間から3時間としました。開催場所は、区役所など、駅から近い利便性の良い会場を選定しました。市内七つの区のうち、第1回目は中原区、第2回目は麻生区、第3回目は川崎区、今年度は高津区で開催をし、一部の地域に偏りのないよういたしました。スライド向かって左下のこちらのチラシは、この度のモデル事業で作成をいただいたもので、今年度の市民公開講座の広報用のチラシとなります。今年度は、セミナーの内容をより想定しやすいように、シニア期という言葉具体的なテーマとして設定しました。また、講師の先生の写真を載せていただいたり、定員ありの先着順、事前申し込み制であることが一目で分かるようにしていただきました。申し込み制にしておくことで、当日キャンセルがほとんどないという効果が得られました。さらには、より身近なイベントとして捉えてもらえるように、事前に講師への質問も受け付けました。当日の質問への回答時間が延長され、大いに盛り上がり、当日ももちろんのこと、後日にもお礼の電話が入ったほど、とても好評なセミナーを開催することができました。

続いて、二つ目の工夫についてです。人がイベントのために出かける範囲を想定しました。市民公開講座と同様に、ほかのイベントも開催場所を点在させました。休日に電車を乗り継いで市のイベントに参加する人はほとんどいないということがアンケート調査で分かりましたので、地域猫セミナーは、開催地域にのみ、こちらのチラシ、リーフレットを、回覧板を活用して広報したり、動物病院にチラシを配布しました。また、毎年開催しております動物愛護フェアでは、開催地区の小学校などに、こちらのチラシを配布したり、開催日直前には会場最寄りの駅前であちわの配布を実施しました。今年度のフェアは広報効果があり、駅から少し離れた区役所での開催にもかかわらず、多くの市民に御来場いただくことができました。

続いて三つ目の工夫についてです。セミナー後には必ずアンケート調査をしました。一例として、今年度の市民公開講座のアンケート結果を抜粋して御紹介いたします。参加理由を聞くことで、開催場所が近いという理由で参加している人が多いことが分かったり、セミナーを知った手段を聞くことで、市政だよりの効果がとても大きいことがうかがえます。今後もより良いイベントを企画するにあたり、広報グッズの事や、今後取り扱ってほしいセミナーのテーマについても市民の声を聞き出しております。

続いては四つ目の工夫についてです。今までの取り組みについても工夫をしました。本市では、適正飼養キャンペーンを、平成14年から、主に飼い主を対象として実施していましたが、平成28年度からは駅前ポケットティッシュ配りも始めました。ポケットティッシュには、スライド左下のメッセージカードが入っております。300個のティッシュを3、4人で配布しますと10分ほど配り終え、広く市民にお知らせすることができます。また、適正飼養キャンペーンの一環として、町内会や自治会に啓発チラシを回覧させていただいております。このチラシについても、例えばチェックシート様式にしたり、地域からも愛されるワンちゃんにというメッセージを入れるなど、御近所さんの目を光らせていただき、また、飼い主には、飼い主としての意識を向上してもらえるような内容としております。

続いて五つ目の工夫についてです。手に取るもの・使い続けるもので普及をしました。こちらのクリアファイルもモデル事業で作っていただいたものです。表面は3種類の柄があり、裏には、適正飼養について啓発したい内容が、イラストと簡単な言葉でプリントされております。クリアファイルは、このように配布したい啓発物をたくさん挟み込んで、保健所や区役所の窓口に配架

しております。啓発チラシ単独では、窓口配架していてもなかなか関心を持ってくれませんが、クリアファイルは、多くの方が活用するアイテムですので、啓発物と共に市民の手元へ効率的に届けることができます。

続いて六つ目の工夫についてです。市民が使うことそのものを広報材料としました。こちらのエコバッグもモデル事業で作成していただいたものです。セミナーのお土産にしたり、防災訓練などのイベントの景品にしております。こちら、実物のエコバッグになるんですけども、バッグの真ん中に、防災頭巾をかぶった犬猫のイラストを大きくデザインしていただきました。イラストだけを見て興味を持っていただけるようにしていただきました。動物を飼っている人、飼っていない人など、多くの市民が持ち歩くことで、その周囲の市民の広報につなげていただきたいと思います。

最後になりますが、七つ目の工夫についてです。高齢者とペットとの飼養問題についても、周囲の人へ普及啓発から試み始めています。ペットを飼養している高齢者の御家族や高齢者関係部局の方々など、幅広く手に取って読んでいただきたい啓発資料となります「ペットとくらす「さ・し・す・せ・そ」」を作成いたしました。ペットを飼養することで起こるトラブルを未然に防ぐためにも、早期に発見するためにも、福祉関係者と動物関係者が課題を共有し、日頃から連携するツールになればと考えております。

以上、七つの工夫により得られた統計上の成果としましては、スライドにお示しのとおりです。広く市民へ広報することができました。また、この取り組みをしていく中で、広報の対象をまず地域単位で企画をして行っていく方が、成果が見えやすいのではないかとということが考えられました。

今回の取り組みについて、その成果を検証する際に、普及啓発の具体的な成果が見えにくいということが課題となりました。今後は、動物に関する様々な問題を、飼い主単独での問題として捉えず、地域包括ケアシステム概念を取り入れ地域での課題として問題解決への糸口をつかむことが大切であり、地域単位で計画をしながら普及啓発や事業を展開できるよう取り組むことが必要であると考えました。また、より効果的に普及啓発をするには、広報する対象を事前に調査する必要があると考えられましたので、今後は団体・地域などの単位でアンケート調査を行い、普及啓発をするうえで効果的な団体などを抽出していこうと考えております。

報告は以上となりますが、最後に、環境省の皆様、モデル事業委託業者の皆様、この度の本市の取り組みに御協力くださいましてありがとうございます。御清聴いただきまして、ありがとうございました。

【水越先生】

川崎市さん、ありがとうございました。

引き続き、長野市さん、よろしく願いいたします。

〔発表者入れ替え〕

【長野市】

長野市保健所食品生活衛生課動物愛護センターの関口です。

私どもで実施したモデル事業、適正飼養、普及啓発の推進について、報告申し上げます。

実施したモデル事業の概要について報告します。1の犬の適正飼養リーフレットの作成・全戸配布は、飼い犬による問題を防止するための普及啓発リーフレットを作成し、市内全ての世帯に配布しました。2の犬・猫飼育希望者向け動画制作は、犬と猫の専門家に出演いただき、それぞれを飼育するうえで必要な事項をインタビュー形式で回答していく動画になっております。3の著名人による講演会の開催では、林家たい平様の講演と併せて、適正飼養の専門家に講演いただきました。4の犬・猫飼育希望者向けのリーフレットの作成・配布では、飼育する前に、検討するためのチェックシートと飼育記録を付けるための手帳を作成し、ペットショップと当センターで配布しております。

最初に、犬の適正飼養リーフレットの全戸配布について報告します。リーフレットの内容は、迷い犬の防止方法、散歩のときのマナーなどをまとめ、市内約15万6千世帯に配布しました。先ほどの川崎市さんのお話にあったとおり、できるだけ広くの方、多くの方に知っていただいて普及を図っていききたいという考えで、全ての世帯に配布しました。実施体制は、センターが原案を作成し、モデル事業委託業者はその原案をもとにリーフレットを作成しました。普及の方法として、住民自治協議会がリーフレットを折り込んだ市報、市報、毎月全世帯に配布しているんですけども、その市報にこのリーフレットを折り込みました。それを配布しました。また、広報広聴課では、完成したリーフレットのファイルをホームページにアップロードしました。

成果及び評価として、平成28年1月にこのリーフレットを配布して以降、迷い犬の数など、当市が保健所開設した以降で最もいい成果が得られました。特に、迷い犬を飼い主がセンターに迎えに来る返還率は、平成28年度には、初めて90%を超えました。本年度も、29年の12月31日現在で返還率は96.6%と、より一層返還率は向上しました。その評価としては、全戸配布によって、今まで普及啓発できなかった飼い主に対しても、普及啓発できたことが考えられました。

成果から明らかになった課題として、このような大規模な普及啓発は、当初の予算上実施困難です。そこで課題解決の方向性として、マスメディアを介した普及啓発情報発信と効果的な普及啓発の実施が挙げられます。そのため、普及啓発する内容を、マスメディアにとって価値のあるものにするために、新しいとか、質が高い、そういった普及啓発物の作成をしていくよう、今後も取り組んでいきます。

また、効果的な普及啓発の方法として考えられるものとして、犬の飼い主が利用する場所での普及啓発をすること。また、周知徹底の方法として、多くの市民が手持無沙汰で普及啓発物をながめられる場所での掲示が考えられました。今後、これらの場所にポスター等の掲示を依頼していく予定になっております。

次に、犬・猫飼育希望者向けの動画制作について報告します。この動画は、犬・猫を飼育する前に知ってほしい内容について、専門家にインタビューしていく形式で進行していきます。犬の動画では、入交先生と西川先生に出演いただき、飼育費用や近所への配慮などの質問に回答いただくとともに、犬のしつけ方についての実演を収録しました。猫の動画では、加隈先生に御出演いただき、不妊化手術の必要性などの質問に回答いただくとともに、猫との遊び方などの実演を収録しました。実施体制は、センターがシナリオを作成し、モデル事業委託業者は、シナリオをもとに撮影業者と出演する講師を決定しました。出演講師は、センターと普及啓発内容について協議し出演いただきました。完成した動画は、広報広聴課によって、当市のホームページにアッ

プロードしております。

成果及び評価として、センターで開催する譲渡会に参加した市民に、飼育する前に知ってほしいことを等しく伝えられるようになりました。

成果から明らかになった課題として、インターネット上にアップロードしていても、そのこと自体が市民には分かりにくいことがあります。そこで、課題解決の方向性として、市内で犬と猫を販売しているペットショップに、今年度のモデル事業で作成しているこれら動画を周知するポスターの掲示を依頼し、より多くの市民が飼育前に検証してから犬または猫を飼い始めるよう進めていきます。

次に、著名人による講演会の開催について報告します。まず当市では、年齢の高い飼育者が苦情の対象になる傾向が高い背景があります。そこで、シニア世代に、現在普及啓発している適正飼養について知っていただくために、落語家で愛犬家、愛猫家の林家たい平様に御講演いただくとともに、犬と猫の専門家として山崎千佳様に、犬と猫の飼い方が今と昔とでは異なっていることについて、御講演いただきました。実施体制は、センターが林家たい平様への出演依頼、講演会の聴講者の参集、及び聴講者へのアンケートを作成しました。モデル事業委託業者は、講演会の運営と山崎千佳様に講演依頼をしたほか、アンケートの集計を行いました。そのほか、御協力いただいた皆様の内容はスライドのとおりです。

成果及び評価として、聴講者227人のうち、約84%が50歳以上であり、猫の屋内飼育など、現在の犬と猫の飼育方法について、聴講者の約80%が納得できると回答いただくことができました。

成果から明らかになった課題として、年齢の高い人は、飼育すべきではないという風潮とは異なり、シニア世代はペットを飼育すべきだという回答が約70%を占めていました。このことから、課題解決の方向性として、世代にかかわらずありませんが、代わりに飼ってくれる人をあらかじめ見つけておくことを普及啓発するとともに、当センターも現在行っている飼えなくなった犬・猫の譲渡会への参加や、ホームページの譲渡情報の掲載だけでなく、譲渡支援の充実化を図ることが必要だと考えました。例えば、一人住まいでペットを飼っている人と、ペットを飼いたい人、またはペットとの生活を経験・体験したい人とのネットワークを構築するなど、居住体制も充実させていくことを検討していきます。

最後に、ペットショップ等でのリーフレット・パンフレットの配布・説明について報告します。内容は、飼育前にペットを飼えるかどうかをチェックするためのリーフレットを作成しました。また、健康管理の記録だけでなく、終生飼養を目的として飼い始めた時の写真を貼ったり、初めて家に迎えた時の飼養者の気持ちを記録に残すことができる飼育管理手帳を作成しました。実施体制として、センターでリーフレットと手帳の原案を作成し、モデル事業委託業者がこの原案からリーフレットと手帳を作成しました。またセンターでは、ペットショップに配布と、飼育希望者への説明を依頼しました。広報広聴課では、これらのファイルをアップロードしています。

成果及び評価として、チェックリストは、飼育費用やペットが年を取ることなど、飼育開始時には盲点になりがちなことをペットショップから普及啓発することができました。飼育管理手帳も同様に、ペットショップから普及啓発することができたとともに、当市で犬と猫を譲渡するときに、譲渡動物と共に飼育管理を記録したこの手帳を渡すことができるようになりました。

成果から明らかになった課題として、これらの普及啓発物をペットショップに配布を依頼する際、それぞれの従事者が販売したペットが、終生飼養されることを望んでいることが分かりまし

た。実際にリーフレットとパンフレットを説明するかどうかという点が、課題として挙げられます。

その課題解決の方向性として、ペットショップの従事者は、私たち職員よりも多くのペット飼育希望者に接しています。また、ペットショップ従事者は、販売したペットが終生問題なく飼養されることを望んでいます。これらのことから、より多くの飼育希望者に適正飼養を普及啓発できるように、ペットショップでの職場研修会で講習会を開催させてもらうことを当市では検討しています。コミュニケーションを図りながら、適正飼養を普及啓発し、協力体制を構築していくことで、ペットショップの従事者が飼育希望者に適正飼養について普及啓発していくことが望ましいと考えています。

以上、長野市の報告を終わります。御清聴ありがとうございました。

【水越先生】

ありがとうございました。

普及啓発は、本当に様々な人が対象となるのですが、これからの2題は、子どもに向けた教育活動の発表になります。

まず千葉県さん、よろしく願いいたします。

[発表者入れ替え]

【千葉県】

千葉県健康福祉部衛生指導課公衆衛生獣医班の堀と申します。

千葉県では、子どもへの動物愛護教育の推進をテーマとしたモデル事業を行いました。

本モデル事業は、大きく四つに大別されます。まず一つ目として、子どもが目にするにより、動物愛護を考えるきっかけとするためのポスターの作成。次に、県が開催している動物愛護教室をサポートしながら、子どもたちに動物愛護への理解を深めてもらうためのテキスト作成。三つ目として、小学校における教育活動の一環として活用してもらうための子ども向け動物愛護DVDの複製配布。最後に、子どもへの動物愛護教育の推進をテーマとしたセミナーの開催です。

それぞれについて、事業のコンセプトを説明します。まず、子どもを対象とした動物愛護啓発ポスターの作成については、虐待、遺棄、飼養放棄の三つの行為について、してはならない行為であると、子どもたちに認識させる内容とし、子どもたちがよく目にする場所に掲示することとしました。

次に、子ども向け動物愛護テキスト作成については、対象を小学生にしました。当然、学年の違いにより読解力、理解力に大きな差があるため、低学年用と高学年用の2種類を作成することとし、低学年用については、「動物にも気持ちがあること」、「動物を最後まで飼うこと」の2点を中心に、飽きないよう物語形式とすること。理解を助けるためにイラストを多用することにしました。また、高学年用については、動物の特性や飼い方など人と動物が共生するうえで必要なことを幅広く盛り込み、より現実的で身近な問題として捉えさせるために、イラストだけでなく写真を併用することとしました。続いて、子ども向け動物愛護普及啓発DVDの複製配布についてですが、平成26年度に環境省が作成した普及啓発DVD、「ペットを飼う覚悟と責任」、「本当に飼

えるかな？」を複製し、県教育庁を通じて全小学校に配布することとしました。

最後に、動物愛護セミナーについては、「子どもへの動物愛護教育の推進」をテーマに掲げ、有識者や獣医師会所属獣医師による講演やパネルディスカッションを通じて、参加者の理解を深めることとしました。また、アンケートにより参加者の意識調査を実施することとしました。

それぞれの事業について、成果及び評価について説明します。ポスターについて、画面右側が成果物です。A2、カラー、6,500枚を作成し、県内全小学校、動物行政窓口、動物取扱業者等に配布しました。画面のとおり、遺棄、虐待、飼養放棄について、動物と子どもを置き換えたイラストを左右に並べることで、目にした子どもたちに動物の気持ちを考えさせる内容となりました。

子ども向け動物愛護テキストについては、低学年用として、A4、カラー、16ページからなる「マロンの気持ち」を5千部作成しました。動物にも気持ちがあること。動物を最後まで飼うことを中心に、動物に対する興味を持たせ、動物の幸せを考えさせる内容としました。また、柔らかいタッチのイラストを多用しながら物語形式としたことで、低学年の子どもでも飽きずに最後まで読むことができるものとなりました。また、高学年用としては、A4、カラー、28ページからなる「動物愛護のしおり」を6千部作成しました。動物の特性や飼い方を丁寧に解説することで、動物への理解を深め、人と動物が共生するうえで必要なことを教える内容とし、写真を併用することによって、より現実的で身近な問題として捉えられるよう工夫しました。成果物は、県内全小学校に各1部ずつ、動物愛護教室の広報もかねて配布したほか、動物愛護教室の受講者には個別にお配りしています。

動物愛護管理に係る普及啓発DVDの複製配布については、平成26年度に環境省で作成した「ペットを飼う覚悟と責任」、「本当に飼えるかな？」を千部複製し、教育活動の一環として活用してもらうため県内全小学校に配布しました。なお、平成28年度、千葉県教育委員会では、子ども向けに動物愛護教室を題材とした道徳DVD教材を制作しております。

動物愛護セミナーは、平成27年11月8日に開催し、参加者は115名でした。帝京科学大学のハマノサヨコ先生による「子どもへの動物飼育・福祉教育と動物が子どもの発達に与える影響」。また、千葉県獣医師会のカネサカヒロシ先生による「千葉県獣医師会における学校飼育動物への取り組み」。また、県動物愛護センターの職員による「動物愛護教育に関する取り組み状況」という三つの講演のほか、パネルディスカッションを行いました。講演については、3人の講師が異なる視点から子どもへの動物愛護教育の推進について講演したことにより、参加者に理解を深めてもらうことができました。また、パネルディスカッションの実施により、学校飼育動物の飼養環境の問題や、子どもの動物アレルギー等、様々な角度から活発な議論を交わすことができました。さらに、参加者へのアンケート実施により、動物愛護教室推進への賛否や、モデル犬の使用、学校飼育動物に対する意見等、県の施策を考えるうえで参考になる意見を頂戴しました。

成果から明らかになった課題と課題解決の方向性について説明します。ポスターやテキストを作成するにあたっては、具体的に内容や表現方法を決定する段階で、各学年における読解能力や理解力を確認する必要性が生じました。今回は、結果として小学校の教員経験のある教育庁職員等から助言を受けることができましたが、これを動物担当者のみで進めることは困難と考えられました。そのため、このような取り組みをするにあたっては、企画や立案の段階から、教育関係者と共同する体制を構築する必要があると考えられます。また、内容をより充実したものとするためには、県獣医師会や学識経験者等と連携することも有用と考えられました。

動物愛護セミナーについても課題がありました。開催にあたっては、県教育庁を通じて各教育委員会に周知しておりましたが、結果として教育関係者の出席は1名のみでした。また、パネルディスカッションにおいては、活発な議論が交わされたものの、動物愛護の視点からの議論に終始し、動物愛護教室開催の拡大につながる議論には至りませんでした。解決方法として、今後同様の取り組みを行うのであれば、講演者やパネリストに教員や教育委員会関係者を招くなど、教育関係者をより巻き込んでいくことが必要と考えられました。

最後に、本モデル事業後の千葉県の状況を幾つか御紹介します。1つ目として、県教育機関側と動物行政機関側との連携体制の構築が挙げられます。本プロジェクトを通じて、教育関係部署とのパイプが出来つつあります。昨年度、県教育委員会は、動物愛護教室を題材として動物の命の大切さを考えさせる内容を含む道徳DVDを作成しておりますが、この制作にあたっては、県動物愛護センターが撮影に全面協力しました。次に、当県における子ども向け動物愛護の啓発についてですが、昨年度、ペットショップに来店した子どもたちに向けて、ペットを購入した場合、適切に飼養できるか事前確認させるための啓発チラシを作成し、ペットショップ等に置いていただきました。最後に、動物愛護教室開催の広報方法についてですが、教育庁を通じて、動物愛護教室開催に関する広報通知文書を各小学校に送るだけでは開催数の増加につながらない中で、一部地域では小学校の校長会の場で広報することにより、開催数の増加につながっていることが確認されています。こういった状況を踏まえ、今後の広報方法をさらに検討していきたいと考えています。

最後となりますが、本モデル事業を進めるにあたり、御協力いただいた関係者の皆様方へ、この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。

【水越先生】

ありがとうございました。

次は、最後ですね。24演題目になります。八王子市さん、よろしく願いいたします。

〔発表者入れ替え〕

【八王子市】

八王子市保健所生活衛生課、渡辺と申します。

八王子市で取り組みました「いのちの教育」について、報告させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まずは内容について御説明いたします。八王子市では、実際の動物代わりに、張り子の動物などを使っていのちの大切さを伝える、奈良県のうだ・アニマルパークにて展開している「いのちの教育」を、市内公立小学生低学年を対象にして以下のとおり実施しております。このモデル事業に関しては、平成27年度からモデル事業に認定されました。毎年1校実施していましたが、28年度は2校、29年度は3校、拡充して実施いたしました。実施期間ですが、大体平均1か月を要しております。これは、プログラムをⅠからⅢに分けて、Ⅰのプログラムが終わってから子どもたちに考えさせる時間を与えます。この考えさせる時間を費やしてから、次のプログラムに進むという方法を取っているため、1か月要している状態でございます。

それから、内容について御説明いたします。各学校の授業時間中に行います。各学校に出向いて、2時間目、3時間目などを使って、プログラムⅠ、私たちと動物の関わり。プログラムⅡは、動物と私たちの「いのち」は同じだよ。プログラムⅢでは、動物のために私たちが何ができるんですかということを考えさせます。それからこの授業開始前、プログラムⅠの開始前には、必ずアンケート、後で説明しますが実施しております。そして、プログラムⅢ、これが終了した後で、アンケートを実施して子どもの心がどのように変化したのか、こういったことも検証しております。

続いて、この事業を展開する新たな目的です。二つあります。一つは、人間は、地球上に多くの生き物と関わりの中で生きており、「いのちの教育」を通じて、動物の関わりに気付いてねと、動物にも感情や要求があるんだよ、動物の命が私たち人間と同じであるんだよということを学ばせます。そしてもう一つは、小さい頃から、子どもが果たすべきこういった形、責任を、考えていただいて、子どもの頃から学んで、生きもののいのちを慈しむ心を育ててもらいたいからです。

そして、この事業を展開するにあたっての実施体制です。上から順に説明しますと、八王子市保健所と学校教育部、それから、動物愛護推進員を活用しております。まず上から説明しますと、我々保健所が学校教育部に日程を示して、各学校で希望する学校を集約していただきます。学校教育部が、全学校に通知を出して希望する学校を集約し、調整して推薦校として我々に依頼をかけてきます。今まで1校だったんですが、今年度は3校実施いたしましたので3校をやりました。希望数としては大体6校から9校出ておりました。それから、実地校が決まりますと、我々は動物愛護推進員に講師として依頼します。この講師に依頼するときにはですね、必ず学校では、どこの教室でやる、それから、どんなお子さんがいるんだよっていう情報を提供しております。その中で、機材使うものとかそういった打ち合わせをして必ず1枚にはリハーサル1時間程度のリハーサルをしてから子どもに問かける内容を確認してやっております。

それから、ここからは授業風景を紹介させてください。まず、プログラムⅠにつきましては、私たちと動物の関わりという観点です。人間が、どんな形で動物とかかかわっているかな。それを考えておるかなという形のプログラムⅠの内容です。写真を見ていただくと分かると思うんですが、まずどんなふうにするかと言いますと、この写真の中でパネルを使っています。パネルの中は三つに分かれております。ちょっと見づらいんですが、ここと、ここと、ここですね。これは、野生、ペット、家畜という部類に分けます。この野生、家畜、ペットの中で、三つの分類に18種の張り子の動物がいますので、犬とか猫とかうさぎ、いのししなどです。こういったもの、どこに住んでいるかなというものを選んでいただきます。この、子どもたちが選ぶときに重要なのは、必ず二人一組で選ばせると。一人だけの考えでは駄目ですよと。必ず、ほかの相手の考えはどうなんですかって聞いていただきます。そうすると、ペットは人間が住んでいる住宅街だな。野生は山に生息しているんだな。さらに、みんな気が付かなかったけど家畜は牧場だったんだなっていうことに気が付いて、どんどん区分けをしていきます。こういった作業を最初にやってく形になります。それから、ちょっとこの写真では伝わりづらいんですが、この時の子どもたちの興奮は、マックスに達してしまっていて、ものすごくうるさい状況で授業始まっております。

それから、次の段階、プログラムⅡです。大体1週間から2週間期間をあけて行います。今授業の中の一番のメインイベント、心音を聞きます。この心音を聞くという作業、子どもたち、私もそうだったんですが、自分の心音を聞いたことがないという子が、ほぼ9割以上いましたね。

この子もそうなんです。今年やった写真です。この子も今向こう向いてる写真なんです、本当は顔見せたいぐらいです。初めて聞いた、照れくさそうに笑っていました。それから、みなさんの心音を聞くと、いろいろ音が違うんだな。速さとかリズム、鼓動は違うんだなと理解しました。それから、これはちょっとうだとはまた違うんですが、独自の視点でこちらポインター、これ動物、犬のワンちゃんの心音も動画に撮っておきましたので、ここで聞かせました。みなさん、児童がびっくりしたのは、犬も同じ鼓動しているんだという、ちょっときよんとした顔をしていました。それからその速さ、当然人間よりちょっと速い。この犬はちょっと速かったんですけども、そういった形で、音とかそういうリズムは違っているんだけど、自分と同じ鼓動があるんだなっていうことをみなさん実感しておりました。

それから、プログラムⅢ、最後の授業になります。この授業は、何をするかと言いますと、先ほどやったペット、家畜、野生動物、この中で、我々ができるようなこと。いろいろ住んでいるんだけど、その動物に対してどんな約束ができるだろうということを考えさせています。その中で考えさせる中で、まずは見せるのが、ここにちょっと載っていないんですが、犬は飼育されている環境を見せます。その飼育されているケージのそばに、一家団欒、みなさんご飯食べているような絵を見せます。そうすると、犬はどんなふうに思いますかっていうことを聞かれます。そうするとみなさん出てきます。みんな一生懸命世話してあげたい。それから、散歩したい。一緒に遊んであげたい。中には、かまってくれなくて寂しいんだなんて意見もありました。そういった子も考えるんだなっていうふうにありました。そこで、その後、こちら、ペットに対してはどんな約束できますか。家畜に対してはどんな約束できますかといったものが、この黒板に書かれたものです。ちょっと紹介してみると、ペットは、檻から出したい。世話をしてあげたい。遊んであげたいんだって約束でした。それから、家畜には、人間のために命をいただいているんだよって意見も出ております。それから、野生には、当然野生に住んでいる動物たちのために、森をきれいにする。ごみを捨てないんだという意見も出ておりました。こういったことが、最後、ホワイトボードに書かれて、みなさんでまとめた意見がこの黒板の内容になります。

それから実績で、大変申し訳ありません。25年度からやっていたものですから、この表は27年度から29年度、実地校は6校。それから、回数は18回に修正させていただきます。参加児童数は347名に対して行っております。このペースを見ていただくと、最初の方は3学期を集中にやっていたんですが、今は1学期に1回、1学期、2学期、3学期という形で学校の行事に配慮して行うような形で取り組んでおります。

それから成果です。アンケートを、先ほど説明しましたが、アンケートについては、四つアンケート項目です。人間は動物がいなくても生きていけますか。動物とおもちゃは同じ。それとも、動物はしたいことがあると思うか。それから、あなたは動物に何かできることがあると思いますかって四つの項目を挙げています。はい、分からない、いいえという項目で、適正な回答、1番はいいえが適正な回答ですが、その正答率を出したものです。全て上昇しております。特に1番と3番、動物がいなくても生きていけますか。関わりのところは10%以上上がっています。それから、動物の要求のところです。したいことがあると思いますか。これも上がっております。そして、自由記述方式も取ってまして、アンケートの中には言葉を書いてほしい。なぜこの回答を選んだのか。そのキーワードを紹介しますと、一番上は食べ物や様々なことをいただいていることや、癒しもらっていることが書いてあるかなというところ。ここでは当然、お肉が食べ

られなくなるとか、そんなことが書いてありました。2番、動物とおもちゃ。こちらの方は、心と気持ちを持っていることが書けているかという文です。それから、動物にはしたいことがあると思いますか。これは、動物の要求の点です。ここも当然食べたい、飲みたい、病気になりたくない、遊びたいんだ。先ほど言ったその要求が書かれていました。で、最後に、あなたは動物の、さっきの約束ですね。どんなことができますかっていうところでは、ペットに餌をあげる。ここではちょっと今出しませんでしたが、終生飼養の方も小さい子どもながらに考えている子もいました。最後まで世話を見てあげることも書かれていました。家畜に対しては、食べ物を大切にすることが出ていました。野生動物には、やっぱりおどかさないとか、そんな意見もありました。

そして、この評価。この三つの視点からいきました。授業の中から、アンケートから、それから担任の報告からいきますと、授業中では、この心音のところで、一緒に生きていることを実感できました。それから、アンケート結果からは、特に考え方が変わっていきました。人間と動物はつながっていることに多くの方が理解を示してもらいました。それから、最後、担任の報告から聞きますと、衣服を乱雑に扱う仕草が少なくなってきたとか、給食を残さず食べようとする意欲が出てきたなどが挙げられました。

申し訳ありません。その課題としては、この情操教育は非常に効果があるので継続性が必要だと思います。それから、実地校、それから、対象者を拡大することが必要だと思います。この方向性の中で、子どもの成長に合わせた実地体制を整備すること。学校単位ではない「いのちの教育」をして受講機会の拡充を目指していきたいと思います。

八王子市からは以上となります。ありがとうございました。

【水越先生】

ありがとうございました。

普及啓発に関しては、本当に様々な対象、そして何をどのように実施するかという非常に幅広いものでありますが、5演題、様々な工夫が見てとれたというふうに思います。

まずは、有識者の先生方から何か御意見等ございますでしょうか。

では、打越さん、よろしく申し上げます。

【打越先生】

各自治体のみなさんの工夫がすごく面白くって、様々な知恵を絞ってターゲットにどうやって情報を届けようかっていうのを楽しませながら聞かせていただきました。後ほど多分座長として総括コメントさせていただきますので、簡単なことだけと思います。私も大学では学校の先生でありまして、教育者でありますので、自分が若い頃専任講師であった時の授業のやり方と、現在教授になってからの授業のやり方って、意図せざる形ですけど、少しずつ変わってきているなどというふうに思っています。その若い職員だからこそその勢いでできる普及啓発もあれば、ベテランの年長者の職員のしみるような説明というのが効果的ということもあると思いますので、その辺、多分普及啓発に行くのは若手職員が多いのかなと思いますけれども、管理職であってもそういう取り組みにかかわってくると、それもまたターゲット次第によっては、人生の浪花節を語りながら飼い主と理解できることもあるかなと思いました。もしも年長者自らそういうことをやっている事例があれば聞いてみたいと思いました。

【水越先生】

ありがとうございます。

ほかに、遠山さん、よろしくお願いします。

【遠山先生】

度々すいません。新潟県、遠山です。

普及啓発って、みなさんすごく悩むと思うんです。手広くやるものと、ターゲットを絞るものと両方あると思うんですよね。手広くやりたいがために、まんべんなくつまらないテキストになってしまうことが課題だろうと思います。さっきどこかの発表で、市政だよりもものすごく見る確率が高いという話がありました。私、県の立場からすると、市町村広報を使えるのはうらやましいといつも思うんですね。市町村広報に載ると、ちょっとした記事でもちゃんと見てくれる人が多いってのはよく聞きます。手広く広報するときはそれでいいのですが、高齢者だけに読んでほしいとか、特に多頭飼育問題の話になったときに、じゃ、どうしたら効果的に知ってもらえるのかという悩みがあって、川崎市さんは、いろんな種類のテキストとかチラシを作っていました。見る相手の事を考えて普及方法を考えるのは、当たり前のことですが、すごく難しいんだと今日改めて思いました。

【水越先生】

はい、ありがとうございました。

本当に、そうですね。本当に幅広い対象者ということで、多分高齢者の方ですと文字媒体の方がいいんだろうけど、学生さんぐらいの世代になるとインターネットやSNSであるとか、あまり文字を読まないというような世代であったりとか、というようなこともあると思います。また、今回の発表の中でもありましたが、特に子どもに対する普及啓発ですと動物の専門家だけでなく教育の専門家の方に入ってもらわなければ、子どもに理解度に応じた普及啓発ができないであろうとか、また動物の専門家であろうというようなペットショップ等への教育というお話も入っていました。そのようにそのピンポイントの部分と、全体的な部分ということで、実際は何をどのようにというところが非常に難しいところであると思うんですが、今回の発表の中で、長野市さんが対象者別に様々な展開をしていたと思うのですが、どのようにこれらの対象を決めていったのか、なにかありましたら補足をしていただければと思います。

【長野市】

対象を決めていった具体的な検討は、特にはないんですけども、ただ、例えば、苦情の対象になりやすい方ですとか、あと、窓口としてペットにかかわる方が一番行くところはどこかとか、そういったところから考えていって、27年度、モデル事業を最初に私たちにやらせていただいた年に手掛けたもので、まずどういったところがいいか、試験的にやったという意味でもあります。

【水越先生】

ありがとうございます。

もう一つ、子どもに対する教育ということで、千葉県さん、八王子市さんの二つの御発表があったのですが、その中でも動物を使う、使わないというところで、啓発のために、例えばセンターにモデル犬を置いておくのか、置いておかないのか、これも議論になるところであると思います。八王子市さんは、奈良県のうだ・アニマルパークの「いのちの教育」ということで、動物を使わないというところにポイントを置いての教育だったと思いますが、子どもに対する教育に対して動物を使う、使わないということに対して、もしよろしければ一言ずつお願いをしたいと思うんですけども。

【千葉県】

千葉県の場合、まず、動物愛護教室をやるにあたって、学校側と実際に教室を開催する側で事前に当然、詰めています。そうした中で、教育者の視点の部分、それから動物愛護からの視点の部分のズレをまず埋める作業をする。そういった中で、モデル動物を使うかどうか。そういったことを、相手に要望があるかどうかを確認したうえで、もし使いたいということで、それを使わなければ授業として内容難しいということであれば、当然使うんですけども、その場合についても、例えば複数頭用意をして、その日の調子、そのワンちゃんの調子に応じて、調子の悪い子は使わないですとか、そういった動物福祉の面から配慮した対応をとということでできる限りやっております。

【水越先生】

ありがとうございます。

では、八王子市さん、動物を使わないという視点の方で。

【八王子市】

八王子市の場合には、センターがないので、動物ふれあい会の方を優先することができない事情があったんですね。なので、動物を使わない事業が何かできないかを、模索してみまして、その時に、うだの方でこういった事業があるというのが分かりましたので、それで始めた次第でございます。

【水越先生】

ありがとうございます。

使わないのがいいのか、使うのがいいのかっていうのは様々な議論もあると思うのですが、今千葉県さんの方から発言があったとおり、動物福祉、動物愛護の教室であるわけですから、そこが守られないと全く意味がないところもあるのかと思います。この辺も議論がある部分かと思いますが今回そういった意味で面白い発表だったと思います。

ほかに何か御意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、ここで議長の打越さんの方にマイクを戻したいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

【打越先生】

水越さん、ありがとうございました。

それでは、事務局にマイクを返す前に、総括コメントということで一言申し上げたいと思います。

今日の事例報告会は、いずれも本当に面白かったというか、なるほど、こんなノウハウや手法があるかと思いついて聞かせていただきましたけれども、所有者不明の犬猫対策でも、譲渡事業でも、あるいは所有者明示であっても、普及啓発であっても、やはり行政職員のスキルが本当に問われる状況になってきているなと思います。それはまず、交渉力ですよね。同じ行政組織の中でも、教育委員会であったり、福祉や医療部局であったり、今後もしかしたら住宅部局、多頭飼育の話になれば、そういうところとの交渉も必要になってくると思いますし、もちろん一般の飼い主や自治会長さんとの連携も必要になってくる。そして、ボランティアさんに非常にたくさんの人たちがいるとなれば、まずは交渉力が問われます。それから、何かこれ良い政策であろう、いいアイデア思いついたであろうと思って、思いつきで事業やれば必ず落とし穴が待っているというか、先を二手も三手も読んで、どういう結果になるかを考えていくのも、政策立案能力が高くないとそこまで判断できないと思います。また、他人の気持ちとか感情への配慮というのも、正論だけとか理屈だけではどうしても相手が動かないわけで、どこで引くか、どこで情緒を理解するかというのも問われる。もちろん、日々の細やかなテクニック、ノウハウも必要になってきますと、やはり行政職員さんとしての政策能力というのが今後一層問われてくるんじゃないかというのを、今日感じました。それは、ほかの政策分野での成功事例から盗むとか、人事異動を通じて、ほかの部局の事を、特に獣医師職は人事異動に限られるんですけども、それでもほかの部局の事を知るぐらいの視野の広さが、今後問われるかなと思ったのが1点目であります。

2点目は、そうした職員の人員数に関しても、都市部と農村部ではどうしても違いがあるなというのを感じました。印象的だったのは、今日、川崎市さんと福岡市さんですけども、古くからの政令指定都市の実力というようなものを感じた次第で、逆に農村地域では、自治体の職員さんの数というのも限られてくると思います。そうなったときに、例えば、動物そのものをどうするかという形で講師を招くのではなくて、自治体同士で、あそこの職員さんのあのノウハウが面白かったから、うちの自治体でも盗みたいというような形で、自治体職員同士でスキルを盗み合うような研修会、職員の能力向上の研修会を、みなさんが考えていてもいいんじゃないかと思います。自治体職員同士ですから、悩みは共有していますし、講師依頼の交渉をするときにそんなに気を遣わなくて済む。外部の先生とか、大学の先生とか、ボランティアさんに頼むと、それはもう気を使うと思いますけど、そうではない自治体職員同士の参照の場が広がってくれるといいなと思います。そういう場のリードも、環境省に今後協力をしていただけたらと思っています。

今日の聞いたところのとりあえずの感想でしたけれども、それでは、事務局にマイクをお返ししたいと思います。

【雨宮主査】

打越先生、水越先生、発表いただいた自治体の皆様、どうもありがとうございました。

時間が大分超過しておりますので、4番のその他は割愛させていただきます。

最後に、閉会の言葉を、室長の則久よりいたします。

【則久室長】

みなさん、大変お疲れ様でございました。こんな長時間、ちょうど12時半から6時間ですね。申し訳ございませんでした。

ちょっと途中中座をしてしまったんですが、法律改正が近付いてきますと、どうしても法律で何ができるのかってよく考えてみます。前回の法律の中で、動物愛護管理法と、動物の愛護と動物の管理をずっと目的に来たのですが、前回の改正で、人と動物が共生する社会の実現というのが新しく入ってきた。そういう社会を目指そうっていうことをうたいだしたんですが、それが何なのかは、問いかけていかないといけないと思っています。

今回、人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトを通じて、まさに前回の法改正をふまえて、恐らく、いろいろこの法律の事を考えてきますと、法律で何とかできることって意外に多くはなくて、むしろ法律の条文に書いてない部分とか、人々の動物に対する考え方とか思いとかライフスタイルとか、そういった部分を大きく変えていかないと、なかなか、規制すれば何とかなるとか、条文に書けば何とかなるといのではないんじゃないかなと最近特に感じるようになってきています。よくあるのは、日本の法律と海外の法律を比較して、これが足りない。この基準がないと言われるんですが、海外がなぜああいう社会を作っているかという、法律の条文とか、基準にはない部分に、本質的に重要なことが非常にたくさんあって、そこを理解しないままに条文だけ比較して何か議論をすると、判断を間違うんじゃないかと非常に強く感じています。そういった意味で、日本でいろんな地域地域、これも非常に都市型と農村型で、かなり動物に対する考え方も違う中で、どういう社会を作っていくのかという意味では、この4年間いろんなモデル事業をやってきました、我々が、現場の生の情報をいっぱいたくさん聞かせていただくごとに、非常に大きい意味があると思っています。人と動物が共生する社会を作っていくためには、これで終わりではございませんので、まず今回いただいた成果をまとめて、見えるような形でホームページにアップさせていただきたいと思っておりますし、またこれに引き続いて、来年度以降もいろんな新しい取り組みを進めていきたいと思っておりますので、とりあえず今日のところは、モデル事業を行っていただきました自治体の皆様に感謝をいたしまして、また、座長をおつとめいただいた打越先生、水越先生はじめ有識者の皆様にお礼を申し上げまして、本日の会議は終了させていただきたいと思っております。

本当に大変長い時間、ありがとうございました。

(了)